

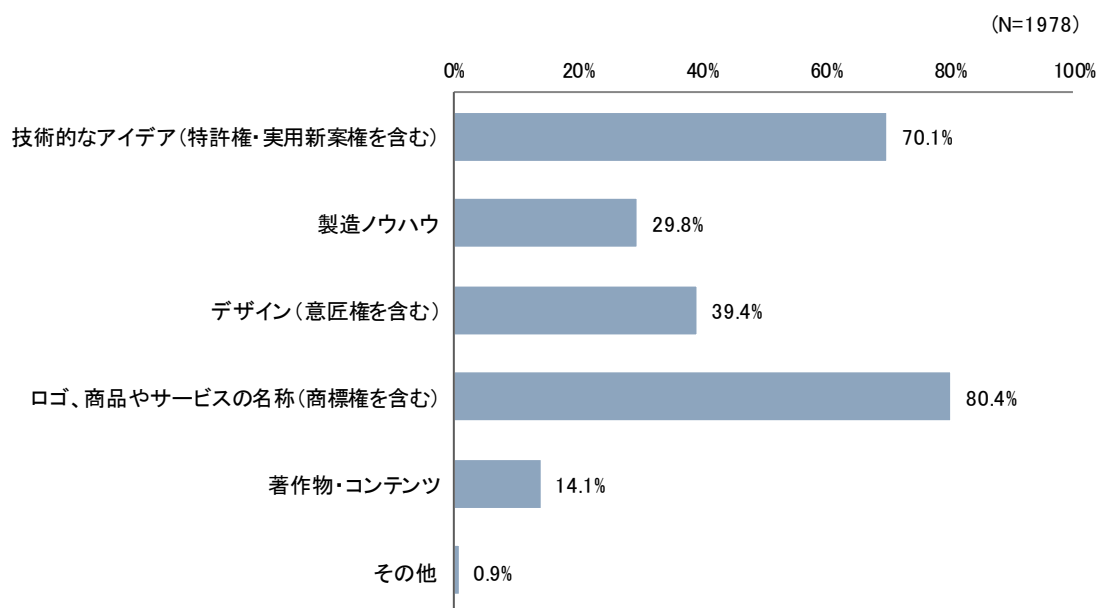
2. アンケート調査結果

(1) 保有している知財の種類

「ロゴ、商品やサービスの名称（商標権を含む）」を保有している企業が 80.4%、「技術的なアイデア（特許権・実用新案権を含む）」は 70.1%、「デザイン（意匠権を含む）」は 39.4% となっている。

図表 Ⅲ-1：保有している知財（複数回答）

Q1 貴社が保有している知的財産（＝「知財」）について、あてはまるもの全てを選択下さい。



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

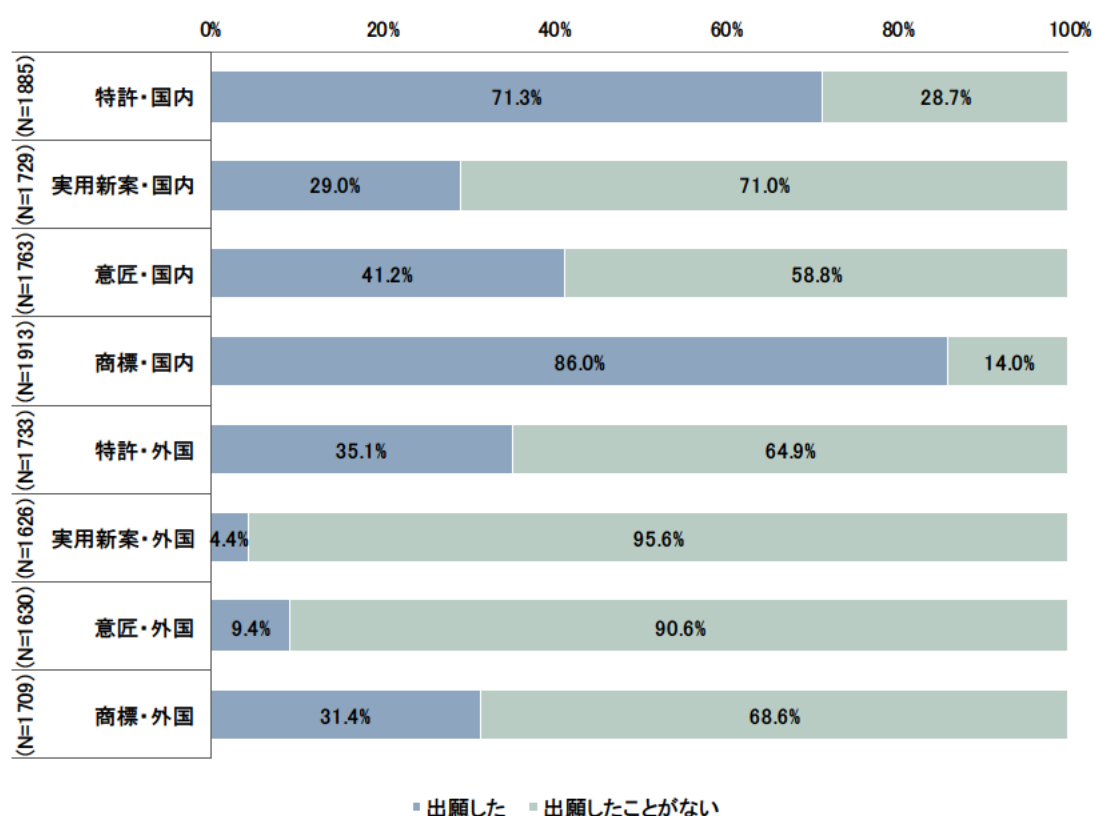
（２）知的財産権の出願・保有状況

①出願経験（直近 10 年間）

直近 10 年間に商標を国内出願した企業の割合は 86.0%、特許の国内出願は 71.3%、意匠の国内出願は 41.2%である一方、外国出願は、商標 31.4%、特許 35.1%、意匠 9.4%と国内出願企業の半数以下の割合となっている。⁷³

図表 Ⅲ-2：特許、実用新案、意匠、商標（国内・外国）の出願経験

Q2 知的財産の出願と保有権利について ① 出願（直近 10 年間）の有無



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

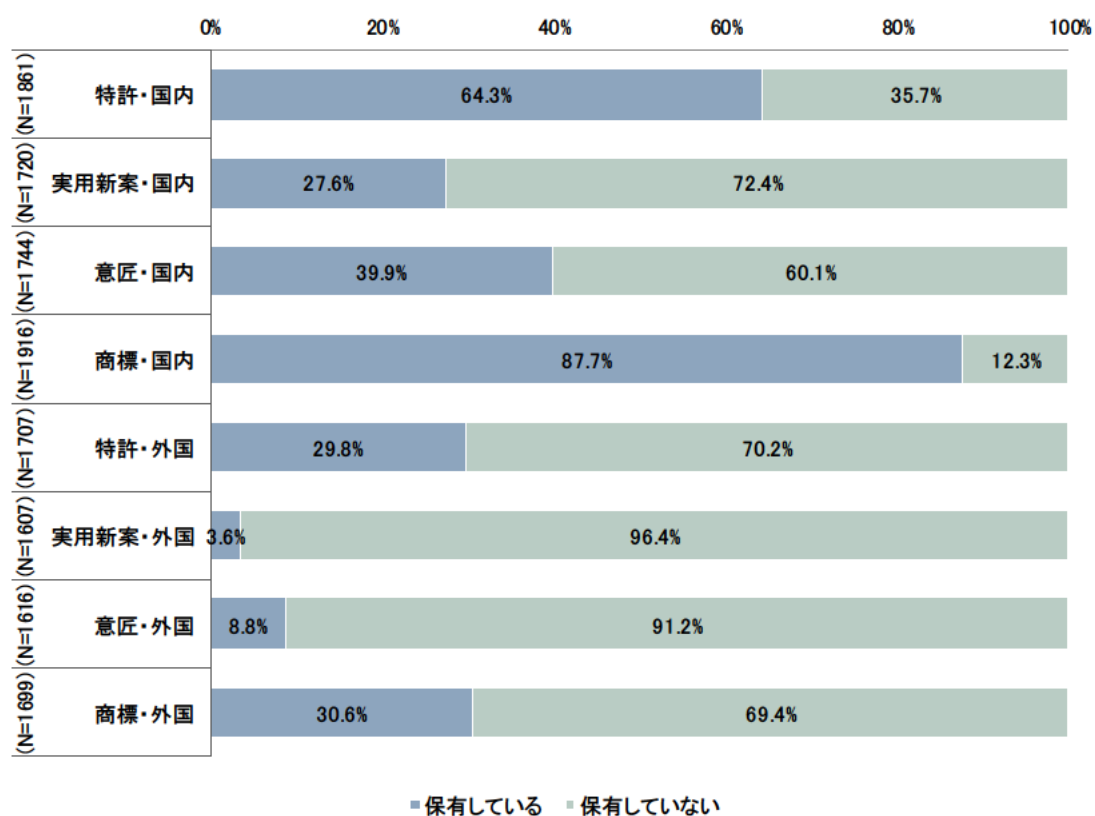
⁷³ 本アンケート調査は、過去 3 年間にいずれかの産業財産権を出願した企業を対象としており、出願経験の割合は一般の中小企業に比べて大きいことに留意する必要がある。

②保有状況（現在）

現在商標（国内）を保有している企業の割合は 87.7%、特許（国内）は 64.3%である一方、商標（外国）は 30.6%、特許（外国）は 29.8%となっている。

図表 Ⅲ-3：保有している特許、実用新案、意匠、商標（国内・外国）の有無

Q2 知的財産の出願と保有権利について ② 保有（現在）の有無



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

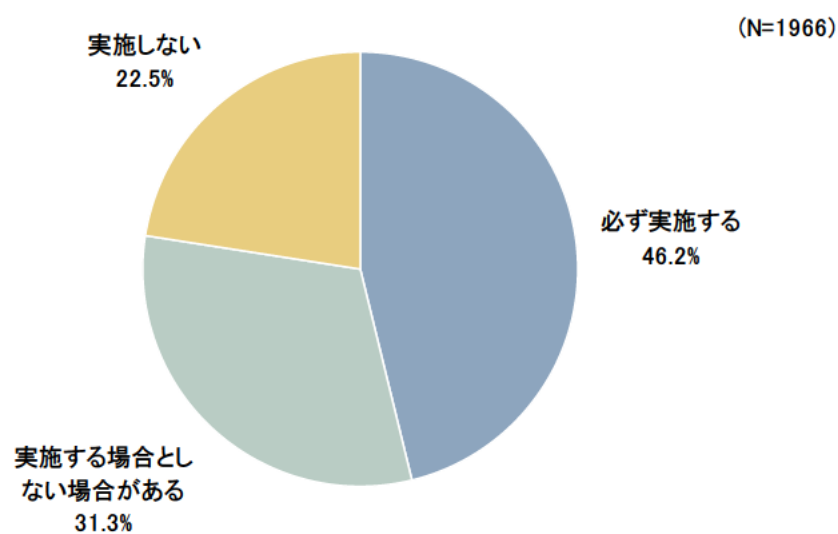
(3) 先行技術調査

①先行技術調査実施の有無

必ず実施すると答えた企業の割合は 46.2%である一方、実施しないと答えた企業も 22.5%となっている。

図表 Ⅲ-4 : 先行技術調査実施の有無

Q3 特許出願の先行技術調査について ①先行技術調査を実施しますか。(1つだけ)



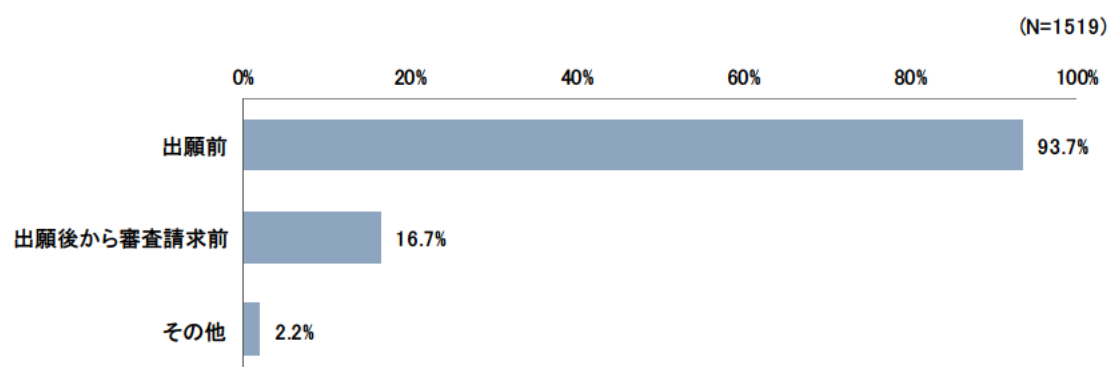
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②先行技術調査の実施時期

先行技術調査を実施する企業についてみると、「出願前」に実施する企業の割合が 93.7%を占めており、「出願後から審査請求前」は 16.7%となっている。

図表 Ⅲ-5 : 先行技術調査実施の時期(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について ②いつ実施しますか(いくつでも)



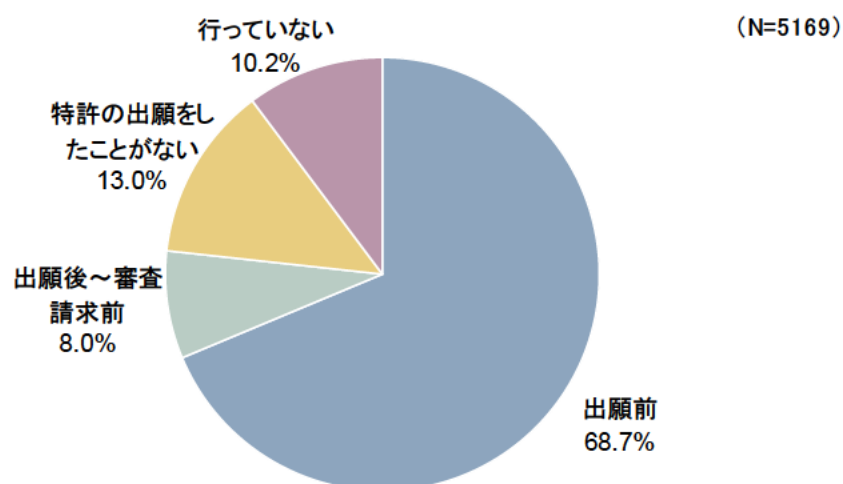
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査とは回答選択数が異なるため正確な比較はできないが、大きな変化はないとみられる。

図表 Ⅲ-6 : (平成 25 年度)特許の先行技術調査の時期

Q 特許の先行技術調査をいつ行っていますか。



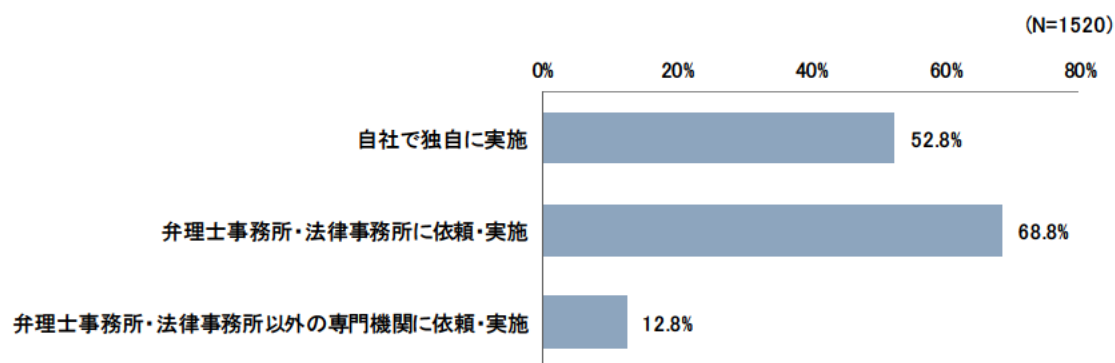
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③先行技術調査実施の方法

「弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施」する企業の割合が 68.8%、「自社で独自に実施」する企業の割合は 52.8%となっている。

図表 Ⅲ-7：先行技術調査実施の方法(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について ③どのように実施しますか(いくつでも)



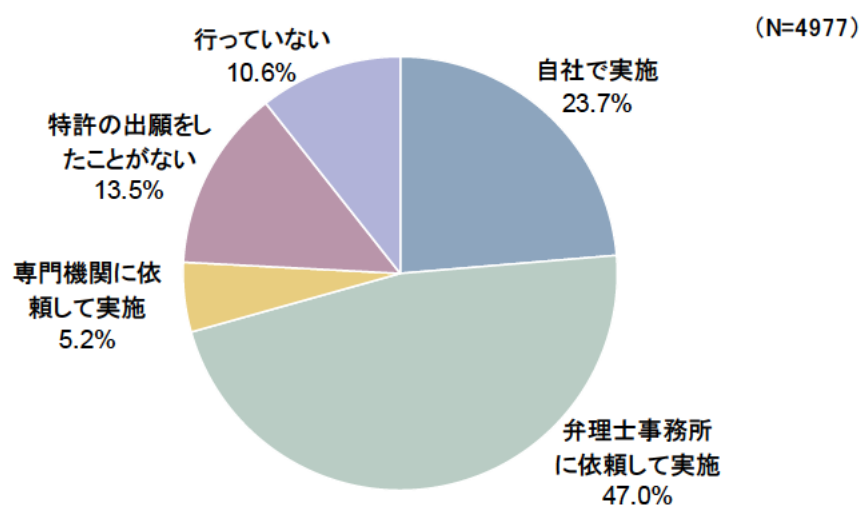
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査とは回答選択数が異なるため、正確な比較はできないが、平成 25 年度調査では「自社で実施」する企業が 23.7%、「弁理士事務所に依頼して実施」する企業は 47.0%となっている。

図表 Ⅲ-8：(平成 25 年度)特許の先行技術調査の方法

Q 特許の先行技術調査をどのように行っていますか。



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

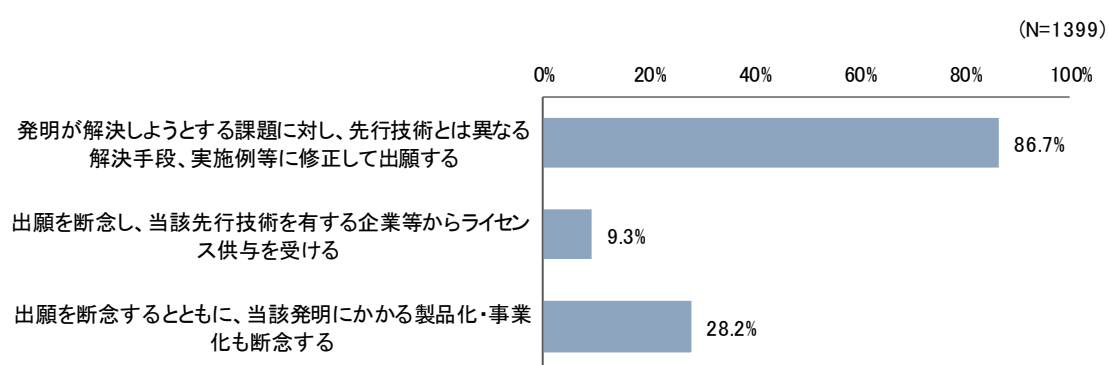
④先行技術調査により先行技術が確認された時の対応

先行技術調査を出願前に実施する企業について、先行技術が確認された時に「発明が解決しようとする課題に対し、先行技術とは異なる解決手段、実施例等に修正して出願する」企業の割合が86.7%と多い。一方「出願を断念するとともに、当該発明にかかる製品化・事業化も断念する」は28.2%、「出願を断念し、当該先行技術を有する企業等からライセンス供与を受ける」は9.3%となっている。

図表 Ⅲ-9：先行技術調査により先行技術が確認された時の対応(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について (②にて「1.出願前」を選択した方だけにお伺いします)

④先行技術調査の結果、類似する先行技術が確認された場合、どのように対応されますか(いくつでも)



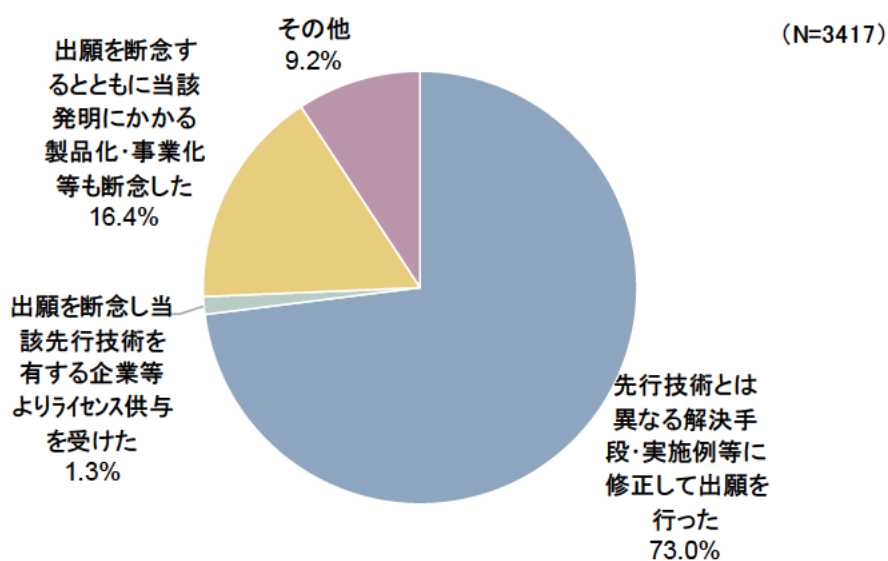
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「先行技術とは異なる解決手段・実施例等に修正して出願を行った」企業の割合が 73.0%、「出願を断念するとともに当該発明にかかる製品化・事業化等も断念した」は 16.4%、「出願を断念し当該先行技術を有する企業等よりライセンス供与を受けた」は 1.3%であった。

図表 Ⅲ-10 : (平成 25 年度)類似する先行技術が確認された場合の対応

Q 出願前に先行技術調査を行った結果、類似する先行技術が確認された場合にどのような対応をとっていますか。



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

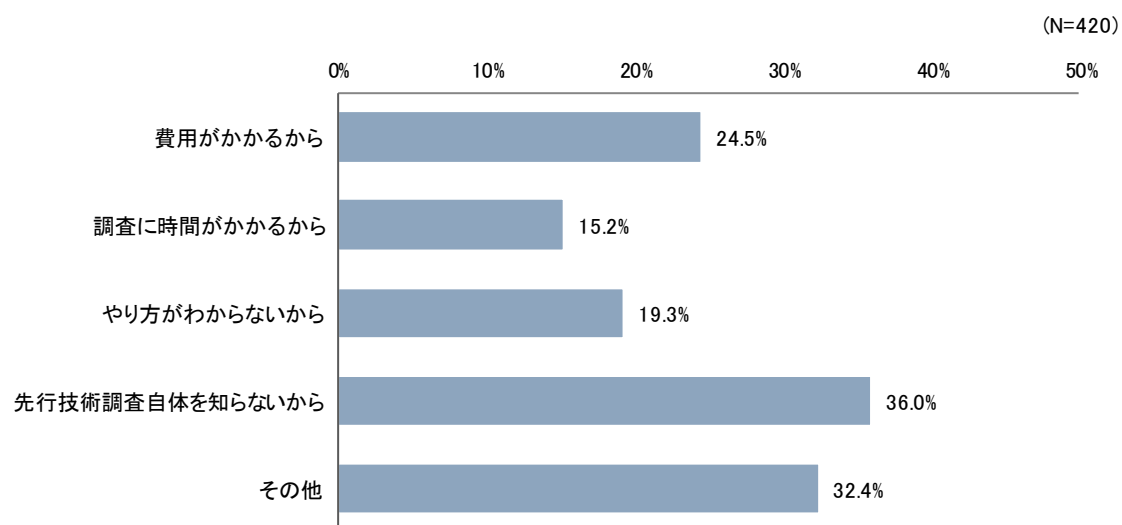
⑤先行技術調査を実施しない理由

「先行技術調査自体を知らないから」と回答した企業の割合が 36.0%と最も多い。「やり方がわからないから」(19.3%) も含めて、先行技術調査に対する理解が不足している中小企業が見受けられる。

図表 Ⅲ-11 : 先行技術調査を実施しない理由(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について (①にて「3.実施しない」を選択した方だけにお伺いします)

⑤先行技術調査を実施しない理由は何故ですか(いくつでも)



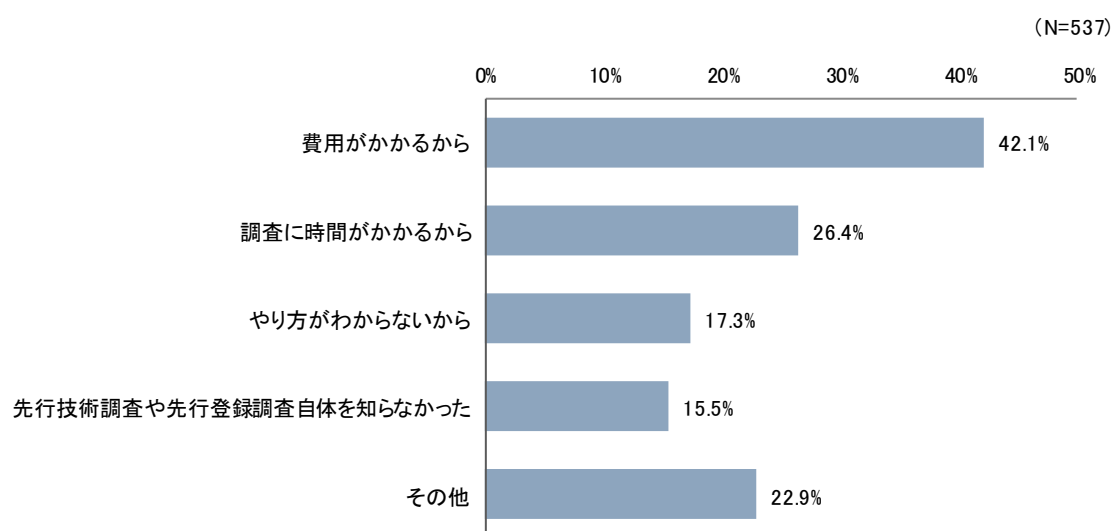
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、平成 25 年度調査では「費用がかかるから」が 42.1%であったが、今年度は 24.5%に減少している。

図表 Ⅲ-12 : (平成 25 年度) 先行技術調査、先行登録調査を行っていない理由(複数回答)

Q 特許等の先行技術調査、意匠や商標の先行登録調査を行っていない理由をお答えください



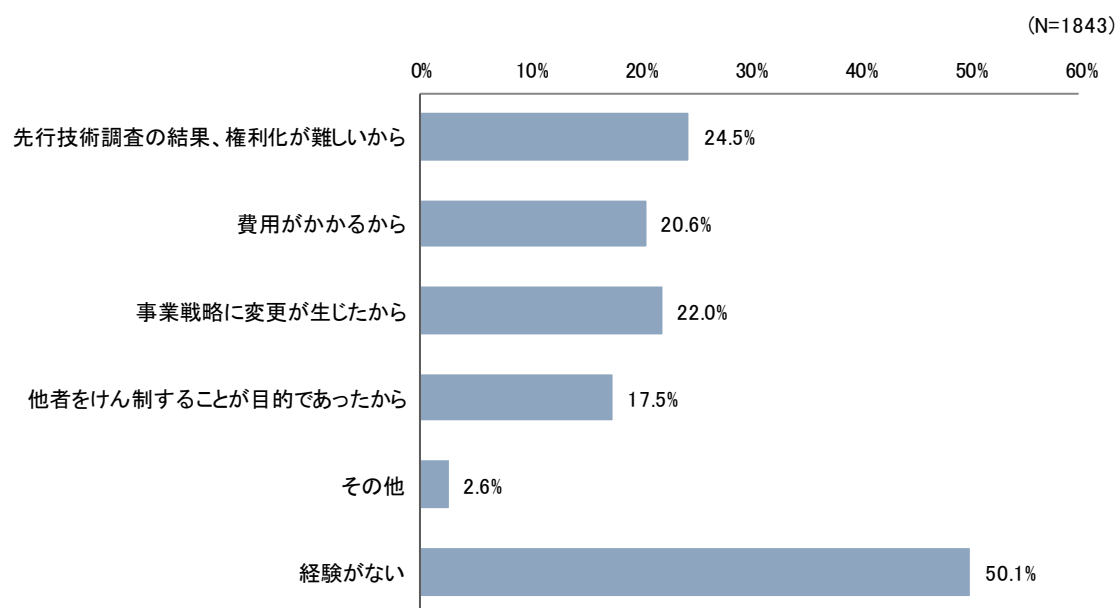
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑥出願後に審査請求を行わなかった理由

「先行技術調査の結果、権利化が難しいから」と回答した企業の割合が 24.5%、「事業戦略に変更が生じたから」が 22.0%、「費用がかかるから」が 20.6%となっている。

図表 Ⅲ-13 : 出願後、審査請求を行わなかった理由(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について ⑥貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか。理由としてあてはまるものを選んでください。(いくつでも)



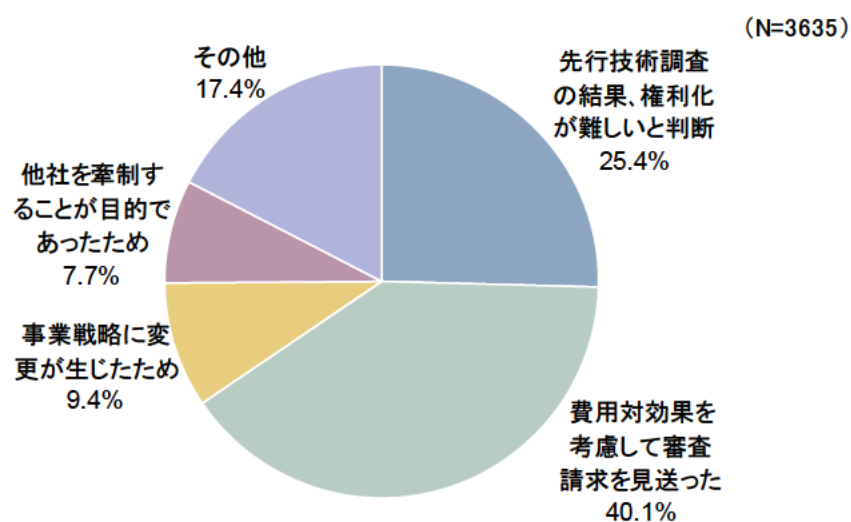
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度と回答条件が異なるため単純な比較はできないが、平成 25 年度は「費用対効果を考慮して審査請求を見送った」が 40.1%であり、費用を理由とする企業が最も多かった。

図表 Ⅲ-14 : (平成 25 年度)審査請求を行わなかった経験について

Q 貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

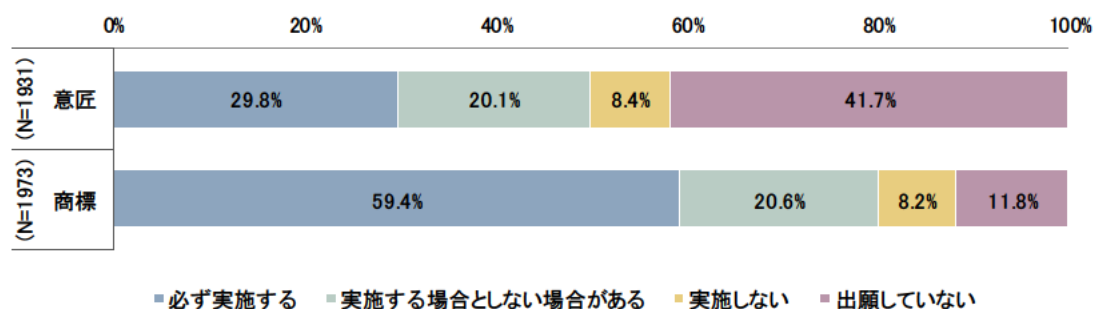
(4) 意匠・商標の先行登録調査

①先行登録調査実施の有無

「必ず実施する」企業の割合は意匠権では 29.8%、商標権は 59.4%となっている。

図表 Ⅲ-15：意匠出願、商標出願の先行登録調査実施の有無

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について ①意匠出願の先行登録調査を実施しますか。(1つだけ) ②商標出願の先行登録調査を実施しますか(1つだけ)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

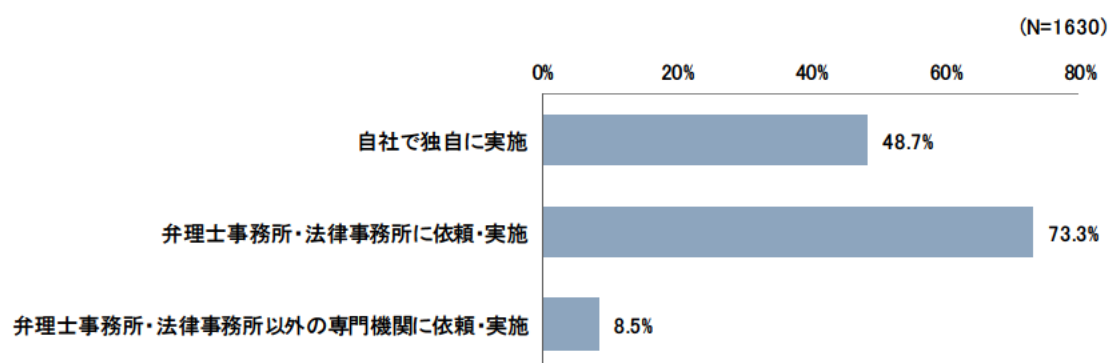
②先行登録調査の実施方法

「弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施」する企業の割合が 73.3%、「自社で独自に実施」する企業は 48.7%と、特許出願とほぼ同じ割合となっている。

図表 Ⅲ-16：意匠出願、商標出願の先行登録調査実施の方法(複数回答)

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について (①②のいずれかにて「1. 必ず実施する」または「2. 実施する場合としない場合がある」を選択した方だけにお伺いします)

③意匠出願、商標出願の先行登録調査をどのように実施しますか(いくつでも)



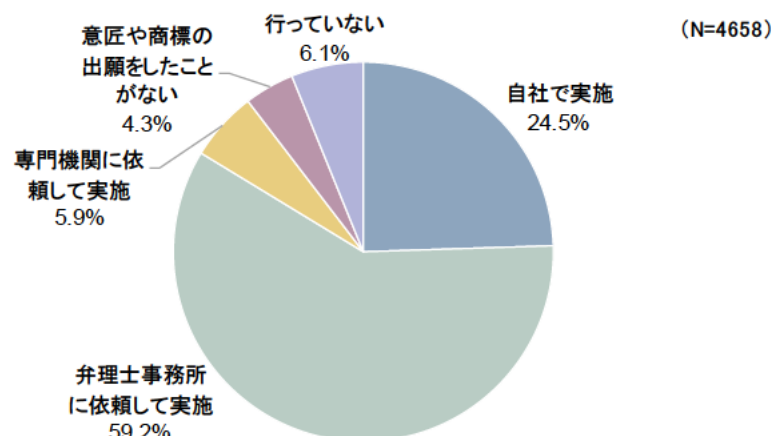
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択数が異なるため正確な比較はできないが、「弁理士事務所に依頼して実施」する企業の割合が 59.2%、「自社で実施」が 24.5%となっている。

図表 Ⅲ-17：(平成 25 年度)意匠や商標の先行登録調査の方法

Q 出願前の意匠や商標の先行登録調査をどのように行っていますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

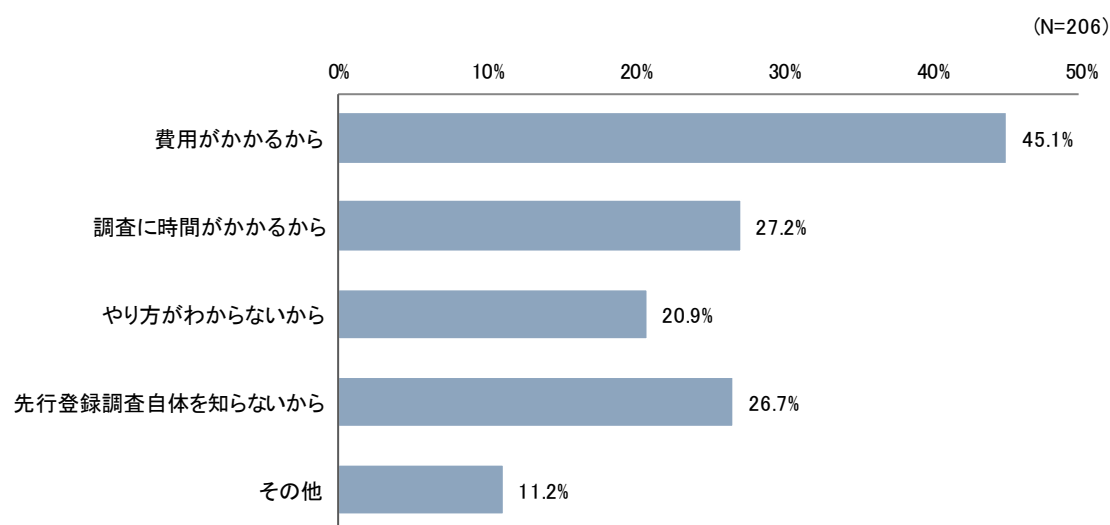
③先行登録調査を実施しない理由

「費用がかかるから」という回答企業の割合が 45.1%、次いで「調査に時間がかかるから」が 27.2%となっている。また、「先行登録調査自体を知らないから」(26.7%)、「やり方がわからないから」(20.9%) という企業の割合も比較的大きくなっている。

図表 Ⅲ-18 : 意匠出願、商標出願の先行登録調査を実施しない理由(複数回答)

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について (①②のいずれかにて「3.実施しない」を選択した方だけにお伺いします)

④先行登録調査を実施しない理由は何故ですか(いくつでも)



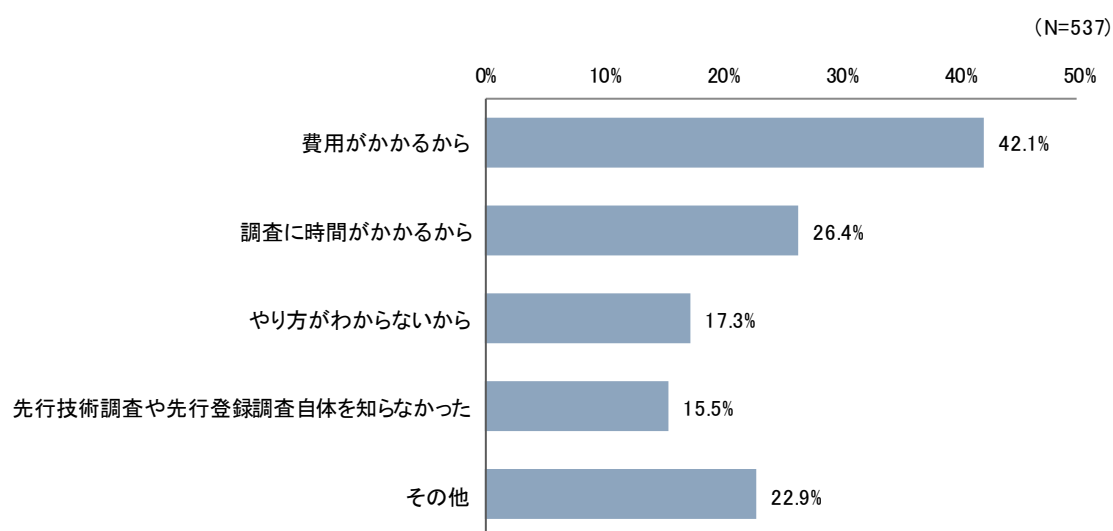
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度調査と同様の傾向であるが、「先行技術調査や先行登録調査自体を知らなかった」の回答割合が今年度の方が大きくなっている。

図表 Ⅲ-19 : (平成 25 年度)(再掲)先行技術調査、先行登録調査を行っていない理由(複数回答)

Q 特許等の先行技術調査、意匠や商標の先行登録調査を行っていない理由をお答えください



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

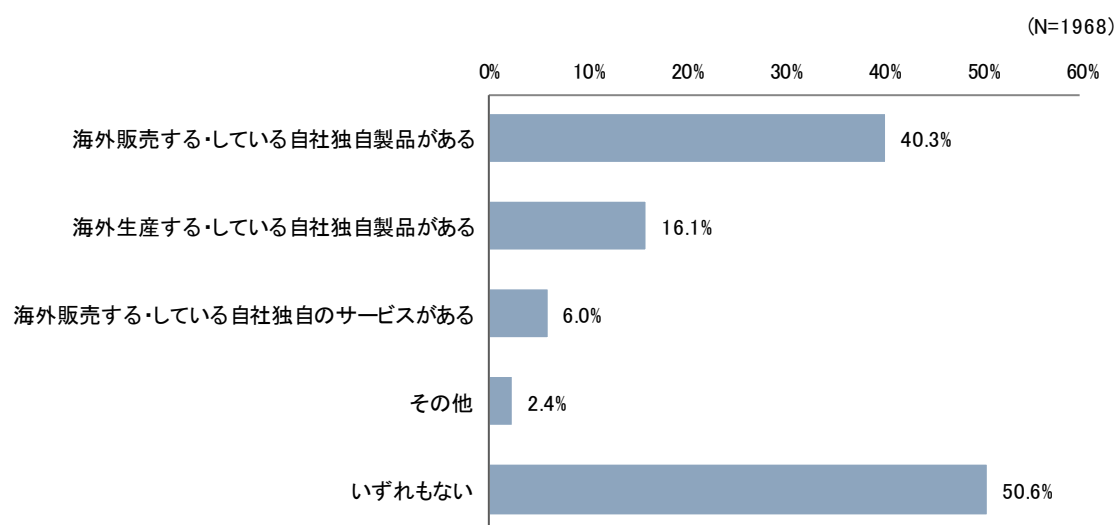
（５）外国出願

①海外事業への取組状況

「海外販売する・している自社独自製品がある」企業の割合が 40.3%、「海外生産する・している自社独自製品がある」が 16.1%、「海外販売する・している自社独自のサービスがある」が 6.0%を占めている。一方、「いずれもない」は 50.6%と約半数となっている。

図表 Ⅲ-20：海外事業について(複数回答)

Q5 外国出願について ①貴社の海外事業について、あてはまるもの全てを選択ください。(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

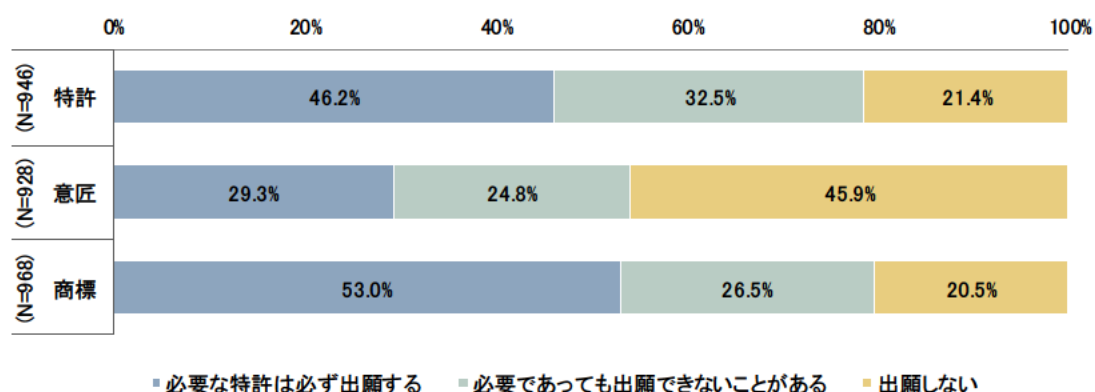
②海外事業に関する知的財産の外国出願

海外事業を実施している企業の外国出願は、「必要な特許は必ず出願する」企業の割合は商標が 53.0%、特許が 46.2%、意匠は 29.3%となっている。一方、「必要であっても出願できないことがある」は、特許が 32.5%、商標が 26.5%、意匠が 24.8%となっている。

図表 Ⅲ-21 : 海外事業の外国出願

Q5 外国出願について ②貴社の海外事業に関する知的財産権の外国出願について、あてはまるものを選んでください。

a)特許(1つだけ) b)意匠(1つだけ) c)商標(1つだけ)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

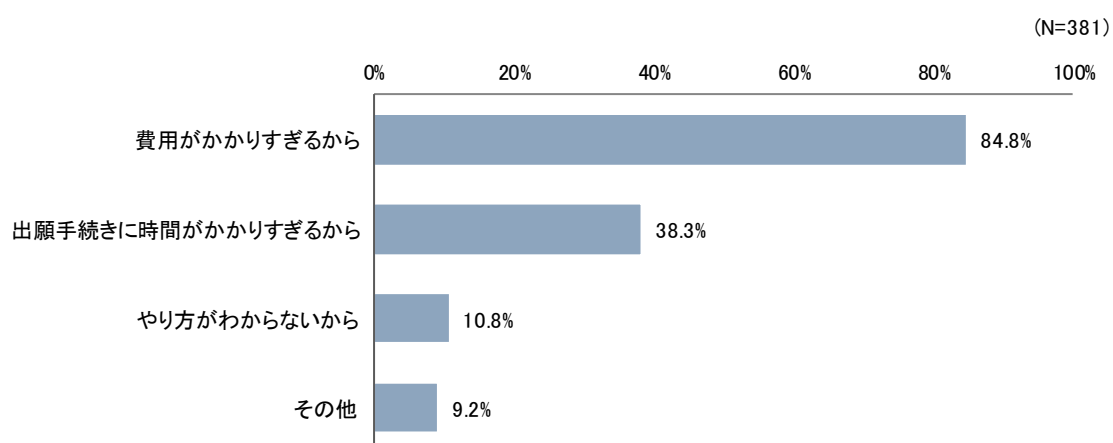
③外国出願できない理由

必要であっても出願できないことがある企業の理由は、「費用がかかりすぎるから」が84.8%となっており、費用が最大の要因となっている。

図表 Ⅲ-22 :外国出願できない理由(複数回答)

Q5 外国出願について (②a)～c)にて「2. 必要であっても出願できないことがある」を選択した方だけにお伺いします)

③外国出願をできない理由は何故ですか(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

（６）知的財産権を保有する目的

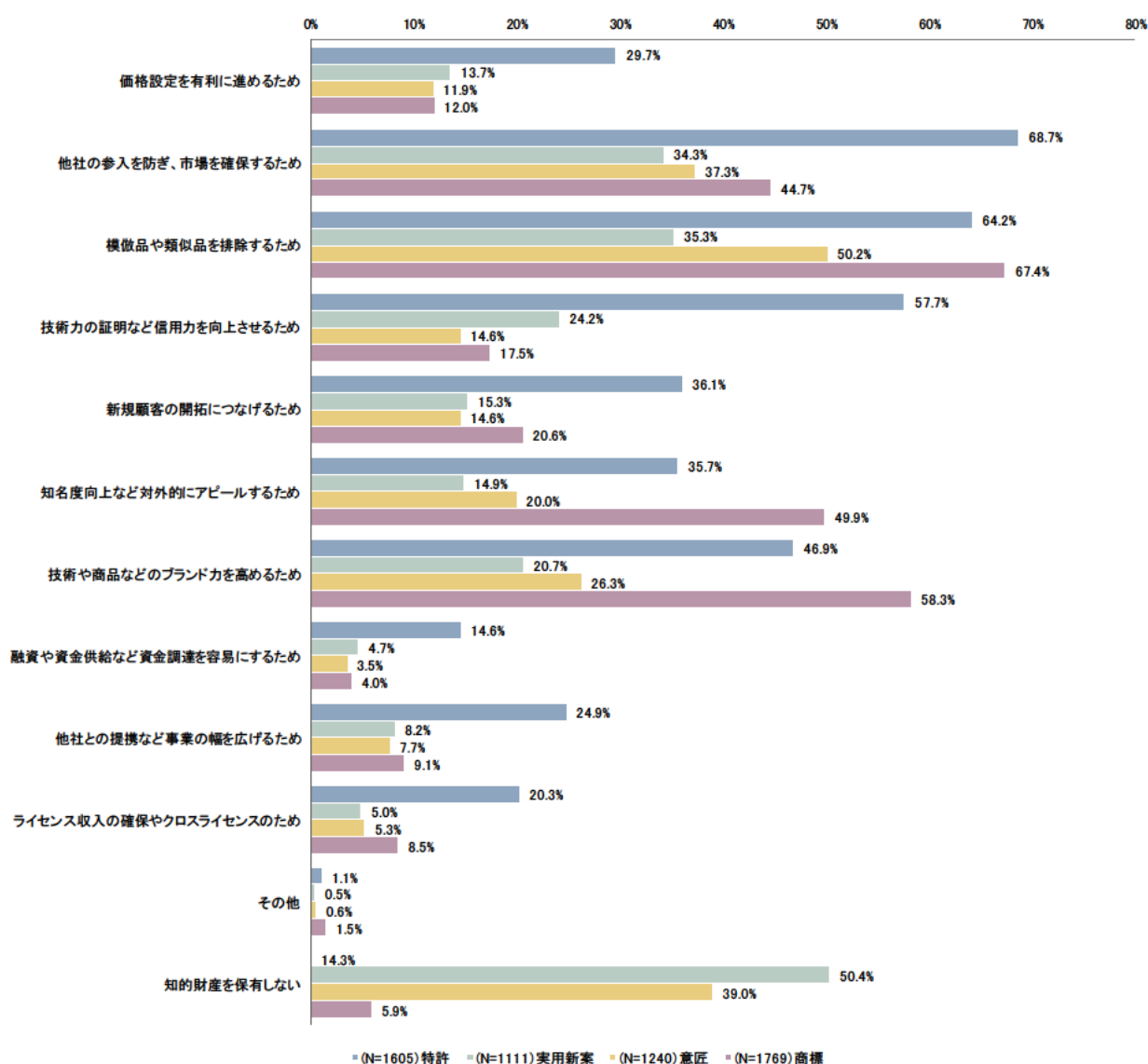
特許の保有目的は「他社の参入を防ぎ、市場を確保するため」（68.7%）「模倣品や類似品を排除するため」（64.2%）など、他社から自社製品を守ることを目的としたものが多い。

商標は「模倣品や類似品を排除するため」（67.4%）、「技術や商品などのブランド力を高めるため」（58.3%）、「知名度向上など対外的にアピールするため」（49.9%）が多い。

意匠は「模倣品や類似品を排除するため」が 50.2%を占めているが、「知的財産を保有しない」の割合が 39.0%となっている。

図表 Ⅲ-23：特許・実用新案・意匠・商標を保有する目的(複数回答)

Q6 貴社が知的財産権を保有する目的は何ですか。a)特許～d)商標についてそれぞれあてはまるものの番号に○をつけてください。(いくつでも)



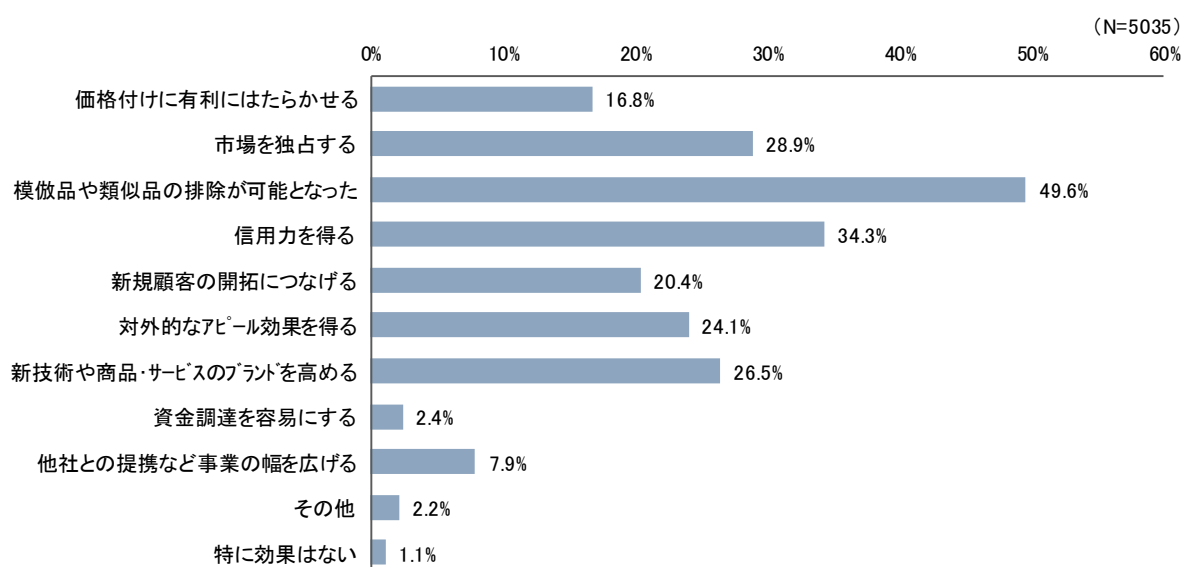
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度と質問が異なるので正確に比較することができないが、平成 25 年度調査では、知的財産権を保有する目的は、「模倣品や類似品の排除が可能となった」という回答が 49.6%と最も多くなっている。

図表 III-24 : (平成 25 年度)知的財産権を所有する目的(複数回答)

Q 貴社にとって、知的財産権を所有する主な目的はどのような内容でしょうか。また、その目的を達成できていると思われますか(目的)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

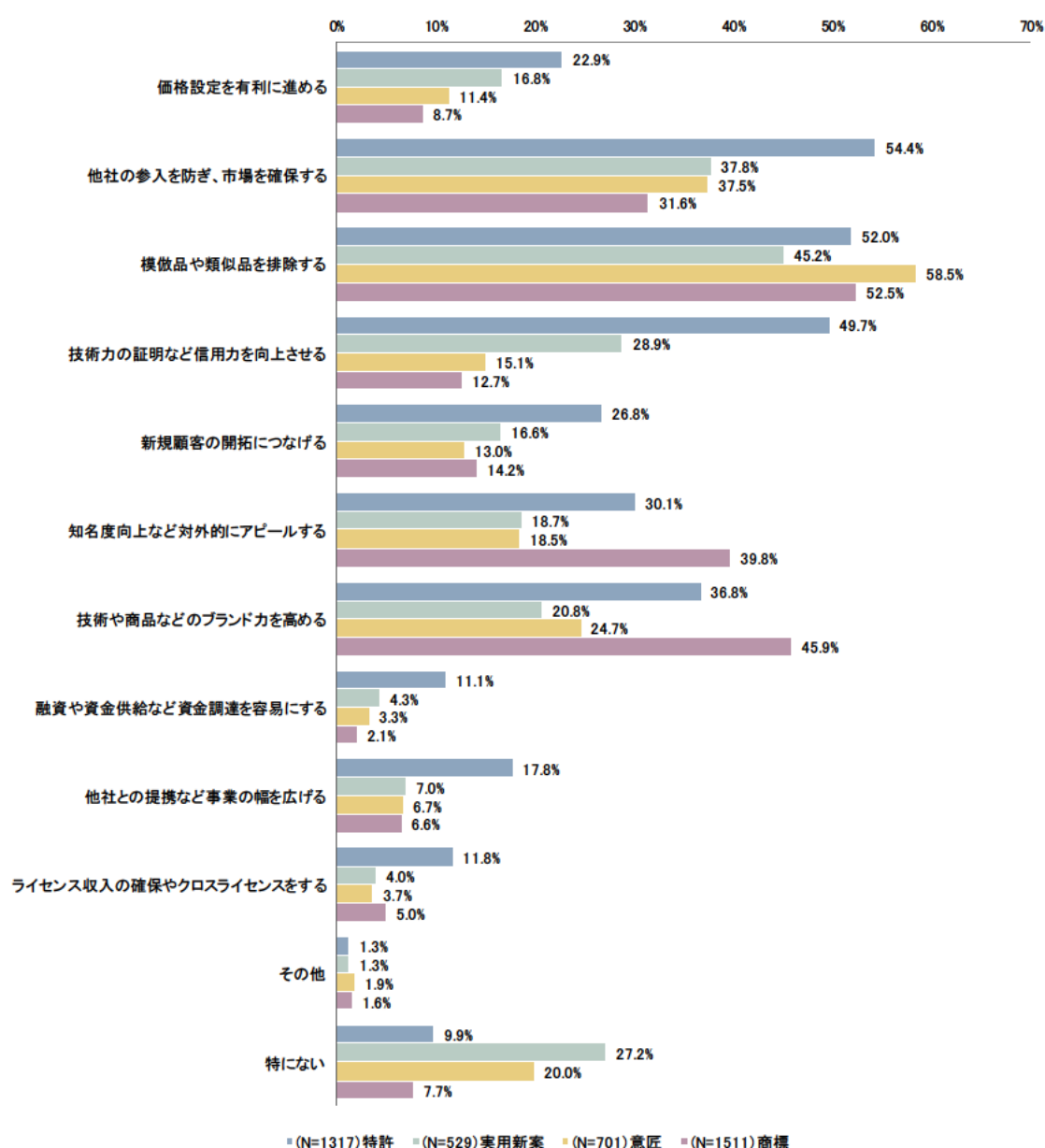
(7) 知的財産権を保有する効果

① 知的財産権を保有する目的の達成状況

商標は「模倣品や類似品を排除する」(52.5%)、「技術や商品などのブランド力を高める」(45.9%)、特許は「他社の参入を防ぎ、市場を確保する」(54.4%)、「模倣品や類似品を排除する」(52.0%)などの効果が大きい。一方、実用新案では「特にない」が27.2%、意匠では20.0%となっている。

図表 III-25 : 特許・実用新案・意匠・商標を保有する目的の達成について(複数回答)

Q7 知的財産権を保有する効果について ①Q6の目的を達成できていると思われますか。a)特許～d)商標についてそれぞれ達成できているものの番号に○をつけてください。(いくつでも)



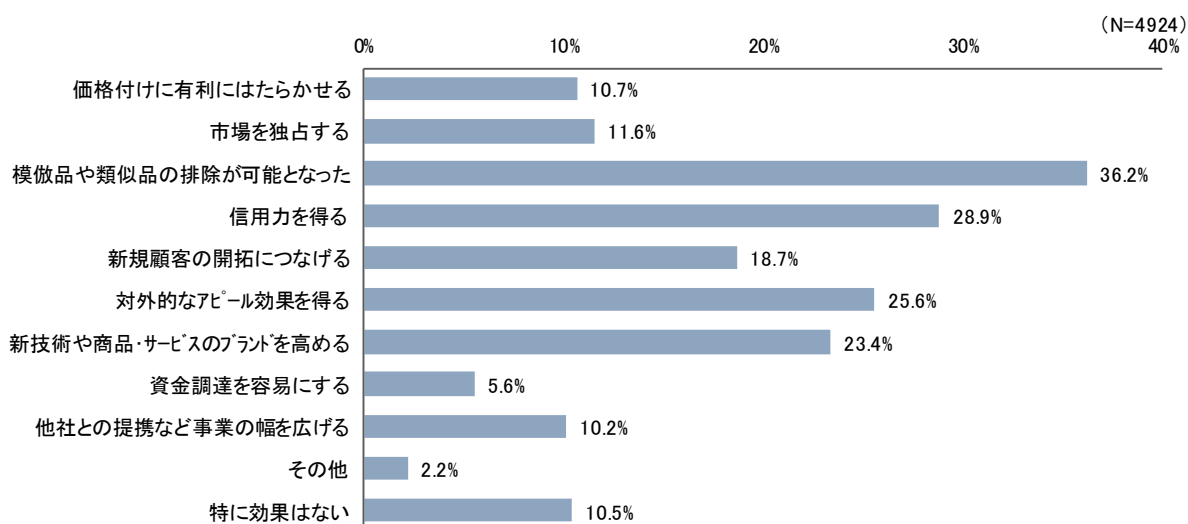
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

知的財産権における効果として、「模倣品や類似品の排除が可能となった」が 36.2%となっている。

図表 Ⅲ-26 : (平成 25 年度) 知的財産権における効果 (複数回答)

Q 貴社にとって、知的財産権を所有する主な目的はどのような内容でしょうか。また、その目的を達成できていると思われますか (効果)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②資金調達に対する効果

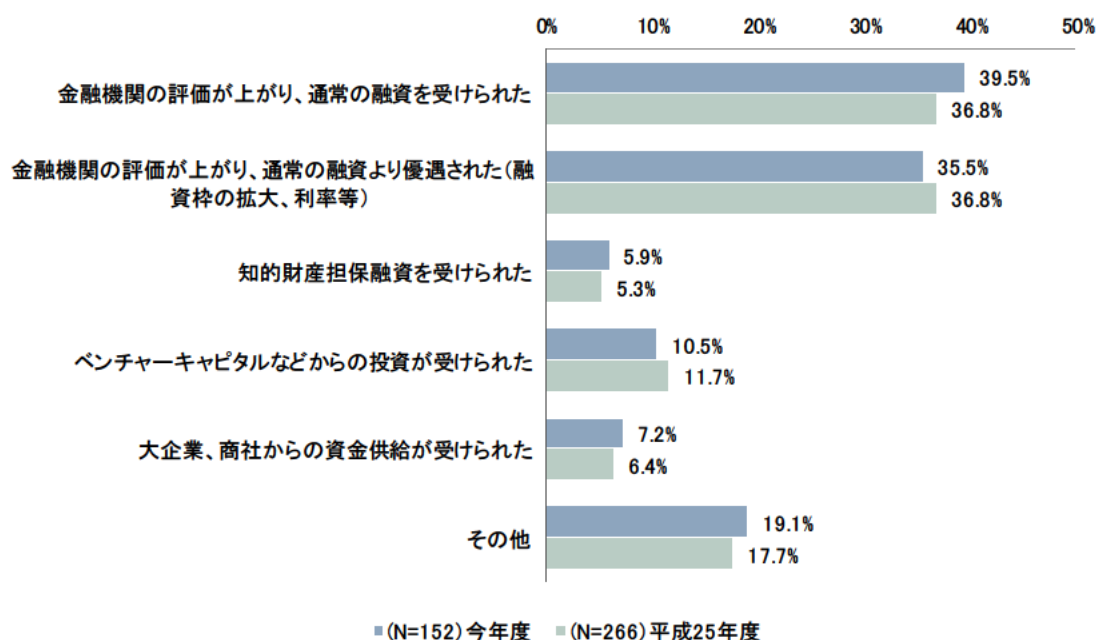
「融資や資金供給など資金調達を容易にする」と回答した企業に対して具体的な効果を尋ねたところ、「金融機関の評価が上がり、通常の融資を受けられた」と回答した企業が 39.5%、「金融機関の評価が上がり、通常の融資より優遇された」が 35.5%となっている。一方、「知的財産担保融資を受けられた」という回答は 5.9%と少ない。

平成 25 年度調査と比較すると、いずれの回答割合も大きく変化していない。

図表 Ⅲ-27：資金調達に関する具体的な効果(複数回答)

Q7 知的財産権を保有する効果について（上記①で「8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする」に回答した方だけにお伺いします）

②具体的にはどのような効果がありましたか。該当するものを全て選んで下さい。（いくつでも）



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

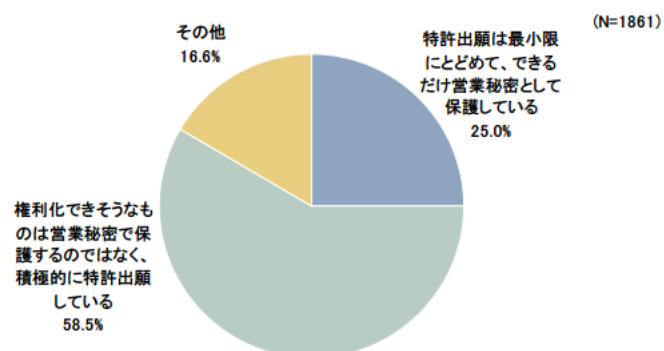
（８）営業秘密

①特許出願と営業秘密保護について

「権利化できそうなものは営業秘密で保護するのではなく、積極的に特許出願している」企業の割合が 58.5%を占めており、「特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」（25.0%）を大きく上回っている

図表 Ⅲ-28：特許出願と営業秘密保護について

Q8 営業秘密※について ①貴社では特許出願と営業秘密保護についてどのような考えをお持ちですか。（1つだけ）



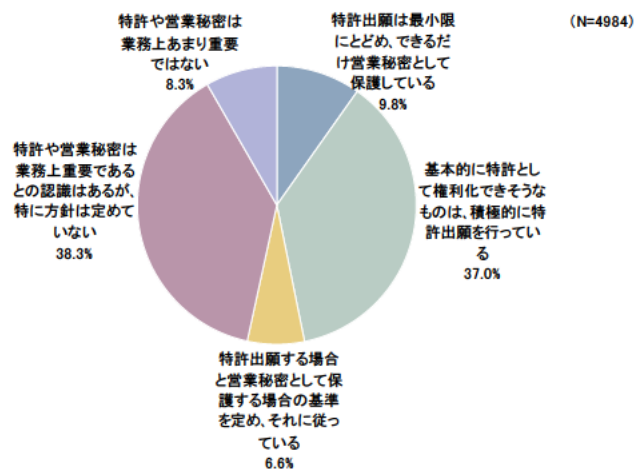
注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるので単純に比較できないが、平成 25 年度では「特許や営業秘密は業務上重要であるとの認識はあるが、特に方針は定めていない」が 38.3%と最も多かった。

図表 Ⅲ-29：（平成 25 年度）特許や営業秘密についての取り組み

Q 貴社では、特許や営業秘密について、どのように対処していますか



注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

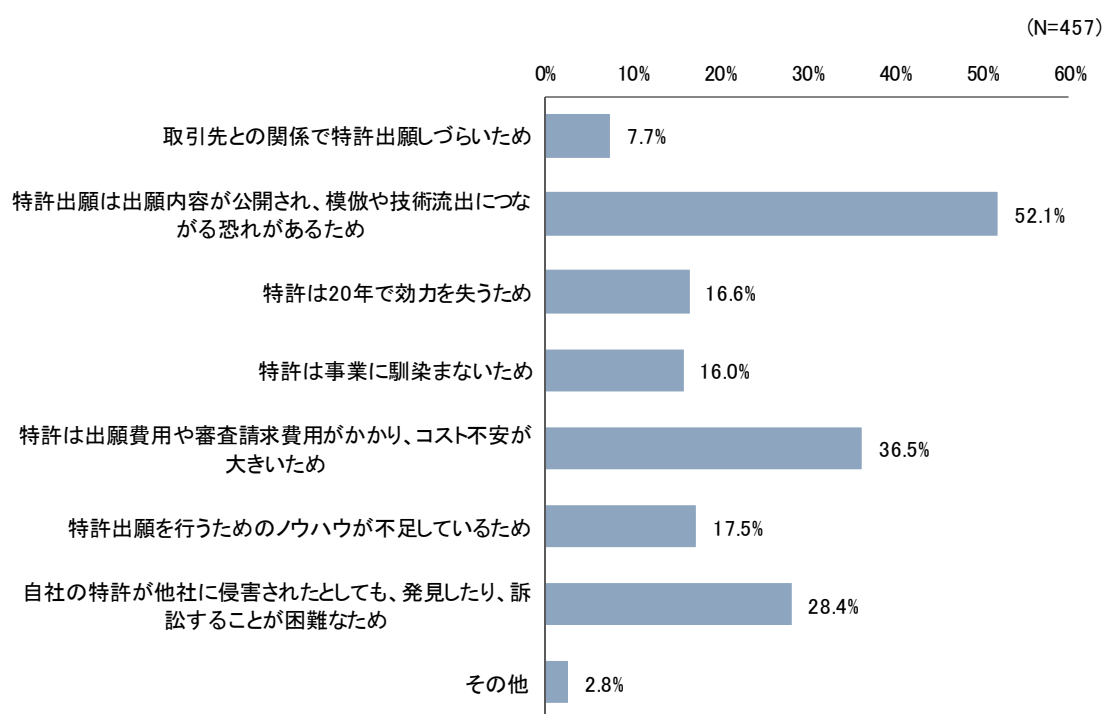
②特許出願を最小限にとどめて営業秘密として知財を保護している理由

「特許出願は出願内容が公開され、模倣や技術流出につながる恐れがあるため」を理由としている企業の割合が 52.1%を占めており、「特許は出願費用や審査請求費用がかかり、コスト不安が大きい」(36.5%)を上回っている。

図表 Ⅲ-30 :「できるだけ営業秘密として保護している」理由(複数回答)

Q8 営業秘密※について（上記①で「1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」と回答した方だけにお伺いします）

②その理由としてあてはまるもの全てを選んでください。(いくつでも)



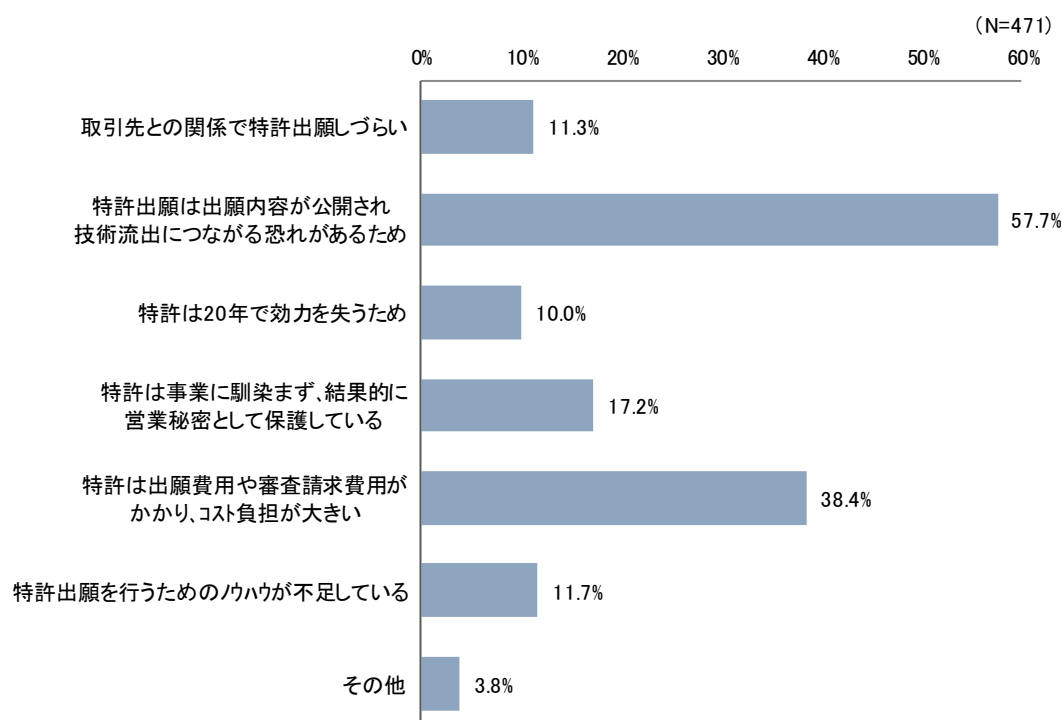
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が全く同じではないので正確な比較はできないが、いずれの理由も今年度調査と概ね同じ割合であり、大きな変化はみられない。

図表 Ⅲ-31 : (平成 25 年度)営業秘密として保護する理由(複数回答)

Q 特許出願は最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護する理由



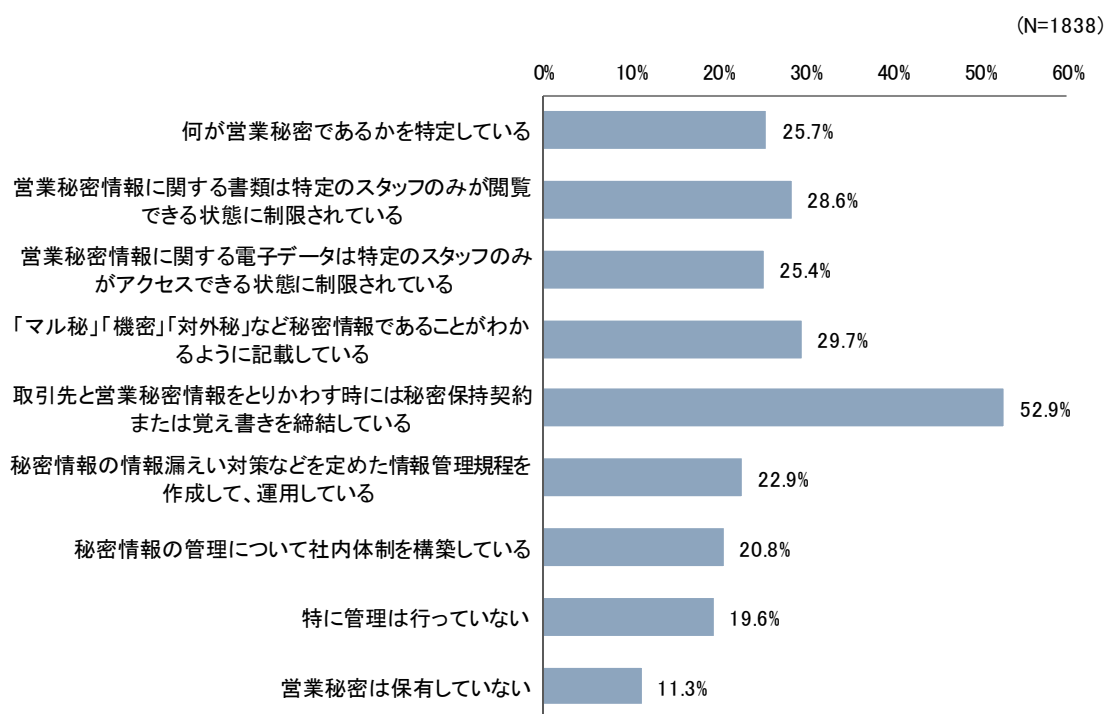
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③営業秘密の管理

「取引先と営業秘密情報とをとりかわす時には秘密保持契約または覚え書きを締結している」企業の割合は 52.9%と半数超を占めている。「何が営業秘密であるかを特定している」は 25.7%、「特に管理は行っていない」は 19.6%となっている。

図表 Ⅲ-32 : 営業秘密の管理について(複数回答)

Q8 営業秘密※について ③貴社の営業秘密の管理について、あてはまるもの全てを選んでください。(いくつでも)



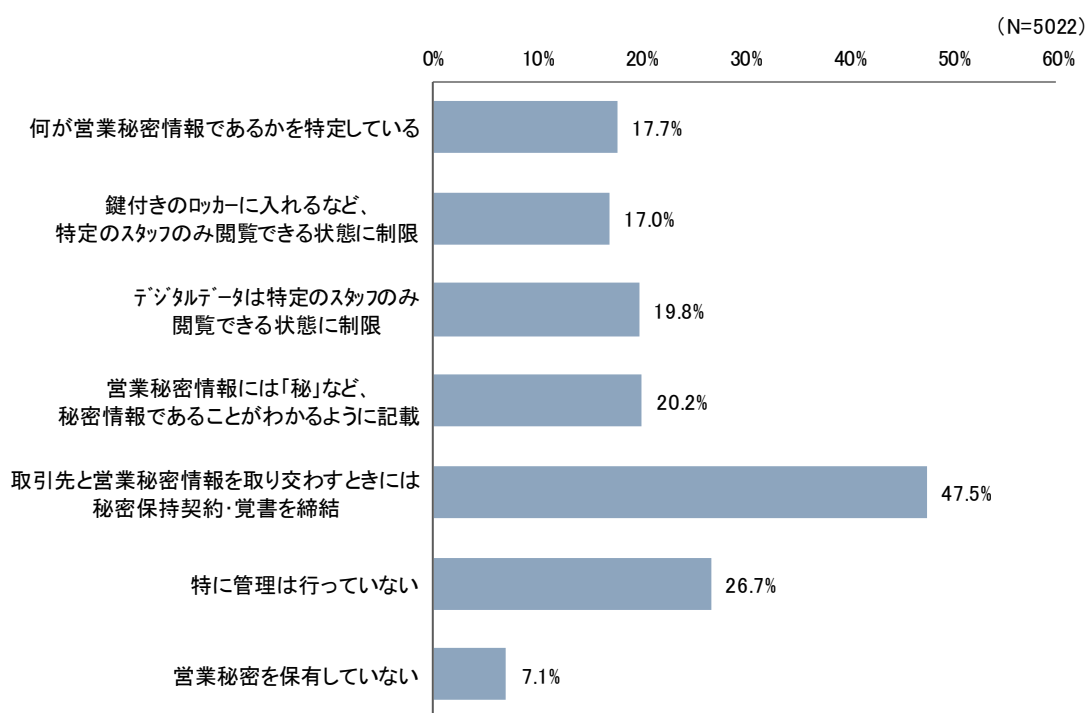
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が全く同じではないので正確な比較はできないが、平成 25 年度調査より今年度調査の方が営業秘密の様々な管理活動の回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-33 : (平成 25 年度)営業秘密の管理方法(複数回答)

Q 貴社は営業秘密(ノウハウ)の管理をどのように行っていますか



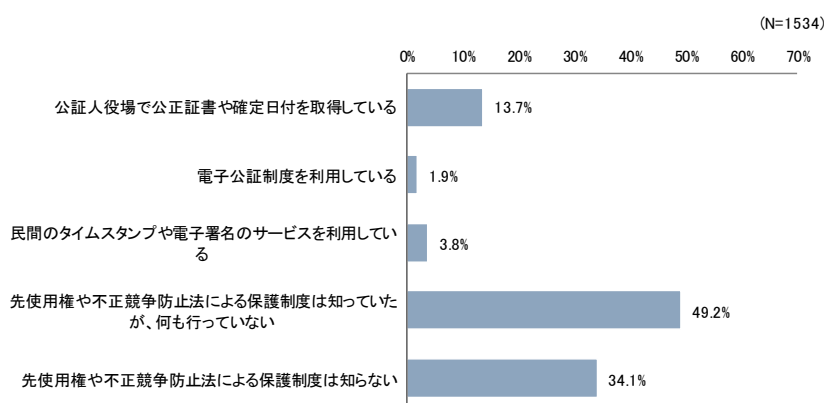
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④営業秘密保有を証明する手段

営業秘密を保有している企業について、「先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」企業が 49.2%と約半数を占めている。また、「先使用権や不正競争防止法による保護制度は知らない」も 34.1%となっており、引き続き普及啓発を行う必要があるとみられる。

図表 Ⅲ-34 : 営業秘密の保有を証明する手段(複数回答)

Q8 営業秘密※について ④貴社は先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密の保有を証明する手段として貴社が利用しているものを全て選んでください。(いくつでも)



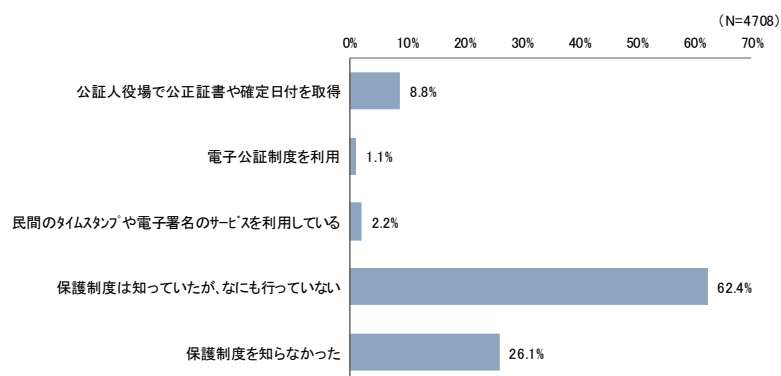
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっており単純に比較できないが、平成 25 年度調査では「保護制度は知っていたが、なにも行っていない」という回答が 62.4%であり、今年度調査の回答割合の方が小さいことから、何等かの対策を実施している企業の割合が増加しているとみられる。

図表 Ⅲ-35 : (平成 25 年度) 営業秘密の保有を証明する手段(複数回答)

Q 貴社は、先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密(ノウハウ)の保有を証明する手段として、どのようなものを利用していますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤営業秘密を保護する制度は知っていたが、利用していない理由

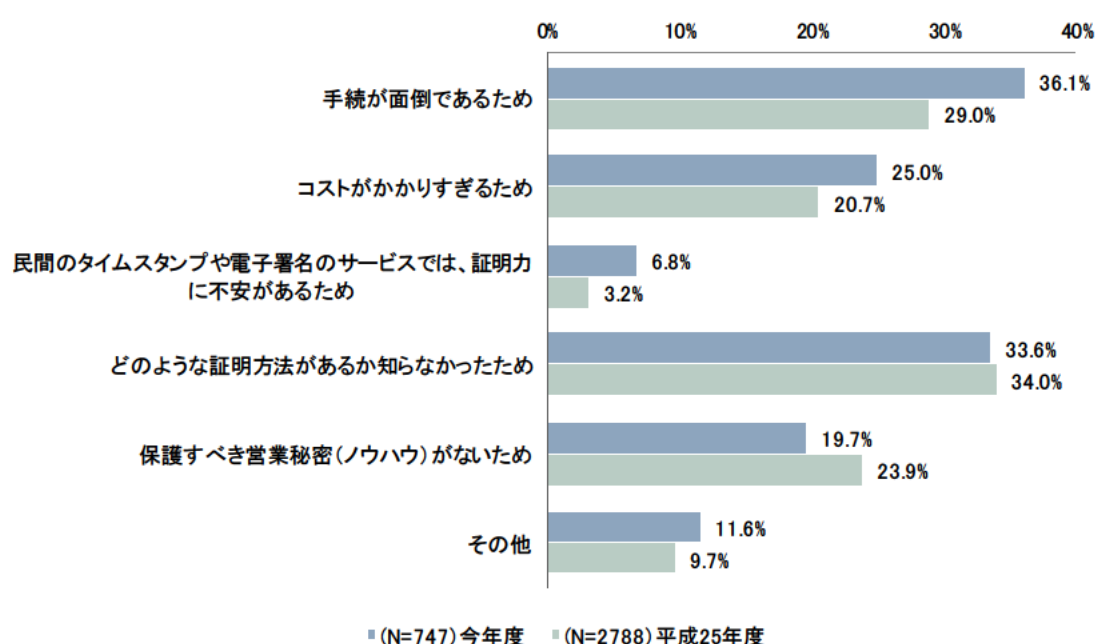
「手続きが面倒であるため」という理由が 36.1%、「どのような証明方法があるか知らなかったため」が 33.6%となっている。

平成 25 年度調査と比較すると、「手続きが面倒である」という理由をあげる企業の割合は 29.0%から 36.1%に増加している。

図表 Ⅲ-36 :「保護制度は知っていたが、何も行っていない」理由(複数回答)

Q8 営業秘密※について（上記④で「4. 先使用权や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」に回答した方だけにお伺いします）

⑤何も行っていない理由は何ですか。該当するものを全て選んで下さい。(いくつでも)



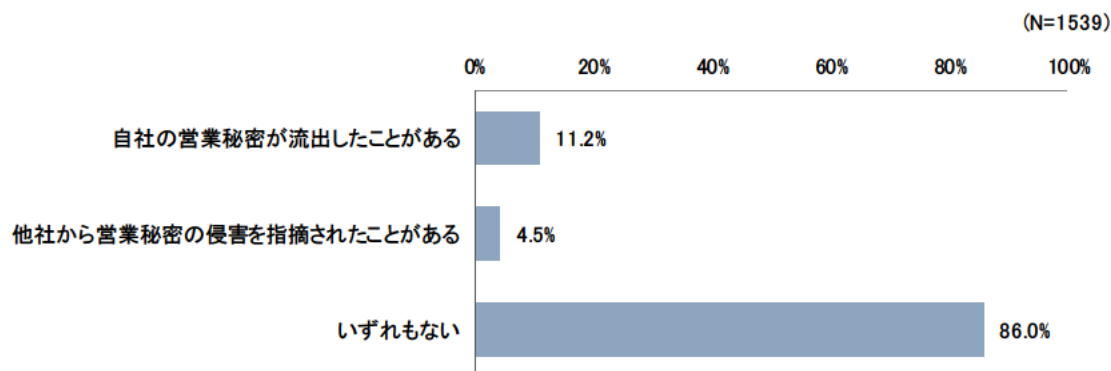
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑥営業秘密に関する事件の有無

「自社の営業秘密が流出したことがある」企業の割合は 11.2%と 1 割を超えている。

図表 Ⅲ-37 : 営業秘密事件の有無(複数回答)

Q8 営業秘密※について ⑥貴社は営業秘密に関する事件の経験をお持ちですか。(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

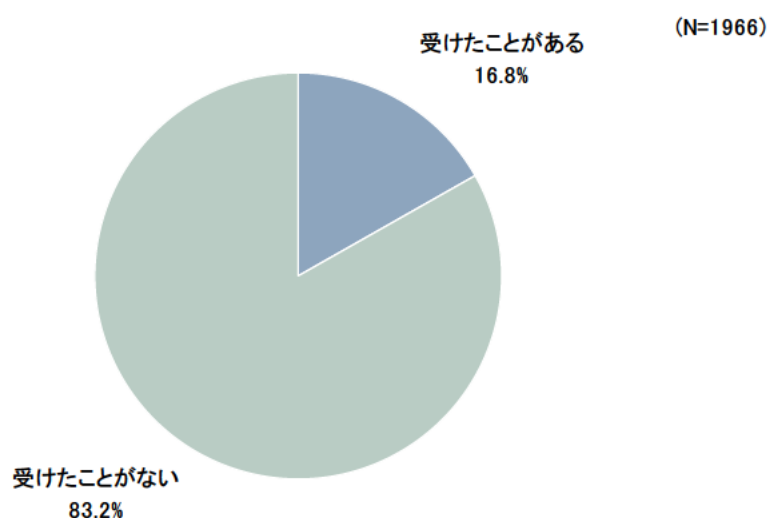
(9) 技術移転の受け入れ

①技術移転経験の有無

他者から技術移転を「受けたことがある」企業は 16.8%となっている。

図表 Ⅲ-38 : 技術移転の有無

Q9 技術移転について ①他者から技術移転を受けたことがありますか。(1つだけ)



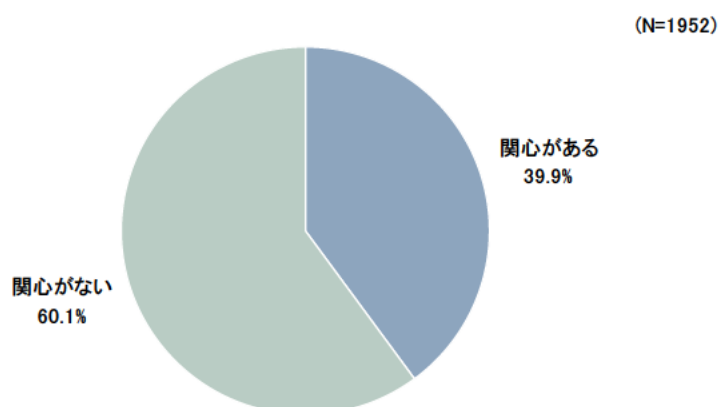
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②技術移転への関心の有無

技術移転を受けることに「関心がある」企業の割合は 39.9%となっており、「受けたことがある」企業割合の 2.5 倍程度となっている。

図表 Ⅲ-39 :技術移転への関心の有無

Q9 技術移転について ②技術移転を受けることに関心はありますか。(1つだけ)



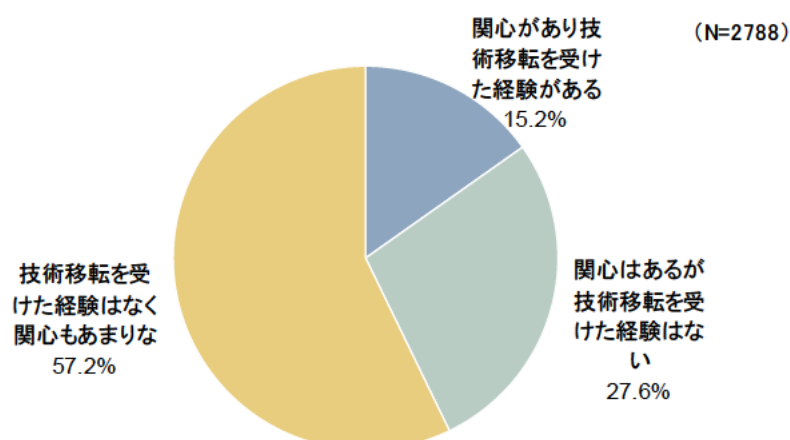
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度と回答選択肢が異なり正確には比較できないが、「関心がない」割合は今年度と平成 25 年度はほぼ同じとみられる。

図表 Ⅲ-40 :(平成 25 年度)技術移転を受けることへの関心(経験)の有無

Q 貴社は技術移転を受けることに関心(経験)はありますか



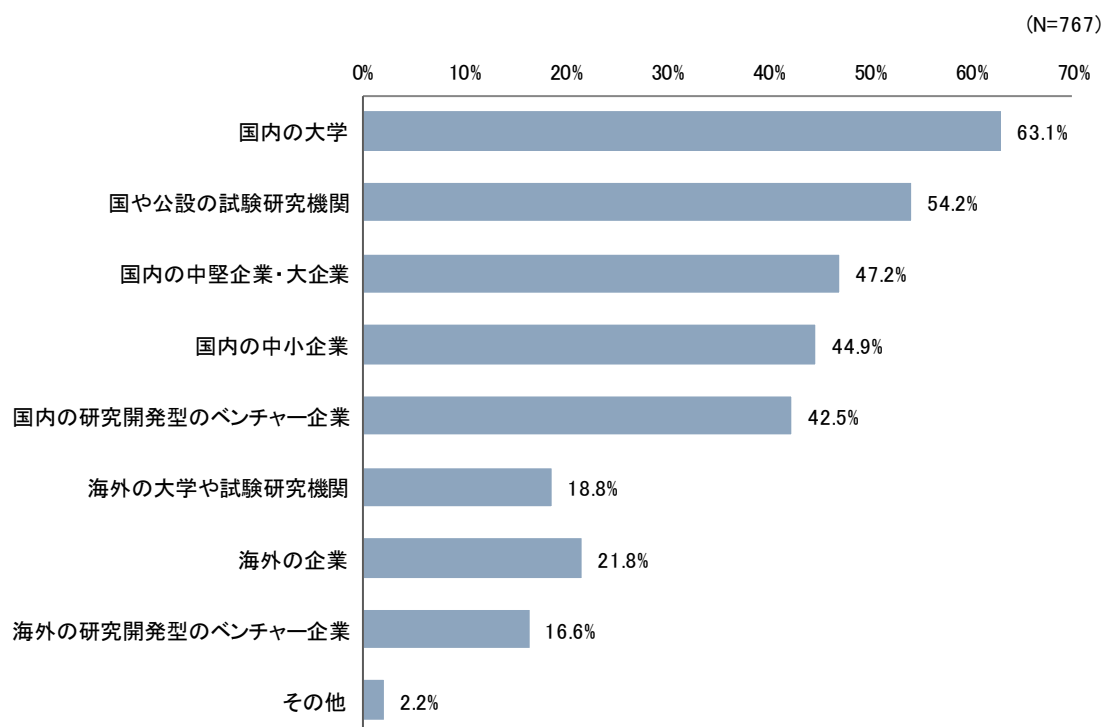
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③関心のある技術移転元

技術移転を受けることに関心がある企業についてみると、「国内の大学」からの技術移転に関心をもつ企業の割合が 63.1%、「国や公設の試験研究機関」が 54.2%となっており、垂直型（研究機関から企業へ）の技術移転に関心をもつ企業が多い。また、「国内の中堅企業・大企業」（47.2%）など企業から技術移転を受ける水平型への関心も比較的強い。

図表 Ⅲ-41 :関心のある技術移転元(複数回答)

Q9 技術移転について ③どこからの技術移転に関心をお持ちですか。(いくつでも)



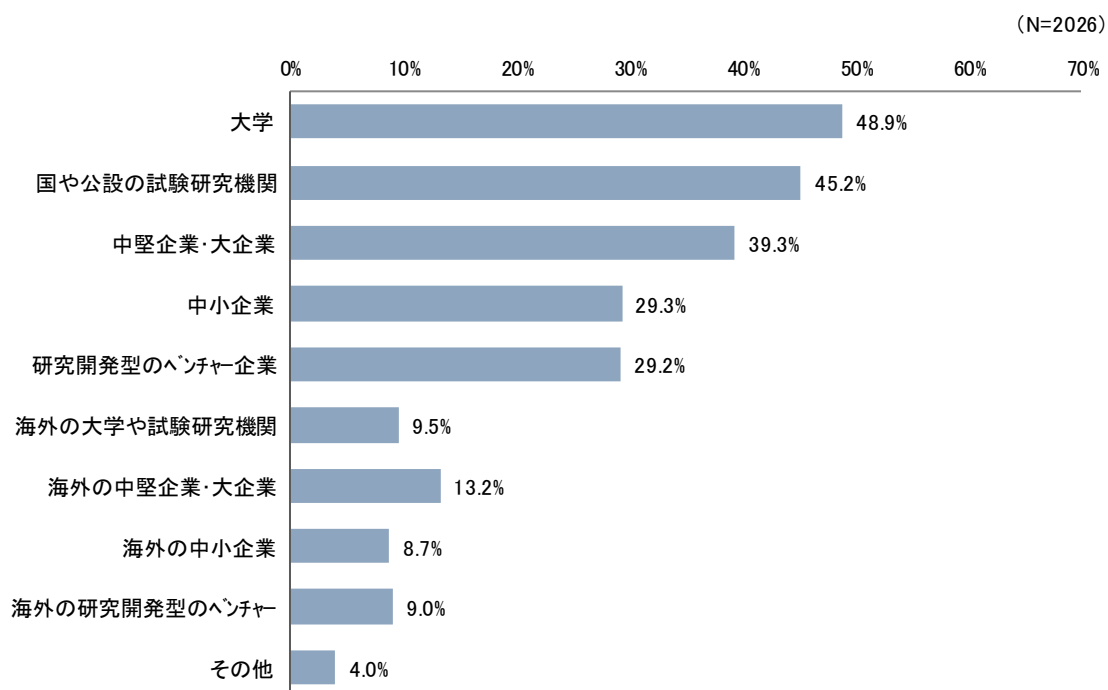
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度の方がいずれの機関も回答割合が大きくなっており、オープンイノベーション等の影響により、移転元にとらわれず広く良い技術を求める傾向に変化しているとみられる。

図表 Ⅲ-42 : (平成 25 年度)技術移転に関心を持つ機関(複数回答)

Q どこからの技術移転に関心をお持ちですか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

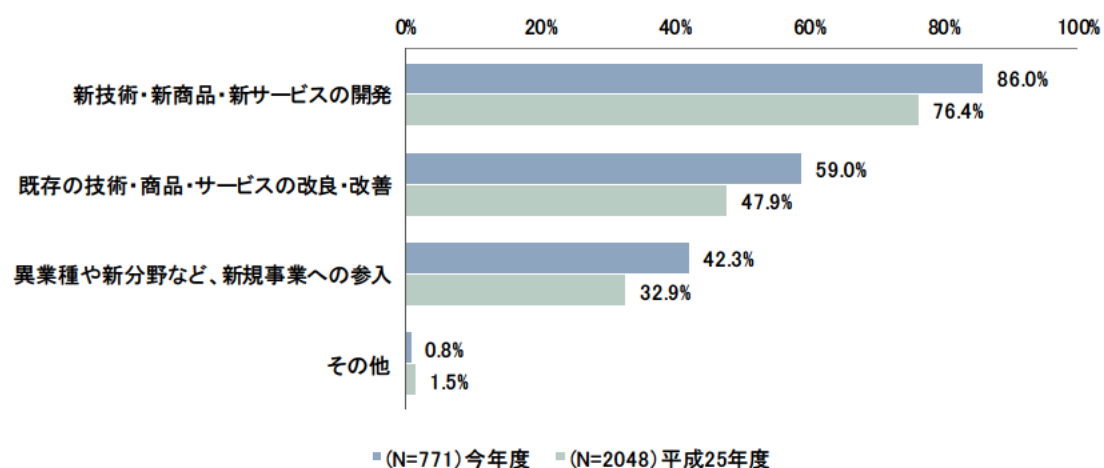
④技術移転を受ける目的

技術移転を受けることに関心がある企業についてみると、技術移転の目的は「新技術・新商品・新サービスの開発」が 86.0%、「既存の技術・商品・サービスの改良・改善」が 59.0% となっている。

平成 25 年度調査と比較すると、今年度調査の方がいずれも回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-43 :技術移転を受ける目的(複数回答)

Q9 技術移転について ④技術移転を受ける目的は何ですか。(いくつでも)



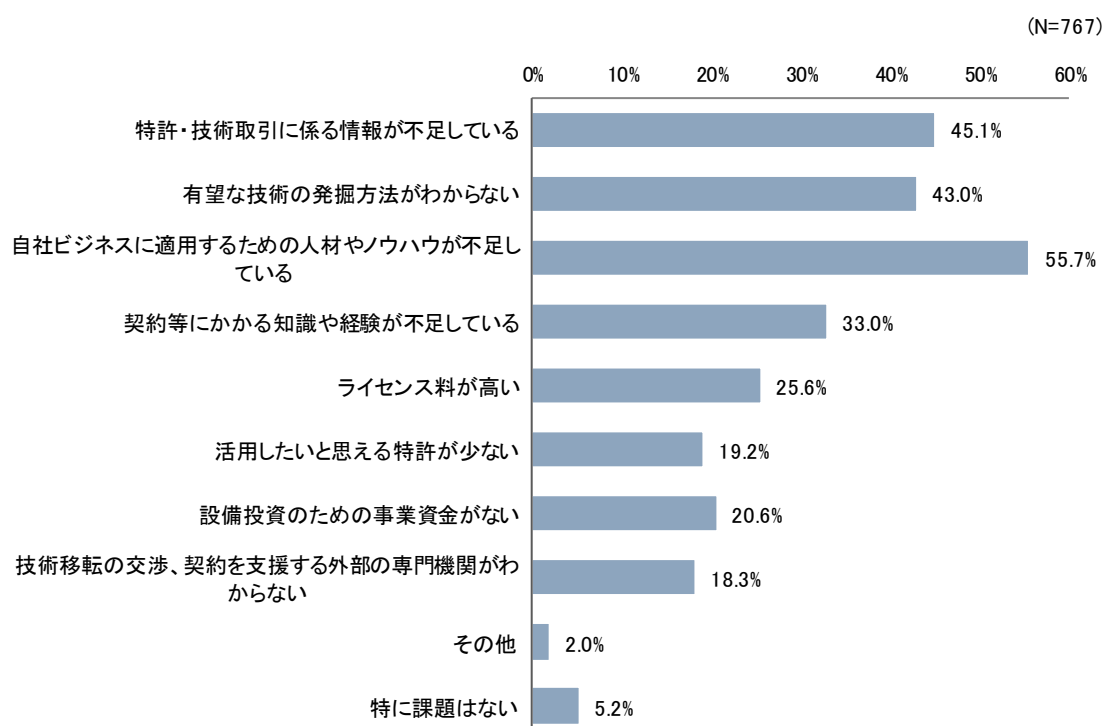
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤技術移転を受けるにあたっての課題

技術移転を受けることに関心をもつ企業が技術移転を受けるにあたっての課題として、「自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足している」をあげる企業の割合が **55.7%** と最も大きく、「特許・技術取引に係る情報が不足している」(45.1%)、「有望な技術の発掘方法がわからない」(43.0%) など多くの課題があがっている。

図表 Ⅲ-44 :技術移転を受けるにあたっての課題(複数回答)

Q9 技術移転について ⑤技術移転を受けるにあたってどのような課題がありますか。(いくつでも)



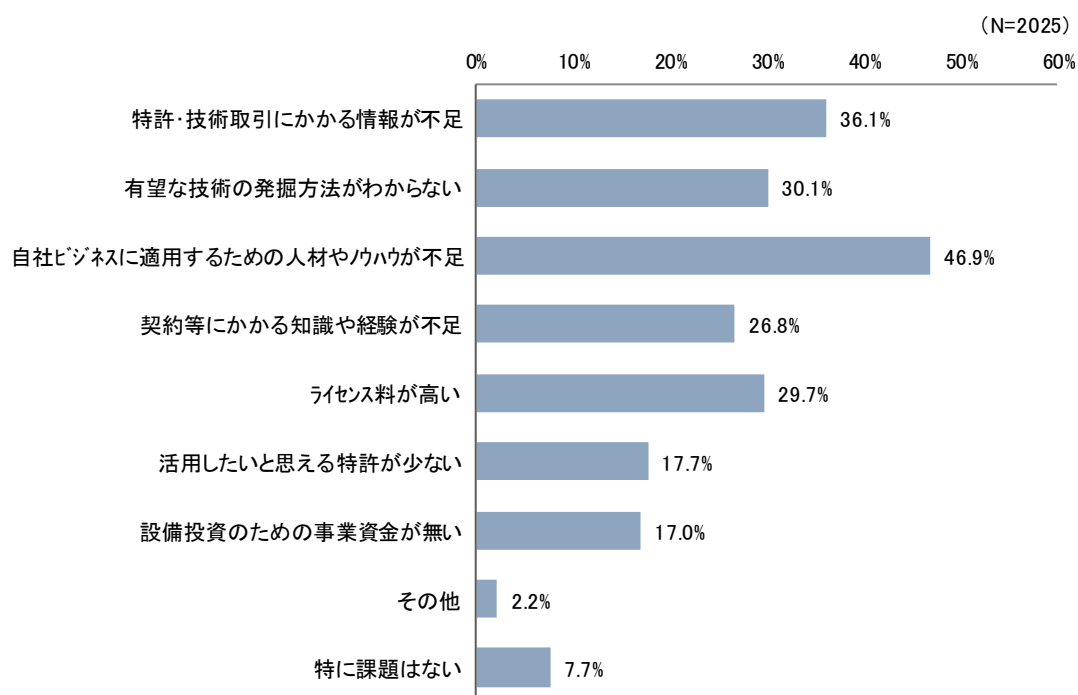
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっているため正確な比較はできないが、今年度は平成 25 年度と比べて、「ライセンス料が高い」を除き、いずれの課題も回答割合が大きくなっている。

図表 III-45 : (平成 25 年度)技術移転を受けるにあたっての課題(複数回答)

Q 技術移転を受けるにあたっての課題は何ですか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

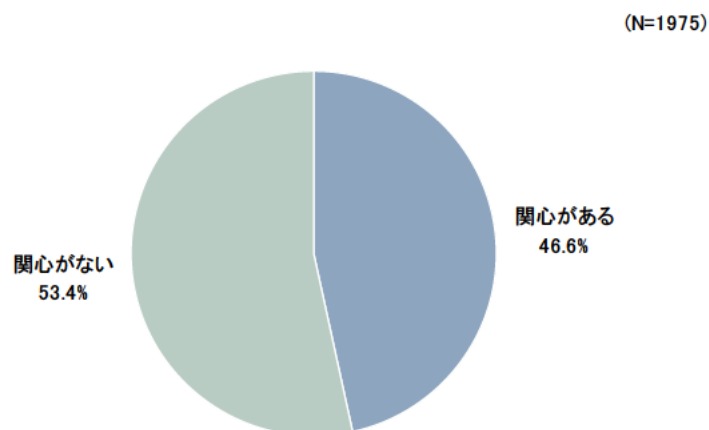
（１０）ライセンス供与

①ライセンス供与への関心の有無

他社に技術をライセンスすることに「関心がある」企業の割合は 46.6%と約半数を占めており、技術移転を受けることに関心をもつ企業（39.9%）より若干多くなっている。

図表 Ⅲ-46 :ライセンス供与への関心の有無

Q10 ライセンスの供与について ①貴社の技術を他社にライセンスすることに関心はありますか。（１つだけ）



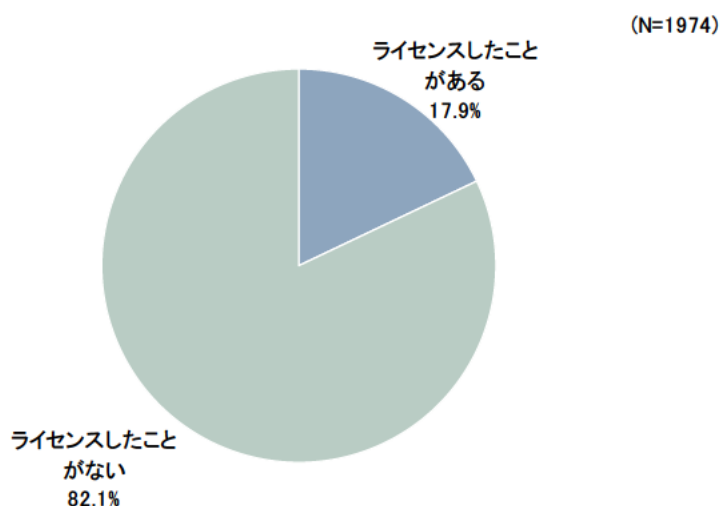
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②ライセンス供与経験の有無

技術を他社に「ライセンスしたことがある」企業の割合は 17.9%となっており、ライセンスに関心をもつ企業の 4 割弱となっている。

図表 Ⅲ-47 :ライセンス供与の有無

Q10 ライセンスの供与について ②貴社の技術を他社にライセンスしたことはありますか。(1つだけ)



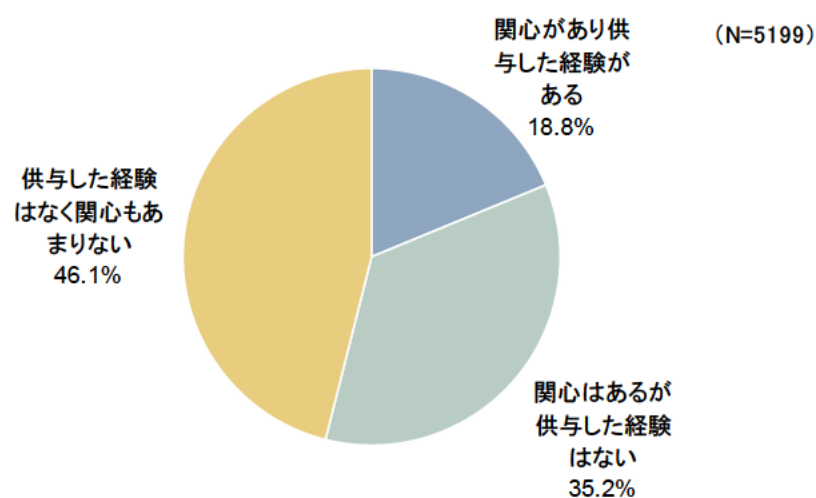
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「関心がある」と答えた企業の割合は平成 25 年度は 54.0%となっており、今年度の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-48 : (平成 25 年度) ライセンスを供与することへの関心(経験)の有無

Q 貴社はライセンスを供与することに関心(経験)はありますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

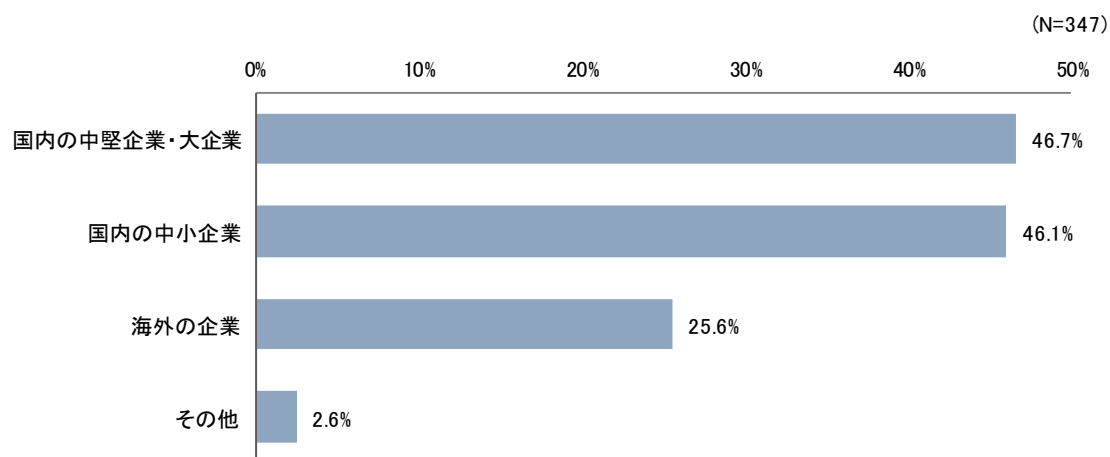
③ライセンス先

他社にライセンスした経験をもつ企業のライセンス先は「国内の中堅企業・大企業」と「国内の中小企業」がともに約 46%となっている。また、「海外の企業」は 25.6%となっている。

図表 Ⅲ-49 :ライセンス先(複数回答)

Q10 ライセンスの供与について (以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします)

③ライセンス先はどちらですか。(いくつでも)



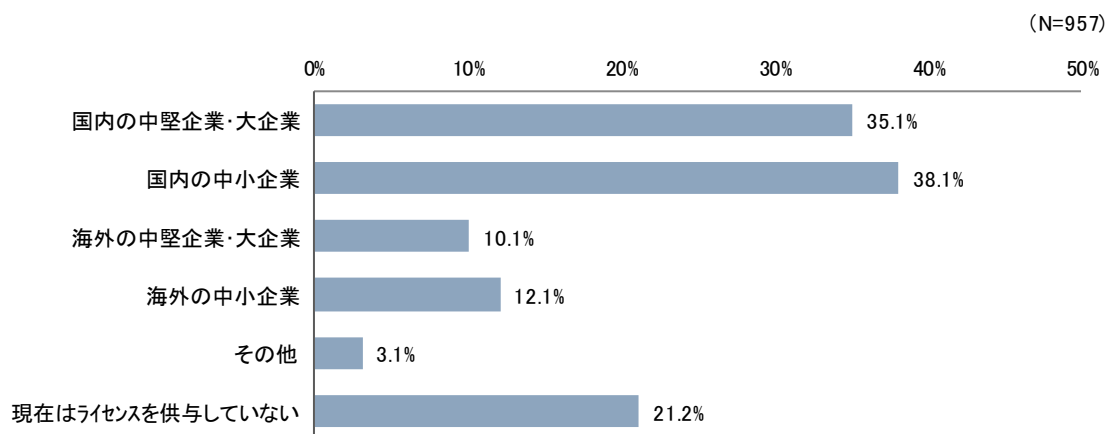
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、今年度と平成 25 年度を比較すると、いずれものライセンス先も回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-50 : (平成 25 年度) 知的財産の現在のライセンスへの使用について(複数回答)

Q 貴社の知的財産(ノウハウ含む)は、現在、ライセンスに使用されていますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

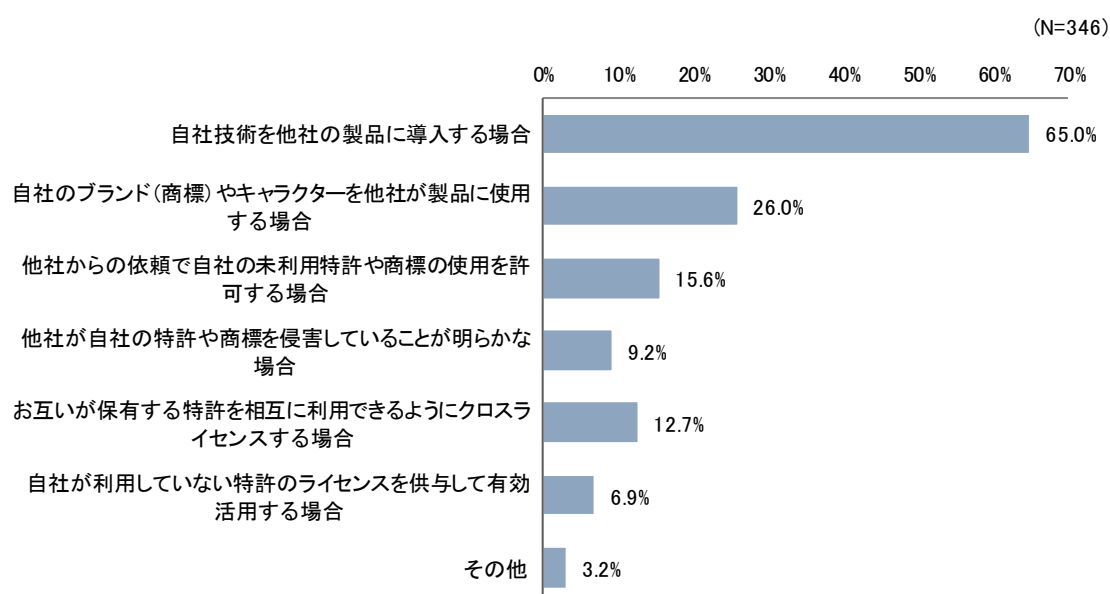
④ライセンス供与したケース

ライセンスした経験をもつ企業がどのような場合にライセンスしたかについてみると、「自社技術を他社の製品に導入する場合」が 65.0%と最も多い。次いで「自社のブランド（商標）やキャラクターを他社が製品に使用する場合」が 26.0%と多くなっている。「他社からの依頼で自社の未利用特許や商標の使用を許可する場合」は 15.6%、「お互いが保有する特許を相互に利用できるようにクロスライセンスする場合」は 12.7%となっている。

図表 Ⅲ-51 :ライセンス供与したケース(複数回答)

Q10 ライセンスの供与について（以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします）

④どのような場合にライセンスしましたか。（いくつでも）



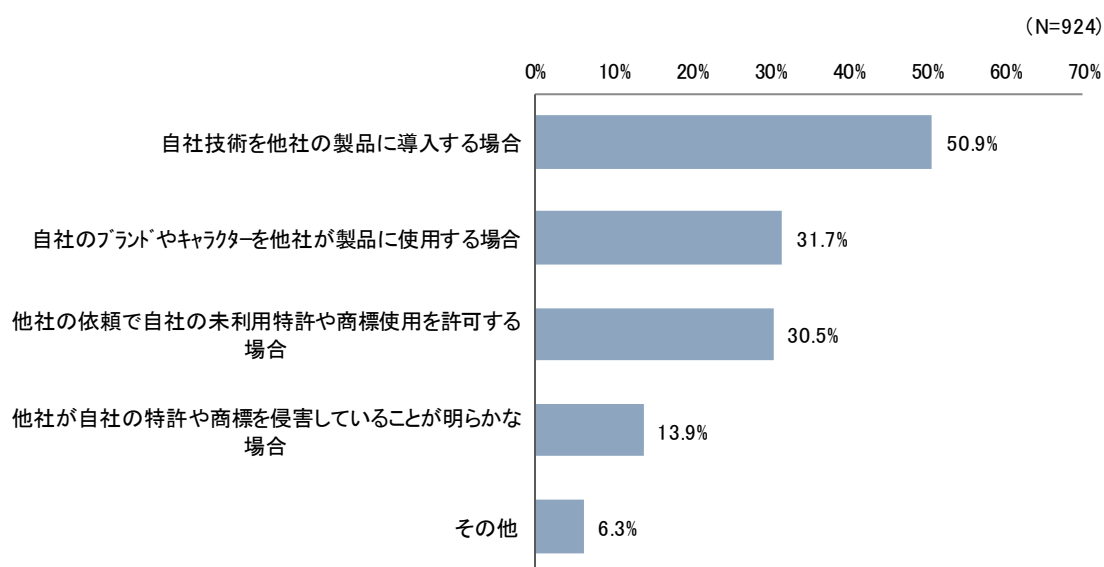
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度調査と平成 25 年度を比較すると、「自社技術を他社の製品に導入する場合」の回答割合は平成 25 年度（50.9%）に比べて大きくなっている。一方、「自社のブランドやキャラクターを他社が製品に使用する場合」（31.7%）、「他社の依頼で自社の未利用特許や商標使用を許可する場合」（30.5%）は今年度の回答割合の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-52 : (平成 25 年度)他社へのライセンス供与について(複数回答)

Q 貴社は、どのような場合に、他社へライセンスを供与していますか。あるいは、ライセンスを供与したいと思いますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

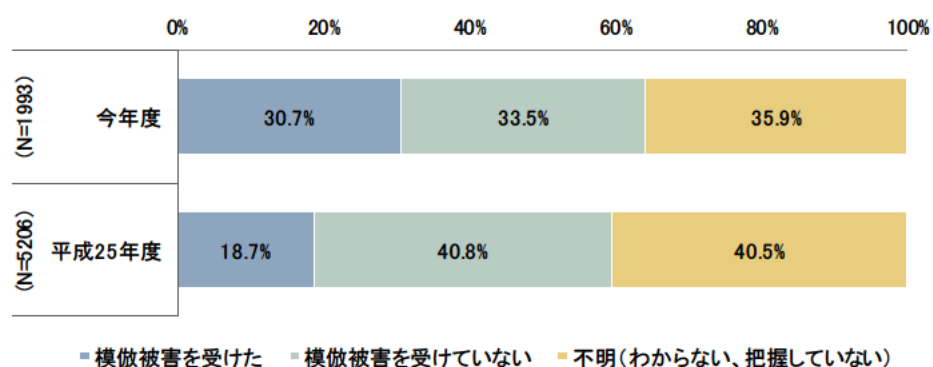
（１１）模倣被害

①模倣被害経験の有無

これまでに「模倣被害を受けた」ことがある企業の割合は 30.7%となっており、平成 25 年度の 18.7%から増加している。また、「不明（わからない、把握していない）」は 35.9%となっている。

図表 Ⅲ-53：模倣被害の有無

Q11 模倣被害について ①これまでに貴社商品・サービスに対し模倣被害を受けたことがありますか。（1つだけ）



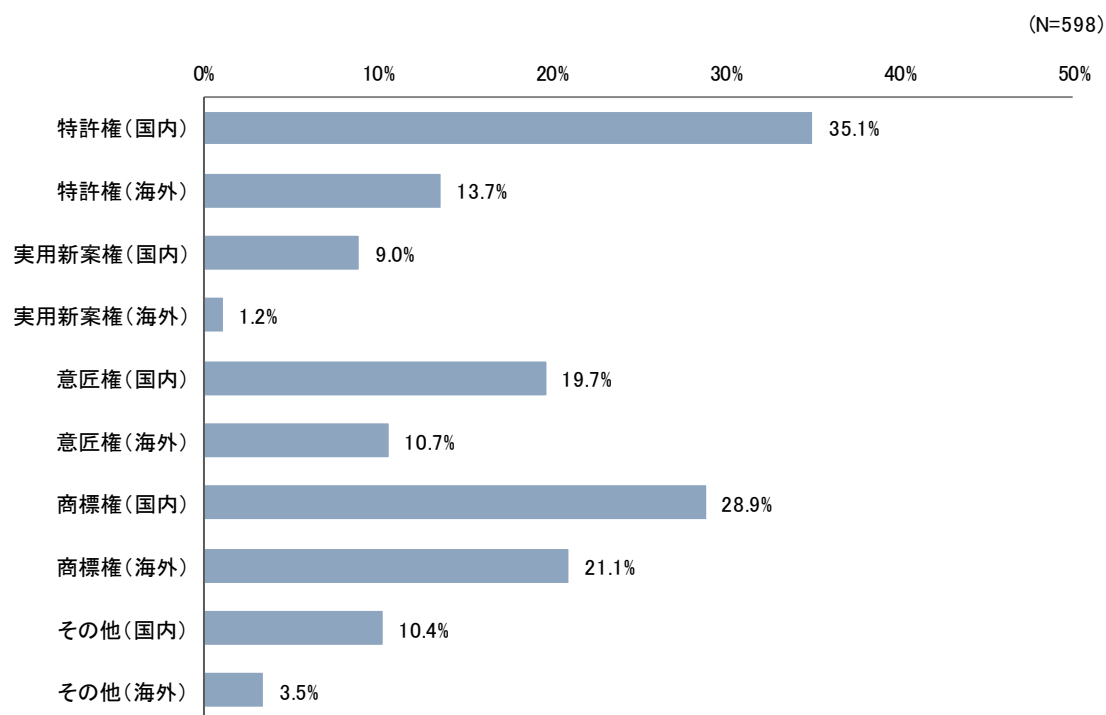
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②模倣被害を受けた知的財産権

模倣被害を受けた経験のある企業についてみると、最も多い模倣被害は「特許権（国内）」（35.1%）、次いで「商標権（国内）」が 28.9%となっている。また、「商標権（海外）」（21.1%）も比較的多くなっている。

図表 III-54：模倣被害を受けた知的財産権(複数回答)

Q11 模倣被害について ②上記①の模倣被害を受けた知的財産権はどれですか。(いくつでも)



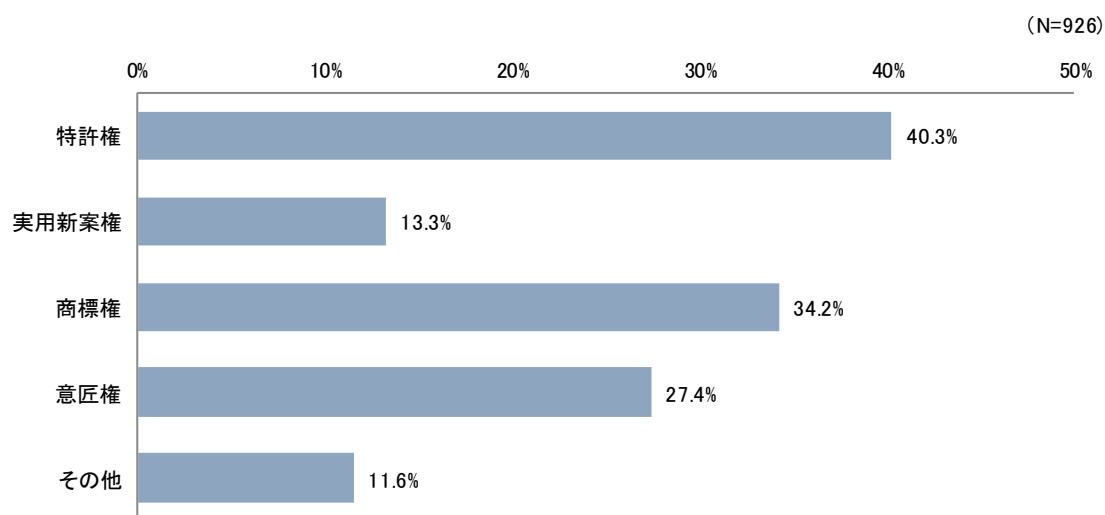
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

今年度と回答選択肢が異なるが、平成 25 年度は「特許権」に対する被害が 40.3%、「商標権」が 34.2%となっている。

図表 Ⅲ-55 : (平成 25 年度)模倣被害にあった知的財産権(複数回答)

Q 模倣被害にあった知的財産権すべてを選択してください



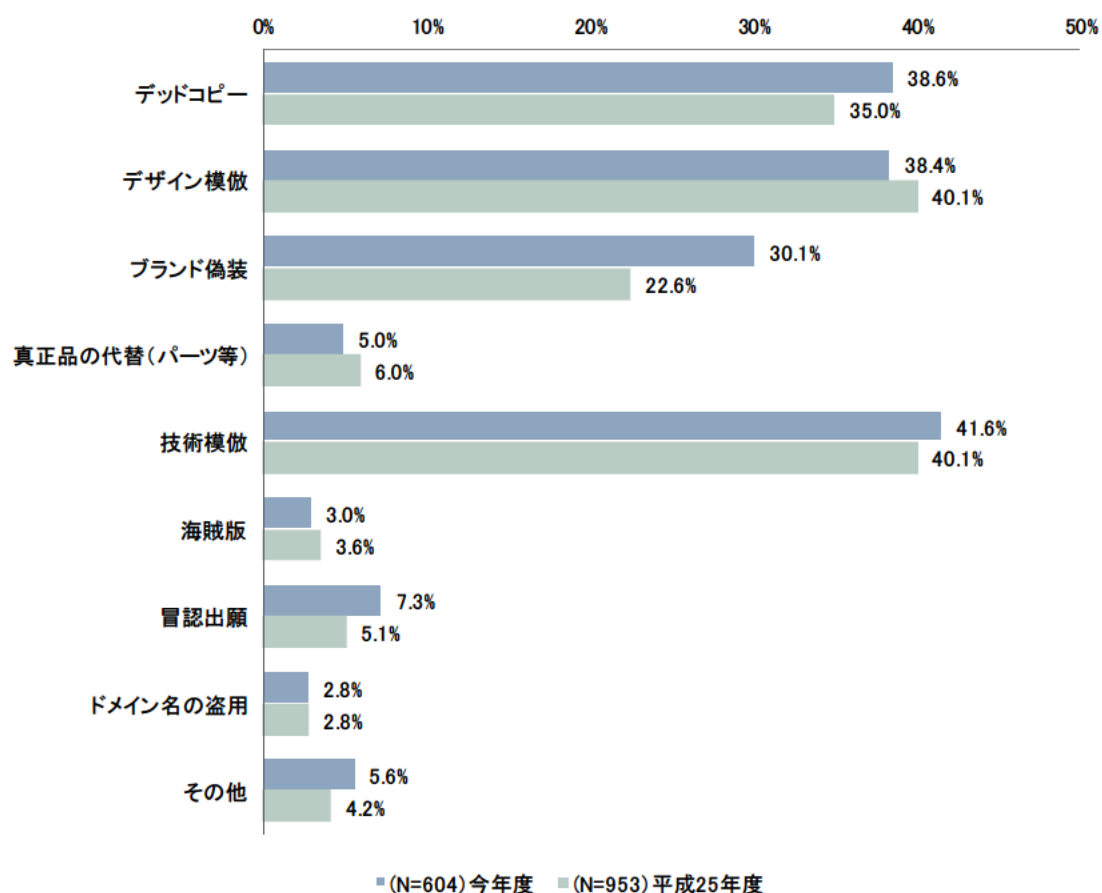
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③模倣被害の内容

模倣被害を受けた企業の内容は「技術模倣」(41.6%)、「デッドコピー」(38.6%)、「デザイン模倣」(38.4%)が多い。「ブランド偽装」は平成 25 年度の 22.6%から 30.1%へと割合が増加している。

図表 III-56 :模倣被害の内容(複数回答)

Q11 模倣被害について ③貴社が受けた模倣被害の内容はどのようなものですか。(いくつでも)



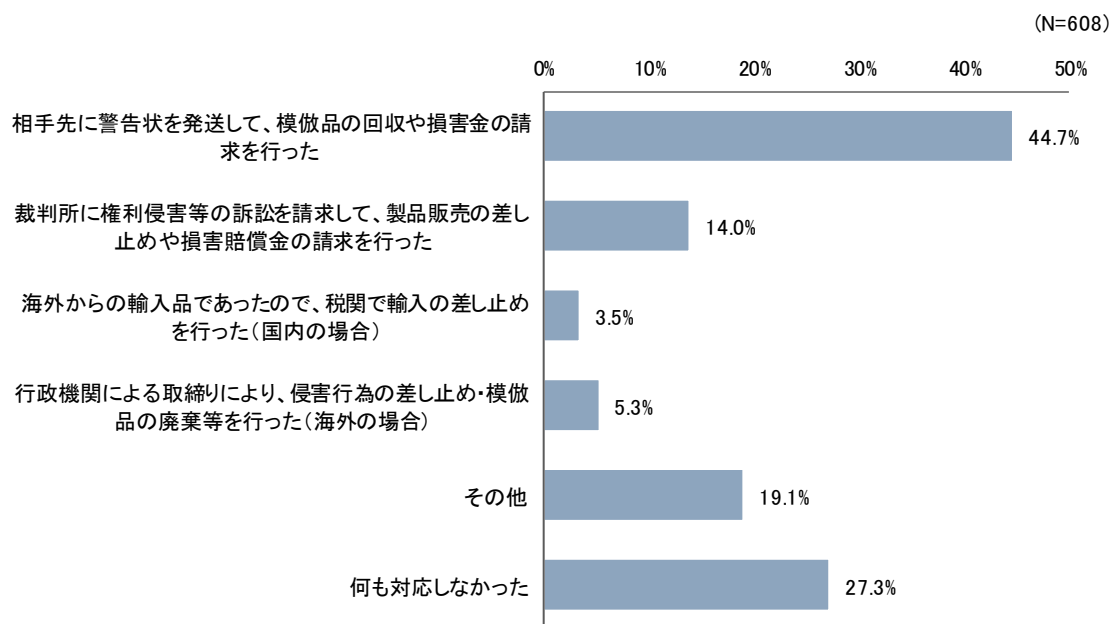
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④模倣被害への対応

模倣被害を受けた経験のある企業の対応は、「相手先に警告状を発送し模倣品回収や損害金の請求を行った」企業が 44.7%となっているが、「何も対応しなかった」企業も 27.3%と比較的多くなっている。

図表 Ⅲ-57 :模倣被害への対応(複数回答)

Q11 模倣被害について ④貴社は模倣被害に対してどのような対応をとりましたか。(いくつでも)



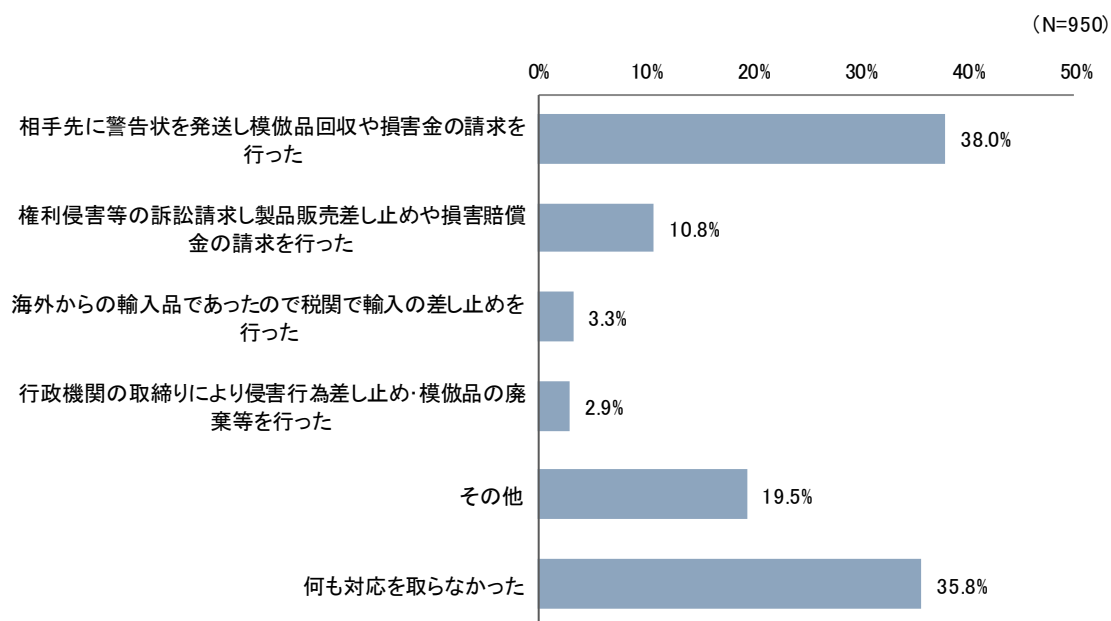
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっているが、「相手先に警告状を発送して、模倣品の回収や損害金の請求を行った」企業の割合は平成 25 年度（38.0%）より大きくなっており、「何も対応を取らなかった」は平成 25 年度（35.8%）より小さくなっている。

図表 III-58 : (平成 25 年度) 模倣被害に対する対応(複数回答)

Q 貴社は、模倣被害に対して、どのような対応をとりましたか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

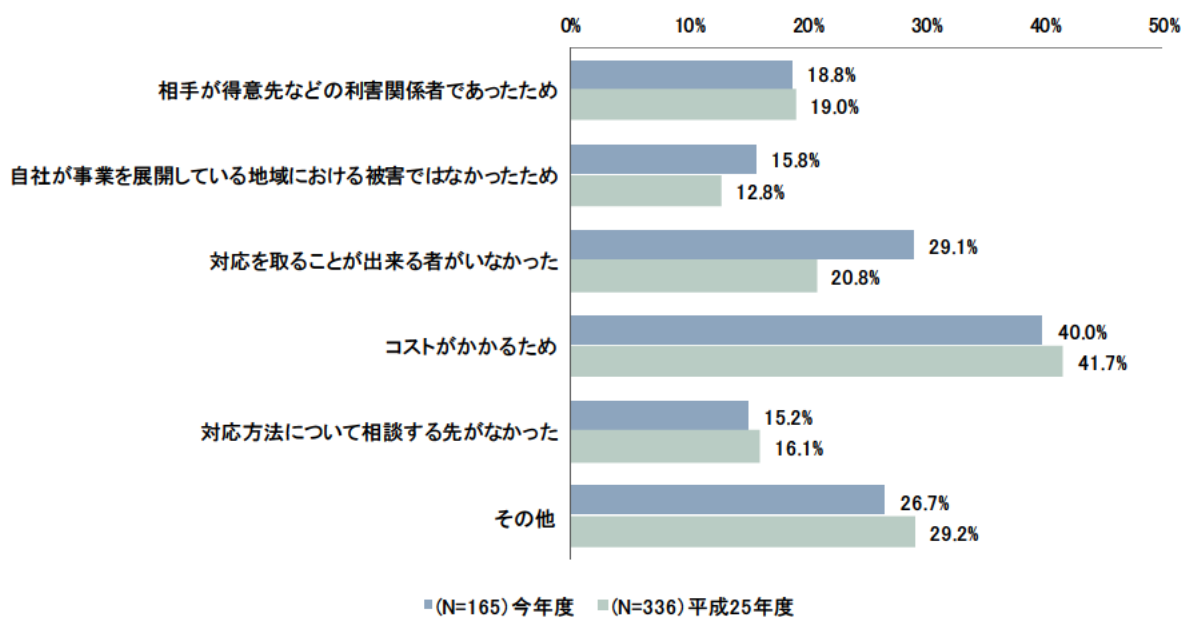
⑤模倣被害に対応しなかった理由

模倣被害に何も対応しなかった企業の理由をみると、「コストがかかるため」(40.0%)が最も多い。「対応を取ることが出来る者がいなかった」の回答割合は平成25年度の20.8%から29.1%に増加している。

図表 Ⅲ-59 : 模倣被害に「何も対応しなかった」理由(複数回答)

Q11 模倣被害について(上記④で「6. 何も対応しなかった」方だけにお伺いします)

⑤何も対応しなかったのはなぜですか。(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

（１２）他社の知的財産権への侵害

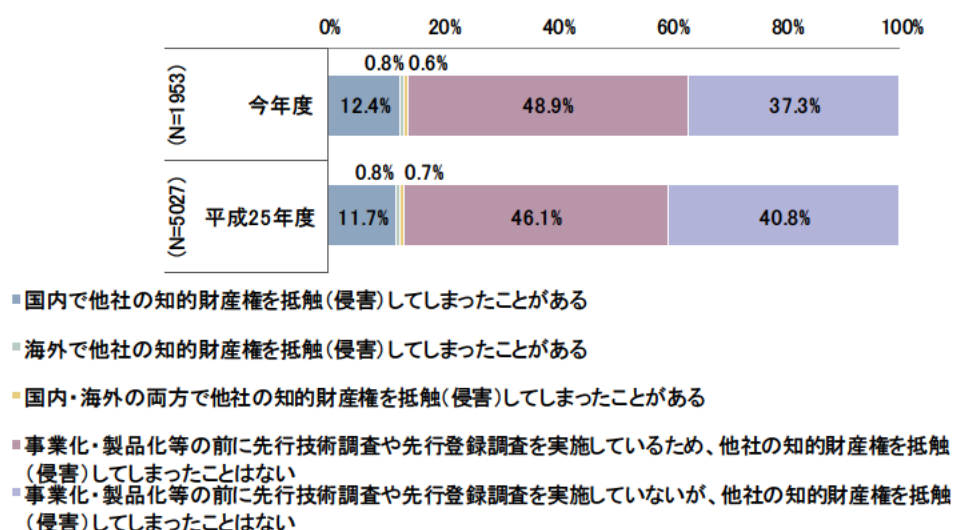
①侵害経験の有無

他社の権利を侵害したことがある企業は、合計すると 13.2%であり、「模倣被害を受けた」企業（30.7%）に比べると少ない。「事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施しているため、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない」企業は 48.9%となっている。

他社の権利を侵害したことがある企業の割合は、平成 25 年度（12.5%）と今年度（13.2%）はあまり変わっていない。

図表 Ⅲ-60：他社の知的財産権への侵害の有無

Q12 他社の知的財産権の侵害について ①他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまった経験はありますか。（1つだけ）



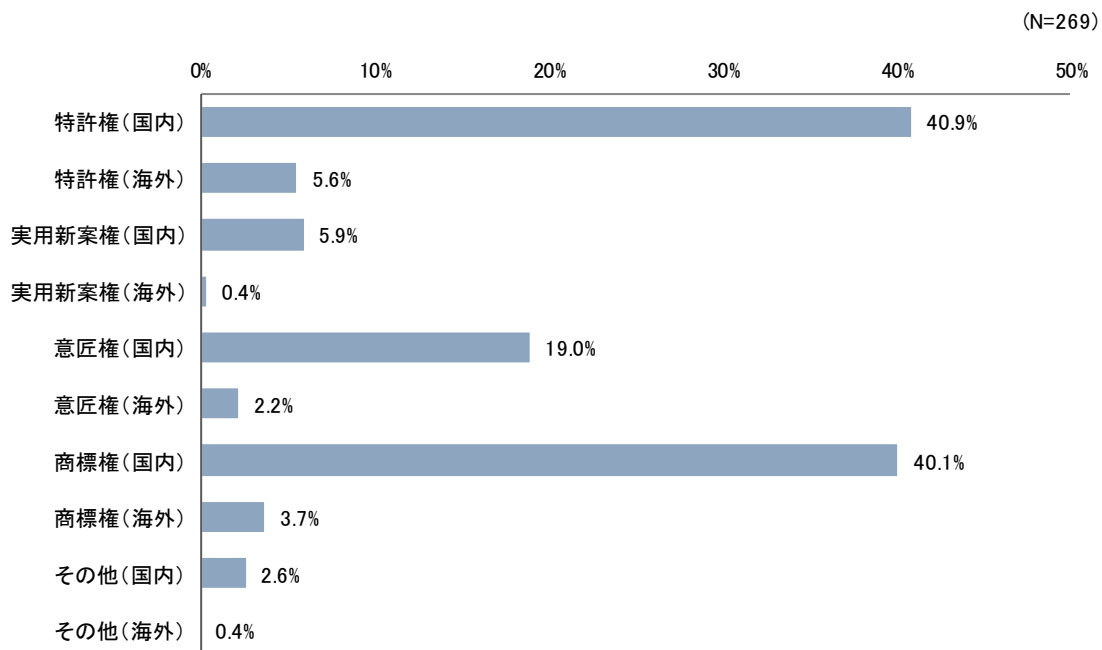
注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②侵害した知的財産権

他社の知的財産権を侵害した企業についてみると、侵害した知的財産権は「特許権（国内）」と「商標権（国内）」がともに 40%程度と多くなっている。

図表 III-61 : 侵害してしまった知的財産権(複数回答)

Q12 他社の知的財産権の侵害について ②上記①で抵触(侵害)してしまった知的財産権はどれですか。
(いくつでも)



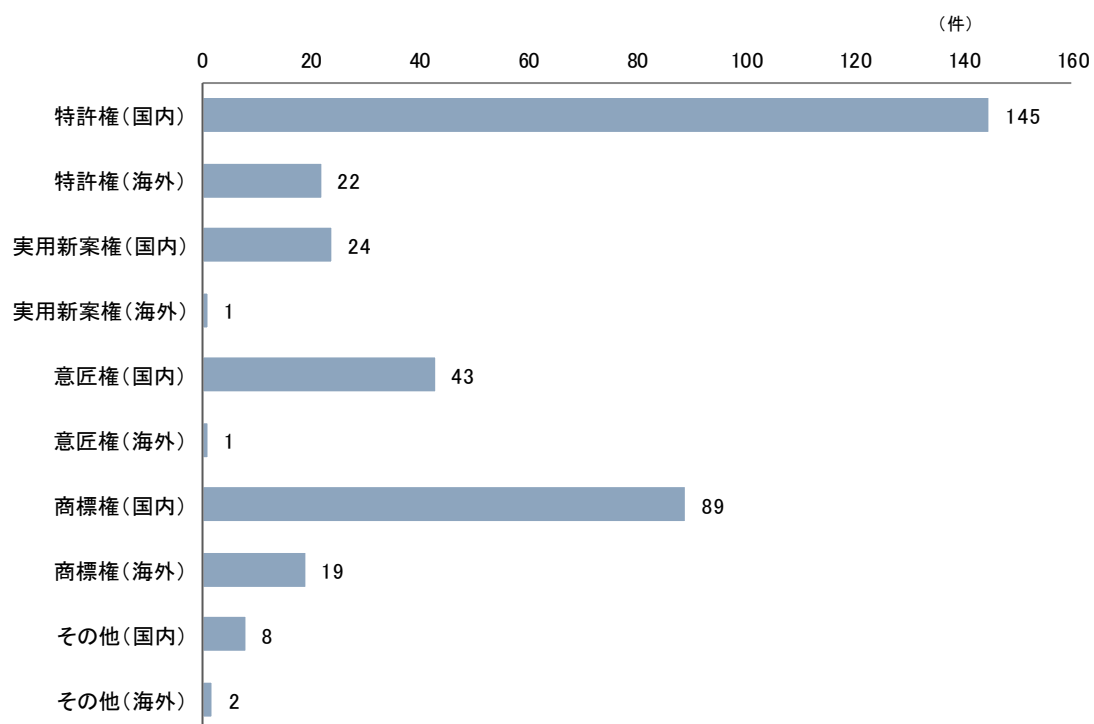
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、平成 25 年度は「特許権（国内）」の回答件数が 145 社、「商標権（国内）」は 89 社と「特許権（国内）」より少なくなっている。

図表 Ⅲ-62 : (平成 25 年度) 抵触のあった知的財産権(複数回答)(単位: 回答数)

Q 抵触(侵害)のあった知的財産権すべて選択してください



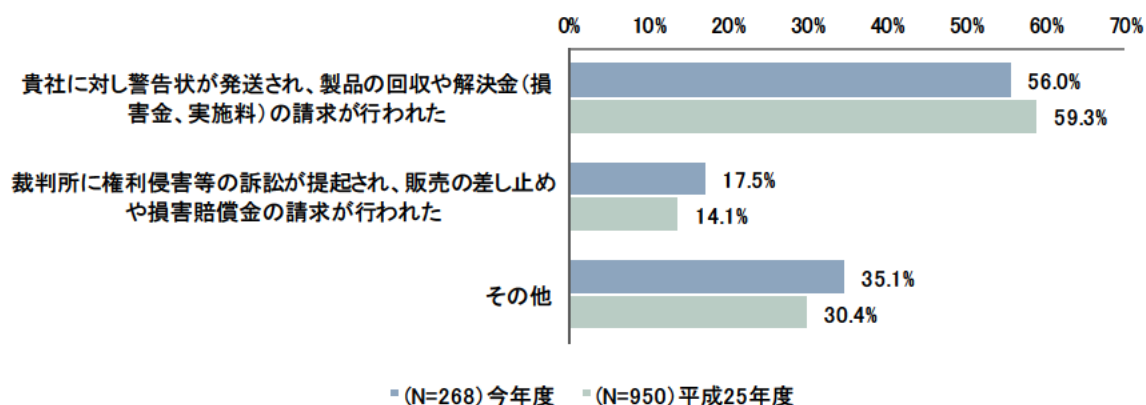
③権利侵害被害に対する他社の対応

権利を侵害した企業から、「貴社に対し警告状が発送され、製品の回収や解決金の請求が行われた」企業が 56.0%と多く、「裁判所に権利侵害等の訴訟が提起され、販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた」企業は 17.5%となっている。

「販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた」回答割合は、平成 25 年度（14.1%）より今年度（17.5%）の方がわずかに大きくなっている。

図表 III-63 :権利侵害被害への対応(複数回答)

Q12 他社の知的財産権の侵害について ③他社は貴社の権利侵害被害に対してどのような対応をとりましたか。(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

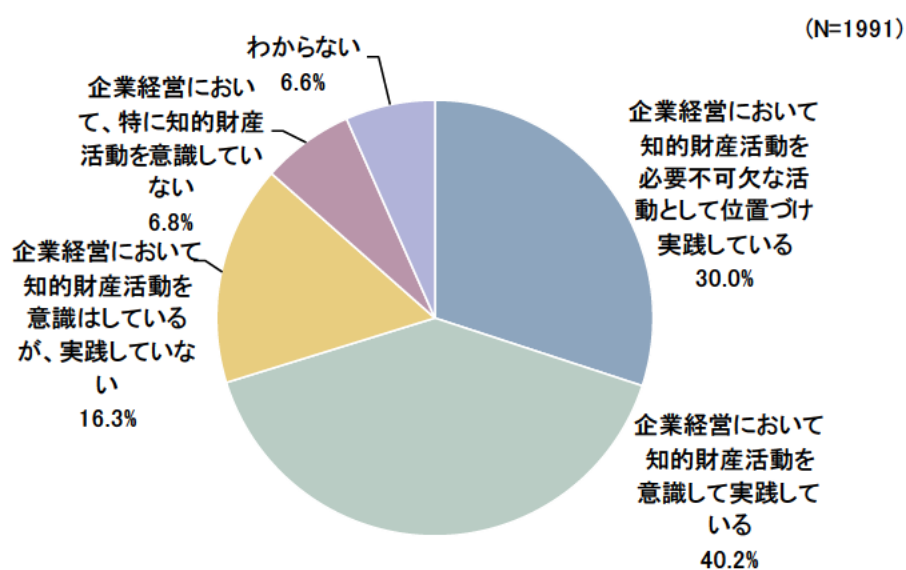
(13) 企業経営と知的財産活動

①企業経営における知的財産活動の位置づけ

「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業は 30.0%、「企業経営において知的財産活動を意識して実践している」は 40.2%、あわせると約 7 割の企業が企業経営に役立つ知的財産活動を実践している。

図表 III-64 : 企業経営と知的財産活動の関係性

Q13 貴社の知的財産活動全般について ①企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものはどれですか。(1つだけ)



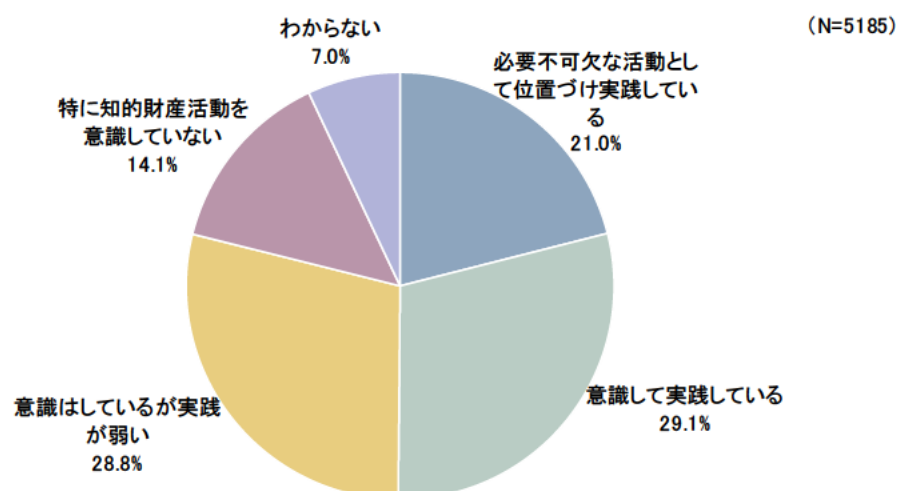
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業の割合は 21.0%から 30.0%へ、「意識して実践している」は 29.1%から 40.2%へと割合が大きくなっており、知財経営企業が増加している傾向が伺われる。

図表 Ⅲ-65 :(平成 25 年度)企業経営と知的財産活動の関係性について

Q 企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものを 1 つ選んでください



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

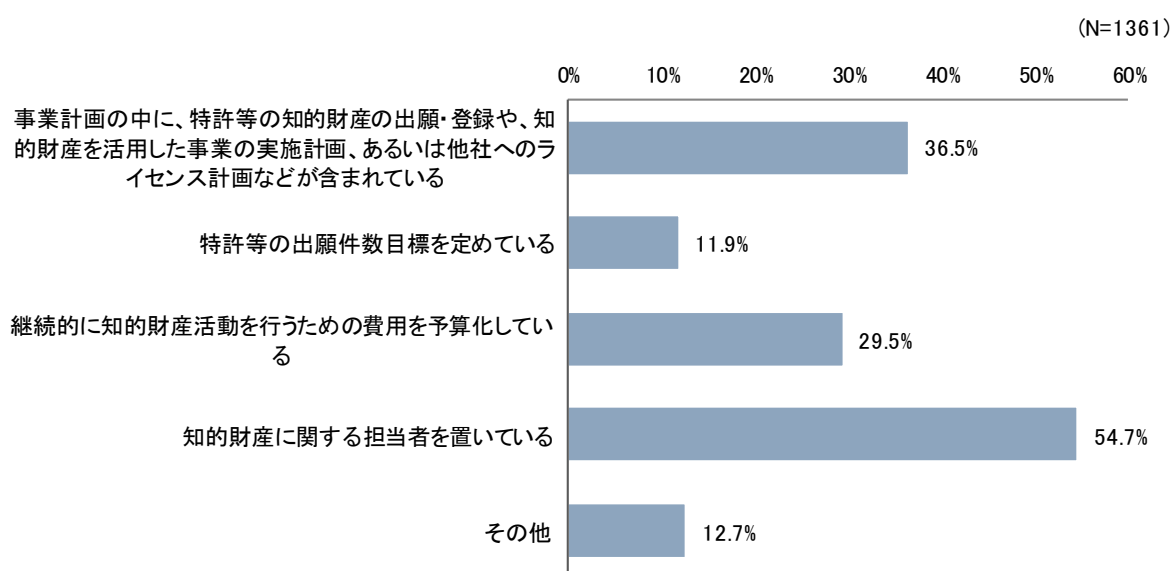
②知財に関して実践していること

企業経営に役立つ知的財産活動を実践している企業のうち、「知的財産に関する担当者を置いている」企業は 54.7%に留まっている。また「事業計画の中に、特許等の知財財産の出願・登録や、知的財産を活用した事業の実施計画、あるいは他社へのライセンス計画などが含まれている」企業は 36.5%、「継続的に知的財産活動を行うための費用を予算化している」企業は 29.5%となっている。

図表 Ⅲ-66 :実践していること(複数回答)

Q13 貴社の知的財産活動全般について（上記①で1～2に○をつけた方だけにお伺いします）

②貴社が具体的に実践していることはどのようなことですか。（いくつでも）



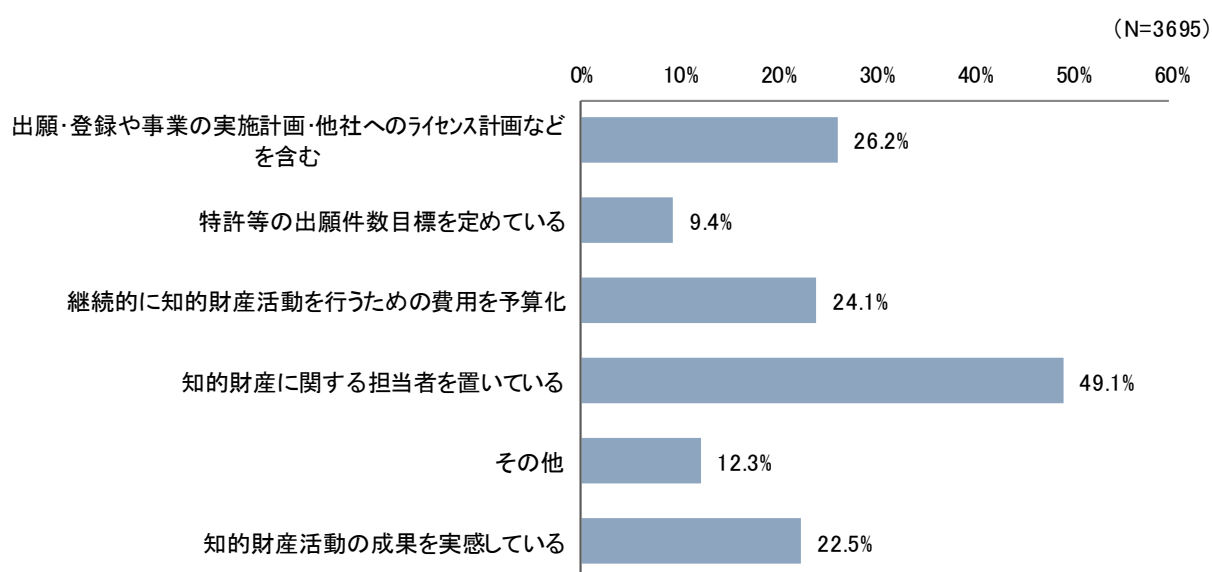
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

質問の回答条件が異なるため正確な比較はできないが、「知的財産に関する担当者を置いている」企業の割合は平成 25 年度の 49.1%から 54.7%へ、「出願・登録や事業の実施計画・他社へのライセンス計画などを含む」は 26.2%から 36.5%へと、今年度の割合の方が大きくなっている。

図表 Ⅲ-67 : (平成 25 年度)具体的に実践していること(複数回答)

Q 貴社が具体的に実践していることについて、該当するものすべてを選んでください



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

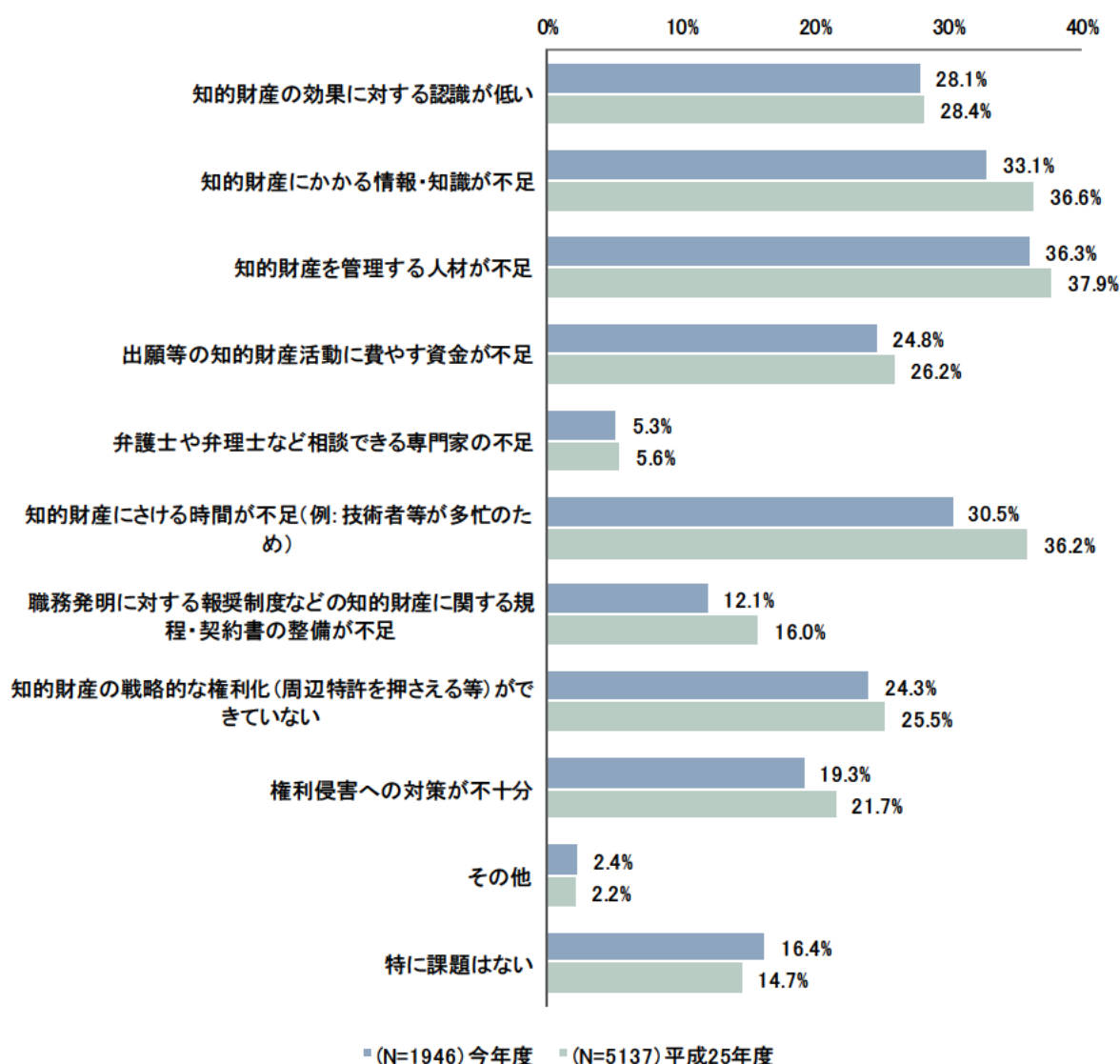
③知財活動に取り組むにあたっての課題

課題として「知的財産を管理する人材が不足」をあげる企業が 36.3%、「知的財産にかかる情報・知識が不足」が 33.1%、「知的財産にさける時間が不足」が 30.5%となっている。

平成 25 年度調査のデータと比較すると、「知的財産にかかる情報・知識が不足」の回答割合は 36.6%から 33.1%へ、「知的財産にさける時間が不足」は 36.2%から 30.5%へと若干小さくなっている。

図表 Ⅲ-68 : 知的財産活動に取り組むにあたっての課題(複数回答)

Q13 貴社の知的財産活動全般について ③貴社が知的財産活動に取り組むにあたり課題となっていることはどのようなことですか。(いくつでも)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

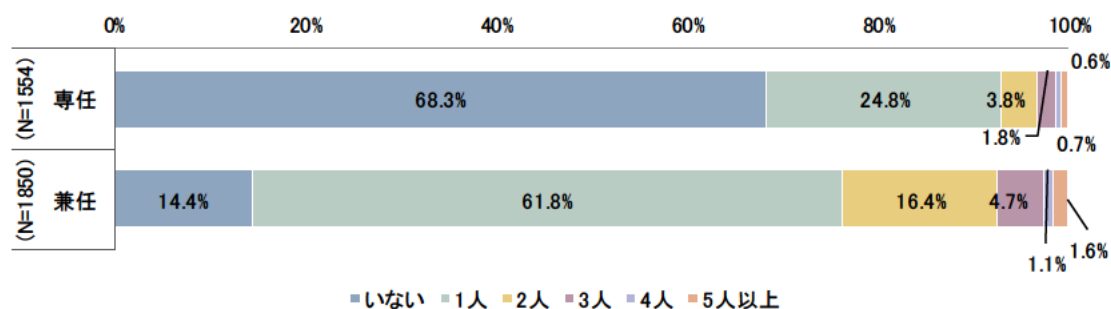
(14) 社内体制

①知財担当者数

社内の知財担当者数は、兼任の担当者数が「1人」の企業は61.8%、「2人」が16.4%となっている。専任の担当者は「いない」企業が68.3%、「1人」が24.8%となっている。

図表 Ⅲ-69 : 知財担当者数

Q14 社内体制について ①貴社の知財担当者数は何人ですか。(a)専任担当者 b)兼任担当者)



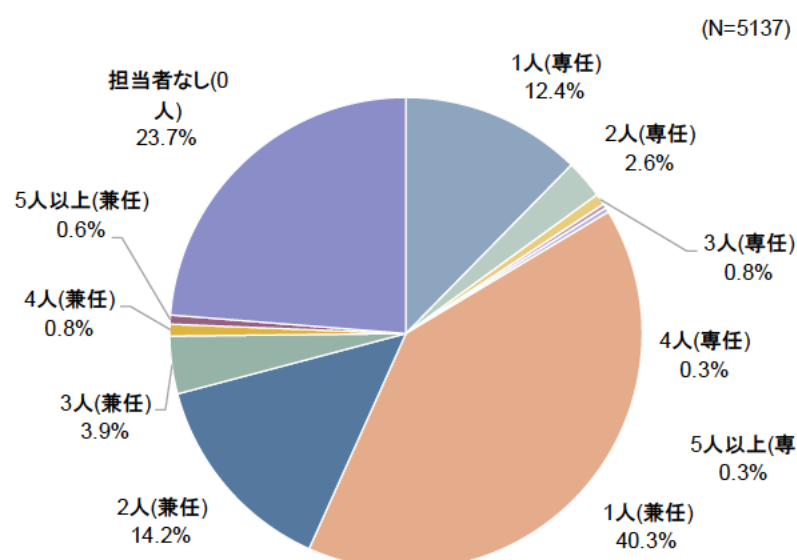
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成25年度調査との比較

回答方式が異なるため正確な比較はできないが、平成25年度は「担当者なし」の割合が23.7%となっており、今年度の「兼任」いない(14.4%)の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-70 : (平成25年度) 知財担当者数

Q 貴社の知財担当者数で該当するものを1つ選んでください



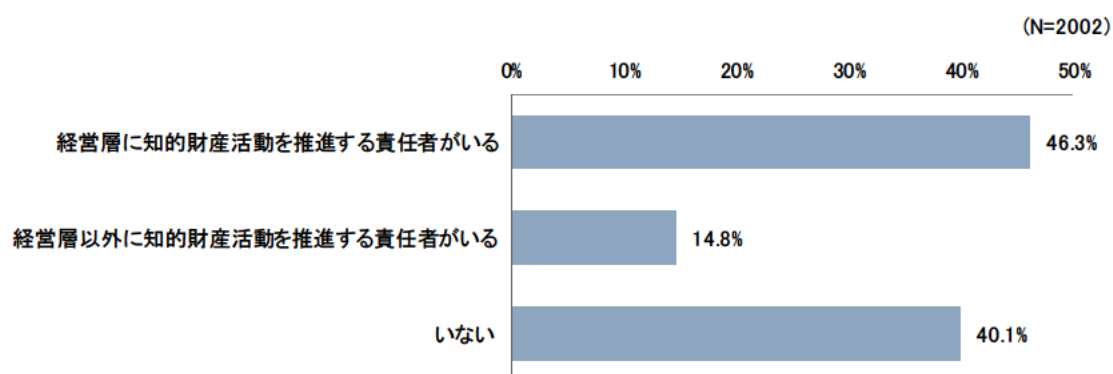
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

②知的財産活動推進責任者の有無

「経営層に知的財産活動を推進する責任者がいる」企業は 46.3%と多いものの、「いない」企業も約 4 割とほぼ同じ割合となっている。

図表 Ⅲ-71 : 知的財産活動推進責任者の有無(複数回答)

Q14 社内体制について ②知的財産活動を推進する責任者がいらっしゃいますか。



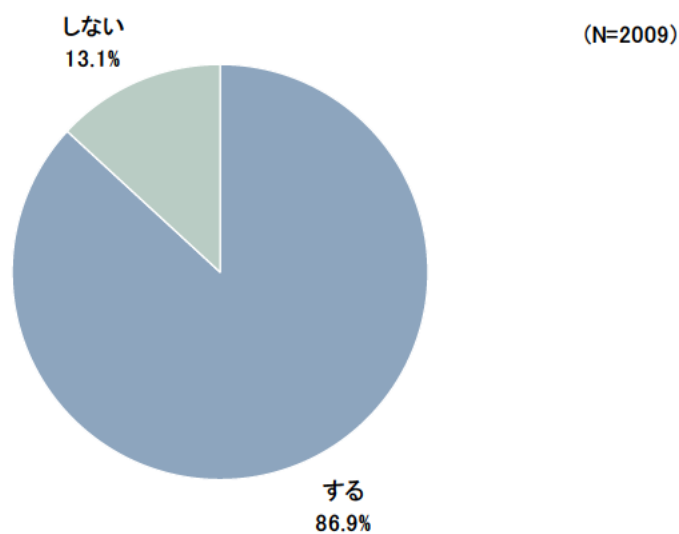
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③弁理士へ相談の有無

知財に関する相談を弁理士に「する」企業は 86.9%となっている。

図表 Ⅲ-72 : 弁理士へ相談の有無

Q14 社内体制について ③知財に関する相談を弁理士にしていच्छいますか？



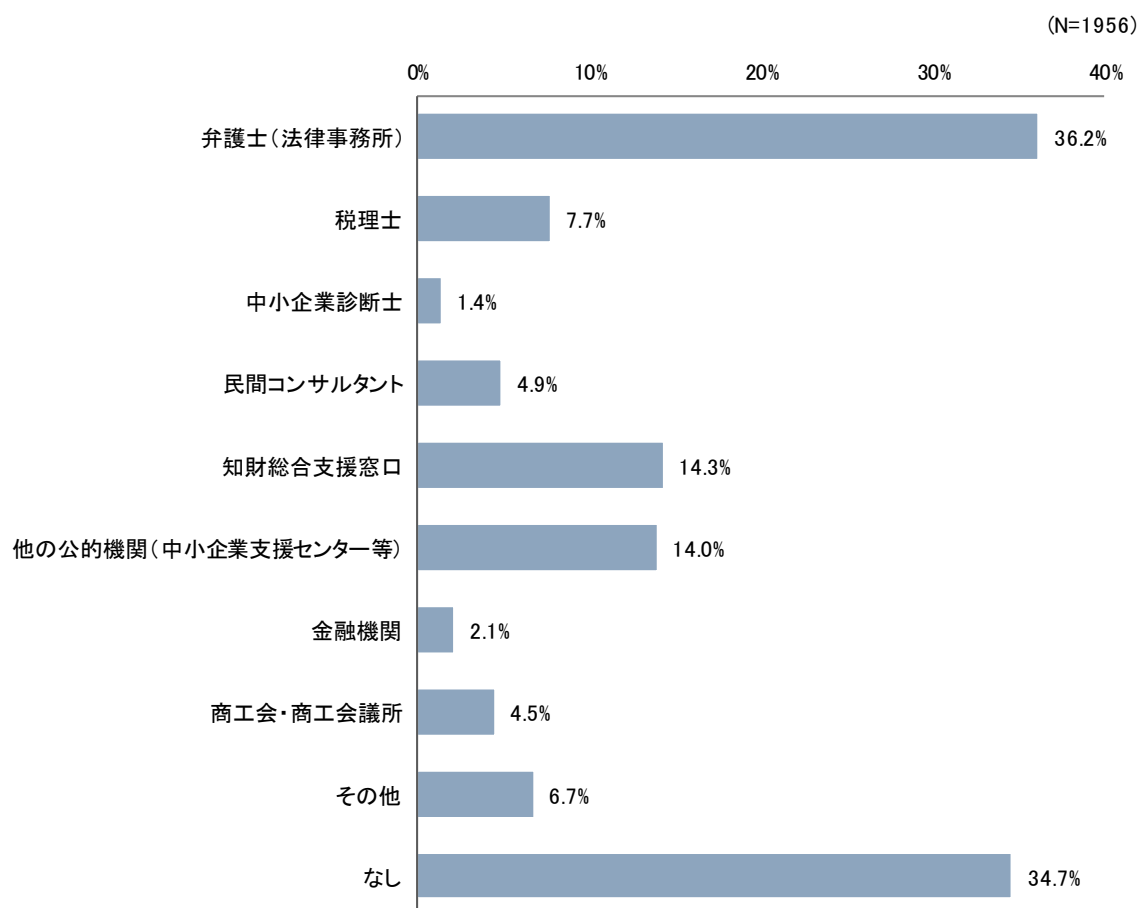
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④弁理士以外への相談先

知財に関して弁理士以外に相談する先は、「弁護士」が 36.2%と多く、「知財総合支援窓口」が 14.3%となっている。

図表 III-73 : 弁理士以外への相談先(複数回答)

Q14 社内体制について ④知財(知財活動を含む)に関して弁理士以外に、どなたに相談することがありますか。(いくつでも)



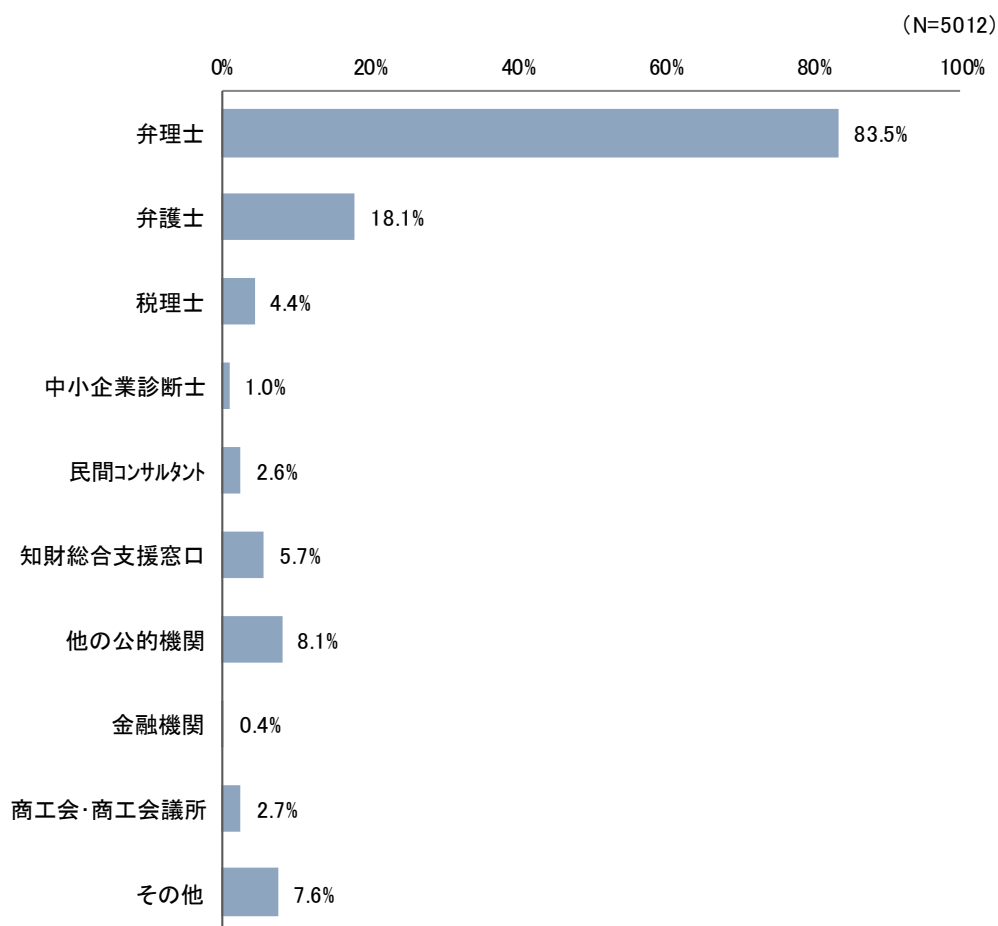
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答方式が異なるので正確な比較はできないが、弁護士に相談をする企業の割合をみると、今年度（36.2%）は平成 25 年度（18.1%）の 2 倍に増加している。

図表 Ⅲ-74 : (平成 25 年度)知的財産に関する相談相手(複数回答)

Q 貴社は、知的財産に関して誰に相談をしていますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

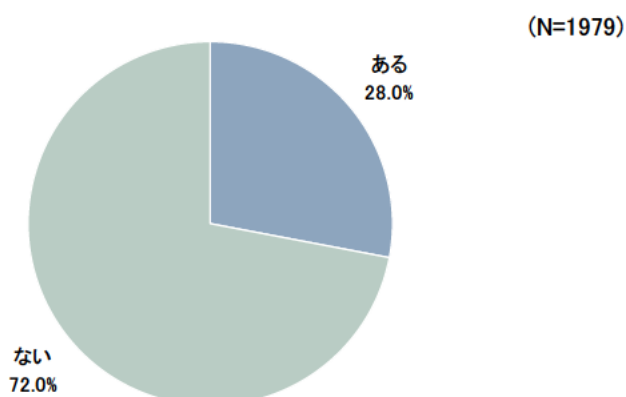
（１５）金融機関による知財評価

①金融機関との間での知的財産権についての話題の有無

取引先の金融機関との間で自社の知的財産権が話題となることが「ある」企業の割合は28.0%となっている。

図表 Ⅲ-75：金融機関との間で知的財産権についての話題の有無

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ① 取引先の金融機関との間で、貴社の知的財産権が話題となることがありますか。（1つだけ）



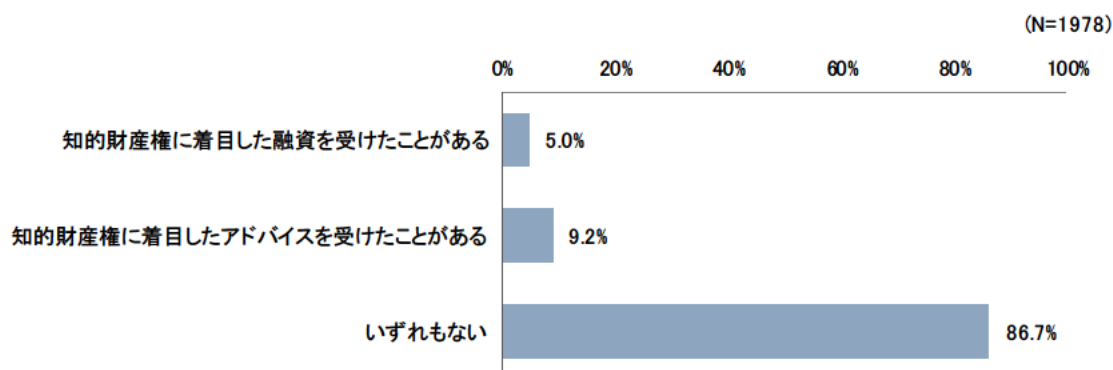
注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

②知的財産権に着目した融資やアドバイスの有無

取引先の金融機関から「知的財産権に着目した融資を受けたことがある」企業の割合は5.0%、「知的財産権に着目したアドバイスを受けたことがある」は9.2%にとどまっている。

図表 Ⅲ-76：金融機関からの知的財産権に着目した融資やアドバイスの有無（複数回答）

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ② 取引先の金融機関から、貴社の知的財産権に着目した融資や事業のアドバイスを受けたことがありますか。（いくつでも）



注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

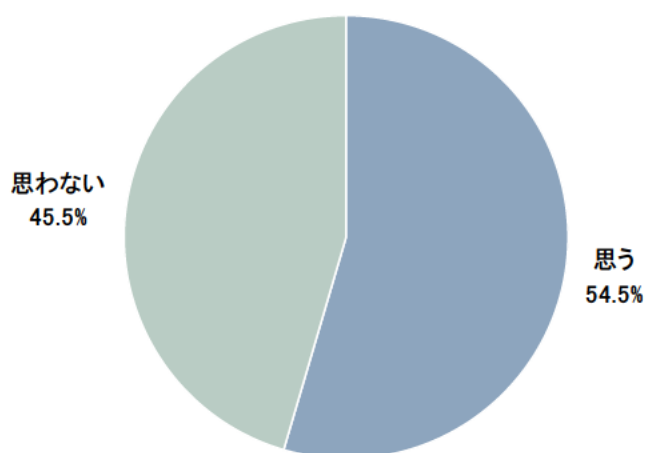
③知的財産権に着目した事業評価を受けることに対する期待

取引先の金融機関から知的財産権にも着目して自社事業を評価してほしいと「思う」企業は54.5%と半数を超えており、「知的財産権に着目した融資を受けたことがある」企業を大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-77：金融機関から知的財産権に着目した事業評価を受けることについて

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ③ 取引先の金融機関が、貴社に対する融資などを検討する場合、貴社の有する知的財産権にも着目して貴社の事業を評価してほしいと思いますか。(1つだけ)

(N=1973)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

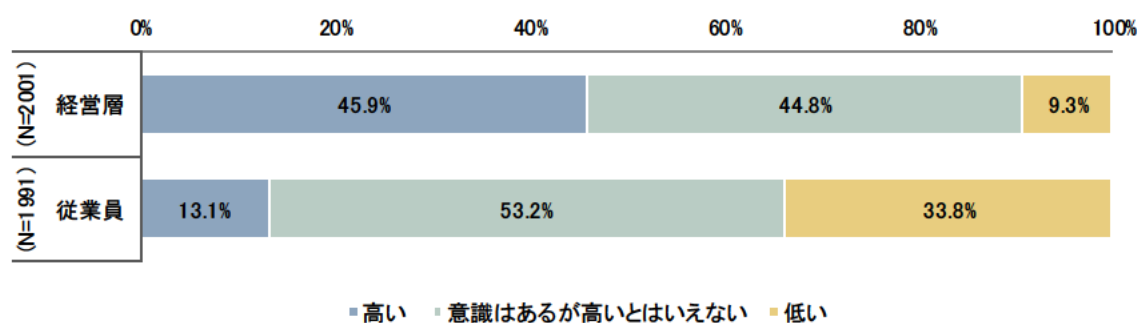
（１６）知的財産に対する意識や仕組み

①知的財産に対する意識

経営層の知的財産に対する意識が「高い」企業は 45.9%、「低い」企業は 9.3%である一方、従業員の意識が「高い」企業は 13.1%、「低い」企業は 33.8%となっており、経営層と従業員で温度差がみられる。

図表 Ⅲ-78：経営層の知財に対する意識

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ①貴社の経営者層と従業員（経営者層以外の社員）は知的財産に対する意識が高いですか。（１つだけ）（a）経営者層 b）従業員）



注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を 100％として計算した

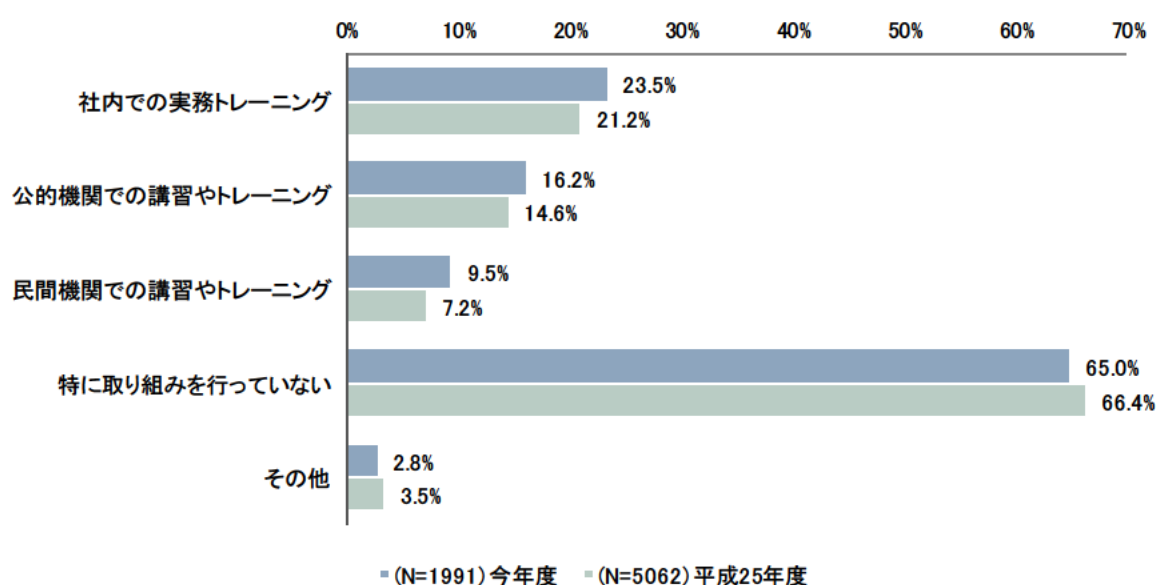
②知的財産に関わる人材育成

知財人材の育成方法は、「社内での実務トレーニング」が 23.5%、「公的機関での講習やトレーニング」が 16.2%となっている一方、「特に取り組みを行っていない」企業は 65.0%に上っている。

平成25年度調査と比較すると、今年度と平成25年度の回答割合はほぼ同程度となっており、大きな変化はない。

図表 III-79 : 知財に関わる人材育成について(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ②知的財産に関わる人材育成は、どのように実施していますか。(いくつでも)



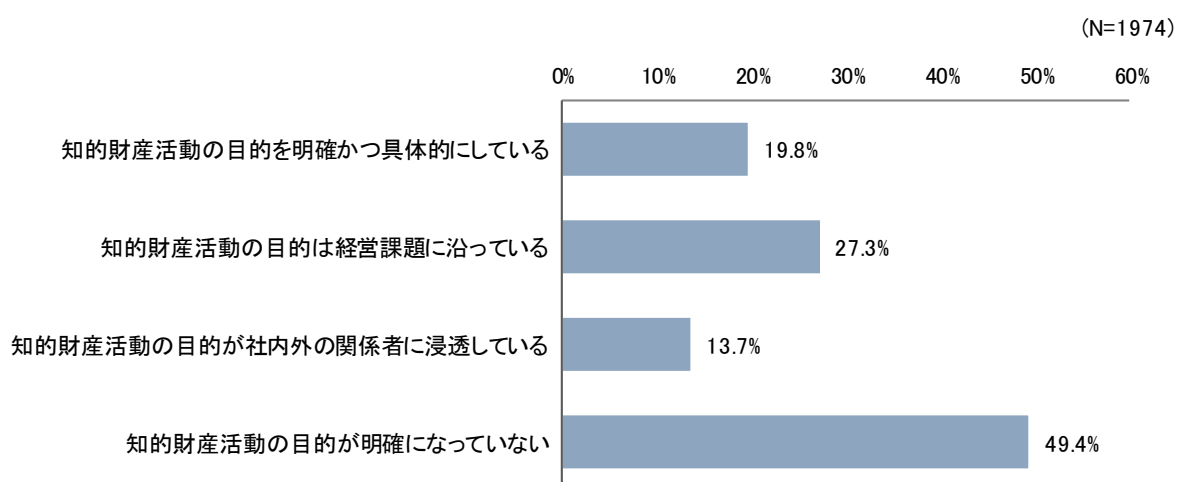
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③知的財産活動の経営戦略への位置づけ

「知的財産活動の目的が明確になっていない」企業が 49.4%と約半数を占めており、経営戦略の位置づけが不十分な企業が見られる。

図表 Ⅲ-80 : 知的財産活動の経営戦略への位置づけについて(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ③知的財産活動の経営戦略への位置づけについて(いくつでも)



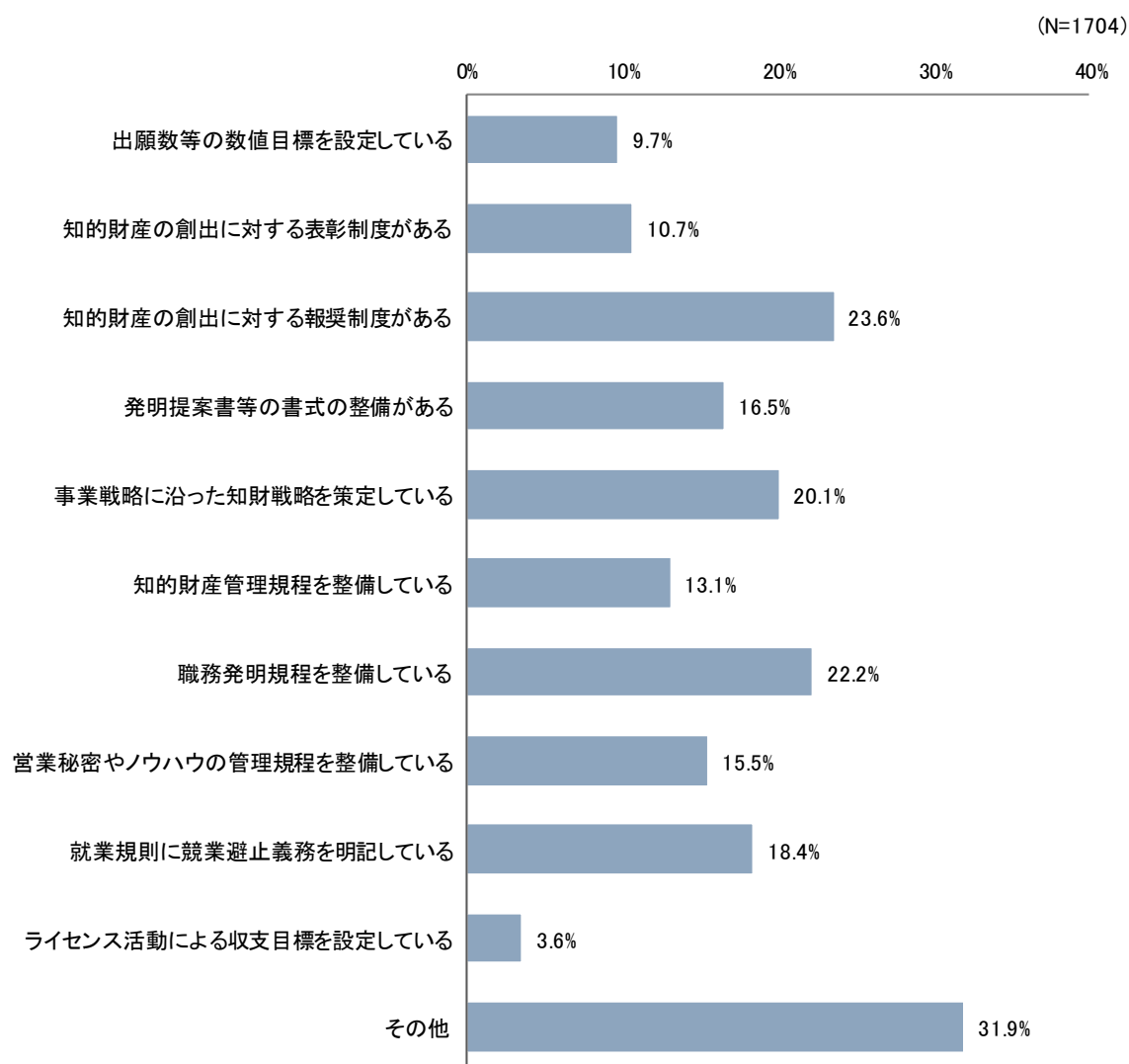
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④知的財産の仕組みづくり

仕組みづくりとして、「知的財産の創出に対する報奨制度がある」企業が 23.6%、「職務発明規程を整備している」が 22.2%、「就業規則に競業避止義務を明記している」が 18.4%となっており、社内の仕組みづくりへの取り組みが不十分とみられる。

図表 III-81 : 知財の仕組みづくりについて取り組んでいること(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ④貴社では知財の仕組みづくりについてどのようなことに取り組まれていますか(いくつでも)



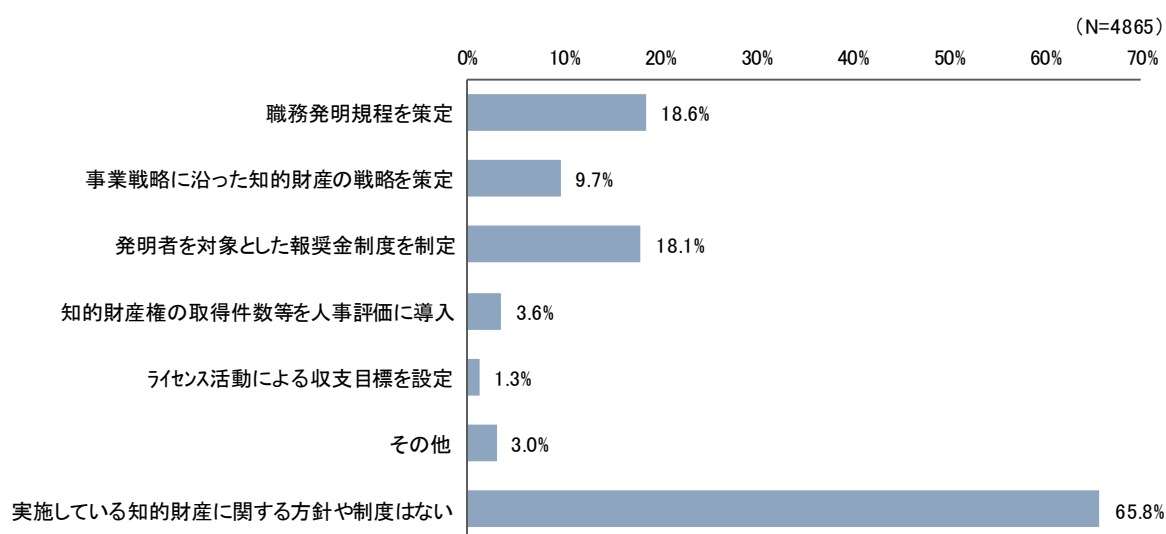
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「職務発明規定を策定」は平成 25 年度の 18.6%から 22.2%へ、「発明者を対象とした報奨金制度を制定」は 18.1%から 23.6%へ、「事業戦略に沿った知的財産の戦略を策定」は 9.7%から 20.1%へと回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-82 : (平成 25 年度)知的財産に関する方針や制度で実施しているもの(複数回答)

Q 貴社における知的財産に関する方針や制度で実施しているもの



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(17) 回答者の属性

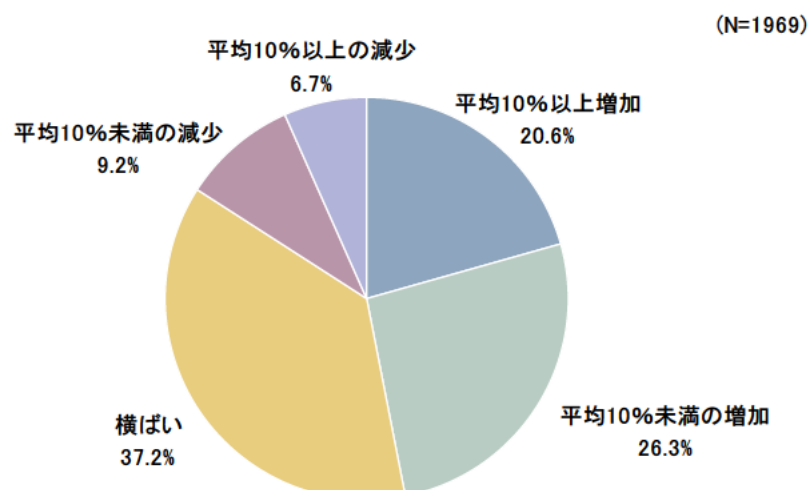
①業績

(a) 過去3年間の売上高の傾向

過去3年間の売上高が増加傾向の企業はあわせて46.9%、一方減少傾向の企業はあわせて15.9%となっており、増加傾向の企業が大幅に上回っている。

図表 III-83 : 過去3年間の売上高の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ①売上高



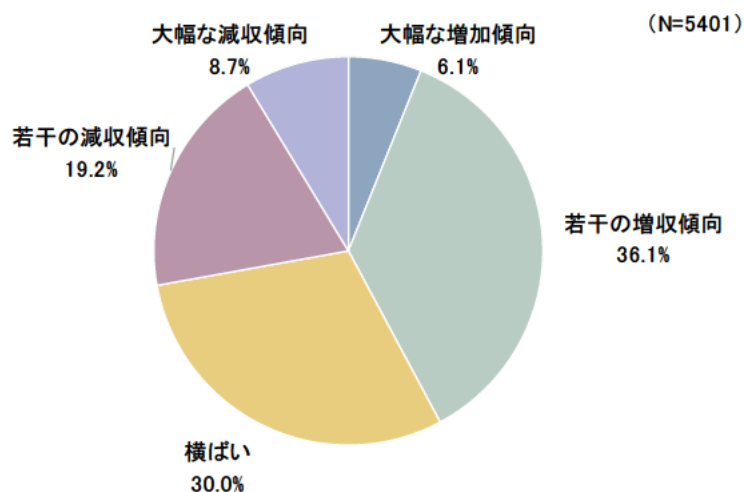
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成25年度調査との比較

平成25年度調査では、過去3年間の売上高が増加傾向の企業はあわせて42.2%、減少傾向の企業はあわせて27.9%となっている。

図表 III-84 : (平成25年度)売上高傾向

Q 貴社の過去3年間の売上高傾向



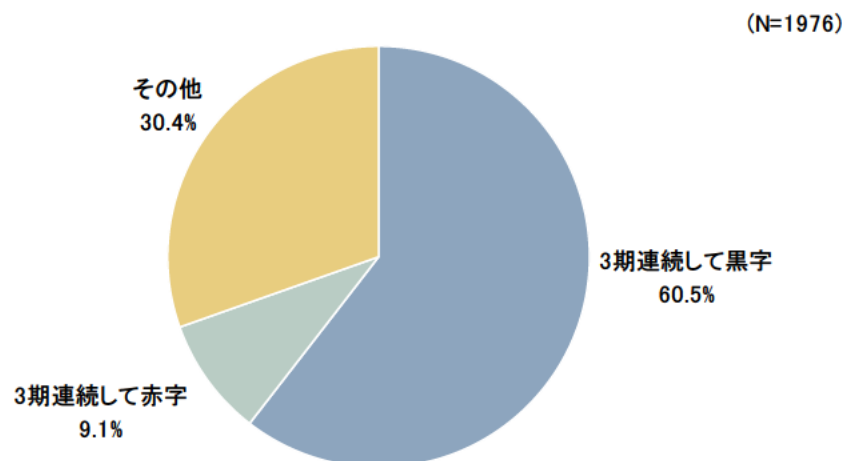
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(b) 過去3年間の経常利益の傾向

経常利益が「3期連続して黒字」の企業が60.5%、一方「3期連続して赤字」の企業は9.1%となっており、3期連続黒字企業が大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-85 : 過去3年間の経常利益の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ②経常利益



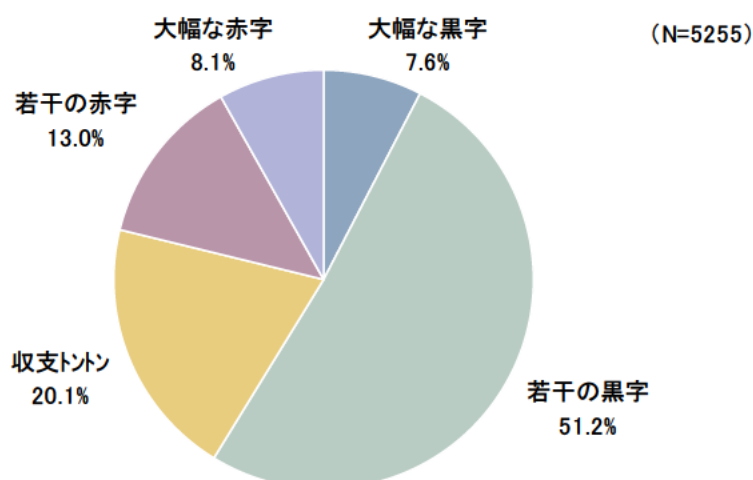
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成25年度調査との比較

過去3年間の経常利益が黒字の企業はあわせて58.8%、赤字の企業はあわせて21.1%となっている。

図表 Ⅲ-86 : (平成25年度)経常利益

Q 貴社の過去3年間の経常利益傾向



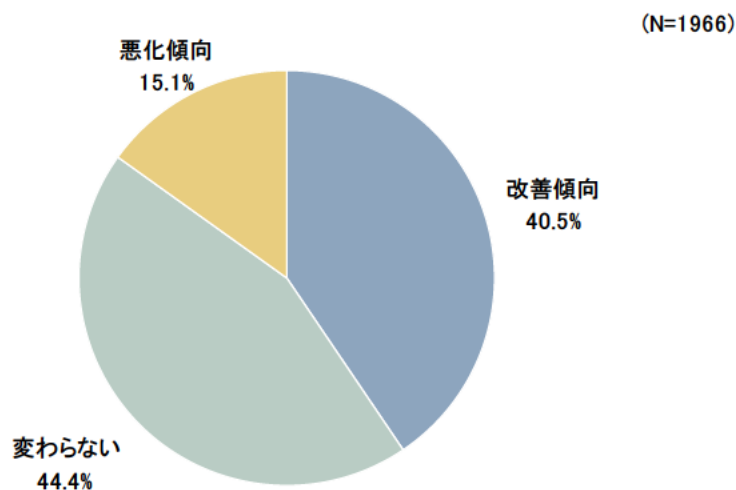
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(c) 過去3年間の経常利益率の傾向

経常利益率が「改善傾向」の企業は40.5%、「悪化傾向」の企業は15.1%となっており、改善傾向の割合が大幅に上回っている。

図表Ⅲ-87：過去3年間の経常利益率の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ③経常利益率



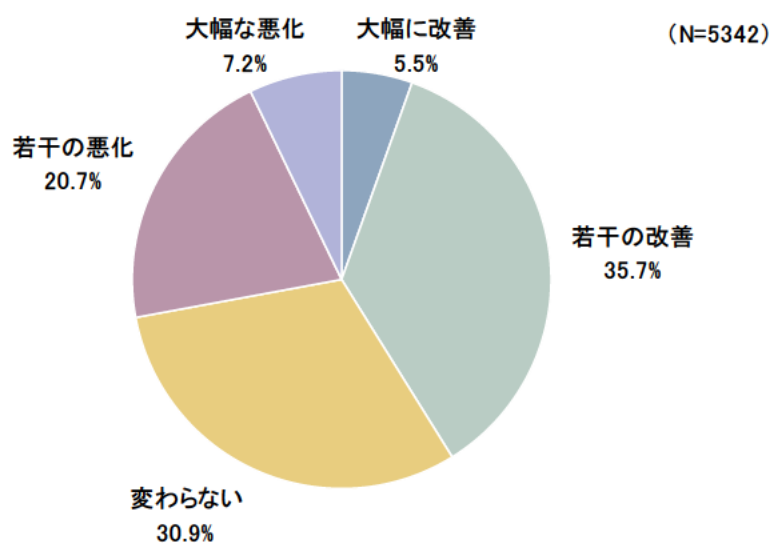
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成25年度調査との比較

過去3年の経常利益率が改善している企業はあわせて41.2%、悪化している企業はあわせて27.9%となっている。

図表Ⅲ-88：(平成25年度)経常利益率

Q 貴社の過去3年間の経常利益率傾向



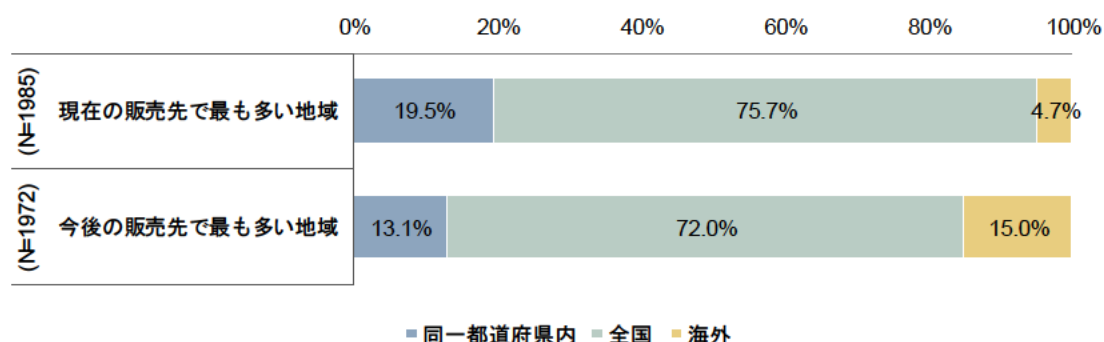
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

②商品・サービスの販売先

現在販売金額が最も多い地域は「同一都道府県内」である企業が 19.5%、「全国」は 75.7%、「海外」は 4.7%となっているのに対して、今後は「同一都道府県内」を最も多い販売先としている企業は 13.1%、「全国」は 72.0%、「海外」は 15.0%となっており、今後は海外にシフトする傾向がみられる。

図表 Ⅲ-89 :販売先で最も多い地域

Q18 貴社の商品・サービスなどの主要な販売先として、①現在、②今後(3 年程度を目安としてください)について、それぞれ販売金額が最も多い地域を選んでください。(1つずつ)



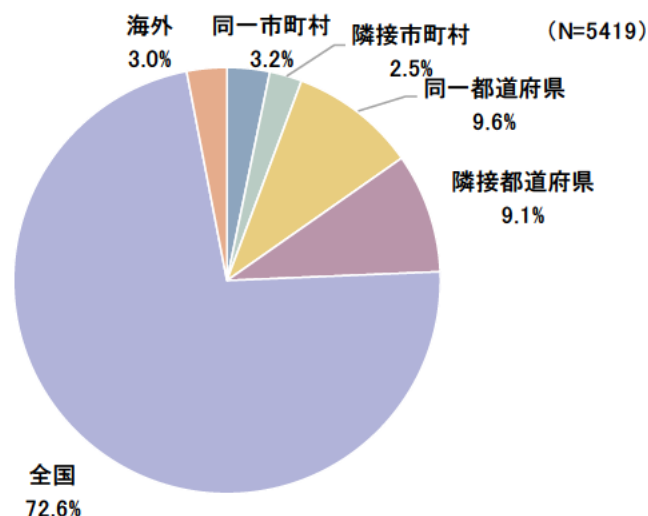
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「海外」を主要な仕入先・販売先とする企業は平成 25 年度が 3.0%となっている。

図表 Ⅲ-90 : (平成 25 年度)商品・サービスなどの主要な仕入先・販売先

Q 貴社の商品・サービスなどの主要な仕入先・販売先に最も該当するもの



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③生産活動・下請け比率

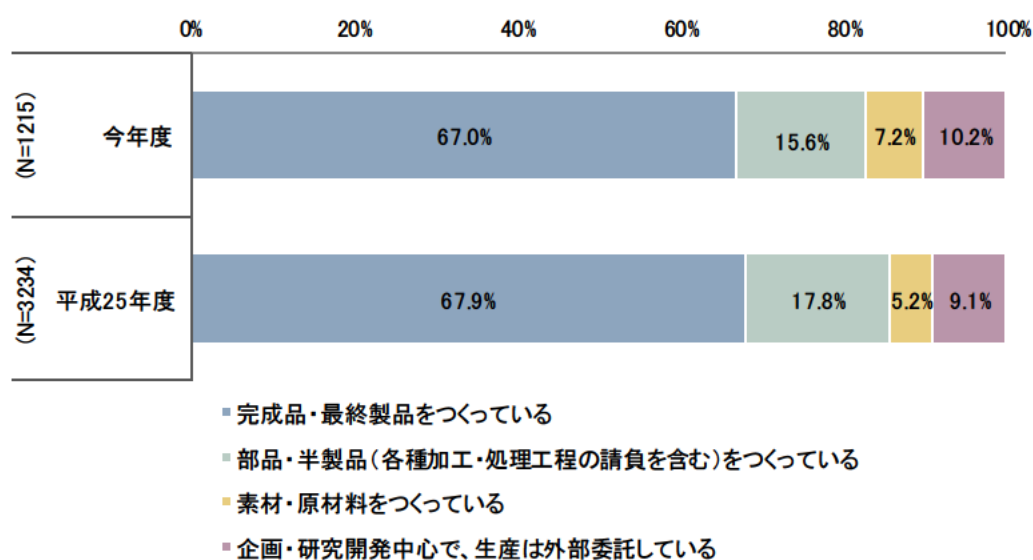
(a) 生産活動の種類

製造業では、「完成品・最終製品をつくっている」企業の割合は 67.0%であり、「部品・半製品をつくっている」(15.6%) の 4 倍以上となっている。

平成 25 年度調査との比較では、完成品・最終製品をつくっている企業の割合は今年度とほぼ同じ割合となっている。

図表 III-91 :生産活動について

Q19（製造業の方にお伺いします）①貴社の生産活動はどのようなものですか。（最も売上高が大きいもの1つだけ）



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

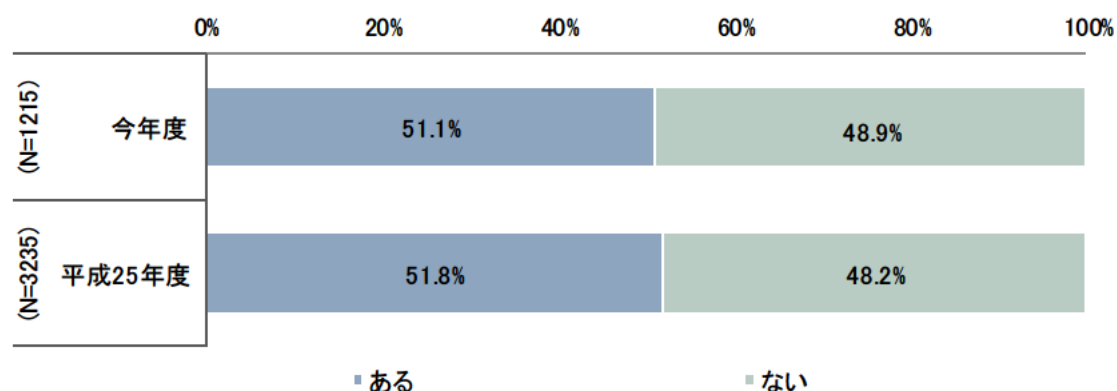
(b) 下請け受注の有無

製造業のうち、下請け受注が「ある」企業はほぼ半数の 51.1%となっている。

平成 25 年度調査との比較では、今年度と平成 25 年度の下請受注の企業割合ほぼ同じとなっている。

図表 Ⅲ-92 : 下請け受注の有無

Q19（製造業の方にお伺いします）②貴社は下請けとして受注するものがありますか。（1つだけ）



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

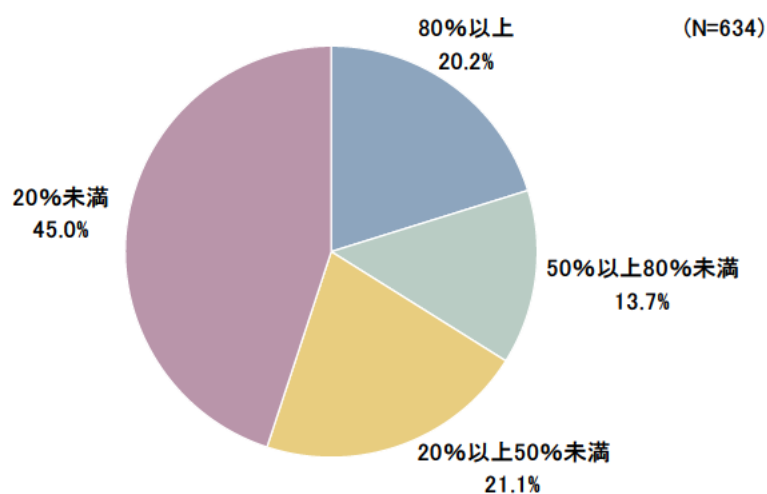
(c) 売上に占める下請受注比率

下請受注企業のうち、下請受注比率が「20%未満」の企業は 45.0%を占める一方、「80%以上」の下請比率をもつ企業は 20.2%と比較的少ない。

図表 Ⅲ-93 : 売上に占める下請受注比率

Q19（製造業の方にお伺いします）（下請け受注がある方だけにお伺いします）

③売上に占める下請受注比率はどの程度ですか。（1つだけ）



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

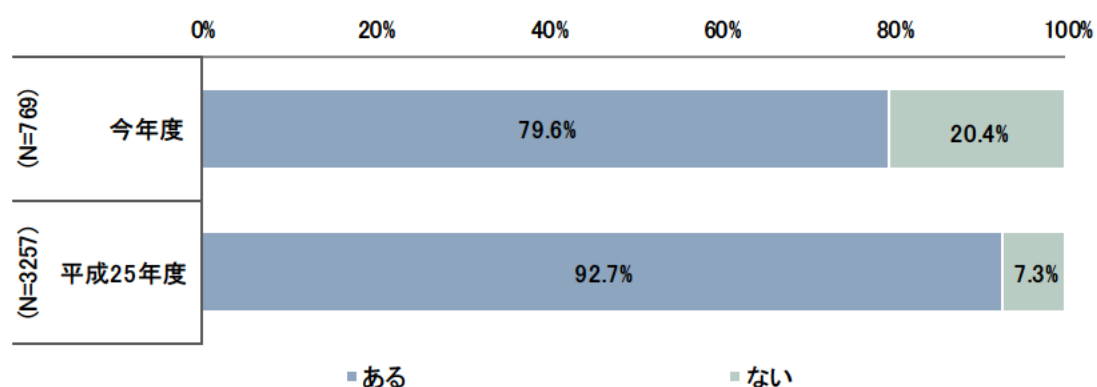
(d) 自社で企画・開発したサービスや商品の有無

下請け受注がある企業のうち、自社で企画・開発した製品が「ある」企業は 79.6%と多くなっている。

平成 25 年度調査では、自社で企画・開発した自社製品（完成品や部品、素材）を「つくっている」企業の割合は、製造業の 92.7%を占めている。

図表 Ⅲ-94：自社で企画・開発したサービスや商品の有無

Q19（製造業の方にお伺いします）④貴社は自社で企画・開発した製品がありますか。（1つだけ）



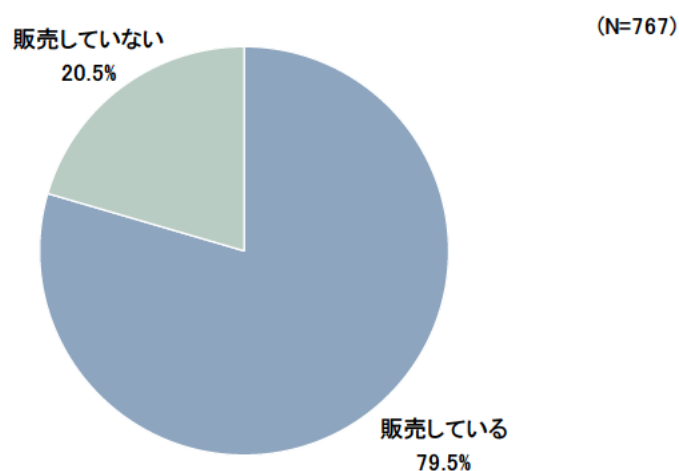
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④自社で企画・開発したサービスや商品の販売の有無

非製造業企業のうち、自社で企画・開発したサービスや商品を「販売している」企業は 79.5% を占めている。

図表 Ⅲ-95 : 自社で企画・開発したサービスや商品の販売(非製造業)

Q20 (非製造業の方にお伺いします) 貴社は自社で企画・開発したサービスや商品を販売していますか。(1つだけ)

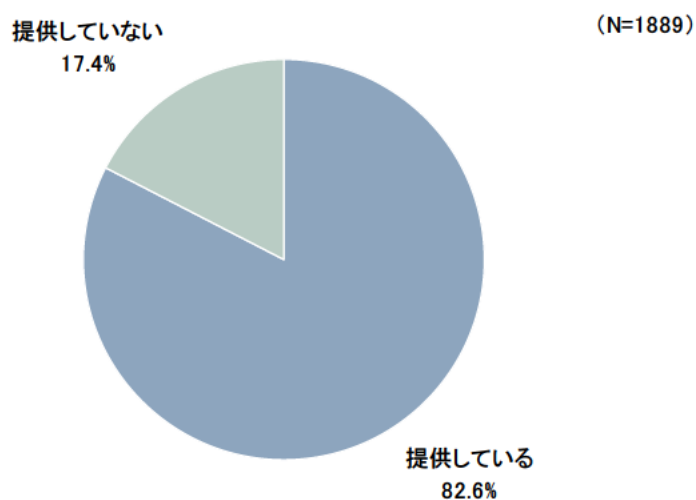


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるが、販売している企業の割合は平成 25 年度の「提供している」割合とほぼ同じになっている。

図表 Ⅲ-96 : (平成 25 年度)自社で企画・開発した自社サービスや自社商品の提供有無
Q 貴社は自社で企画・開発した自社サービスや自社商品を提供していますか



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

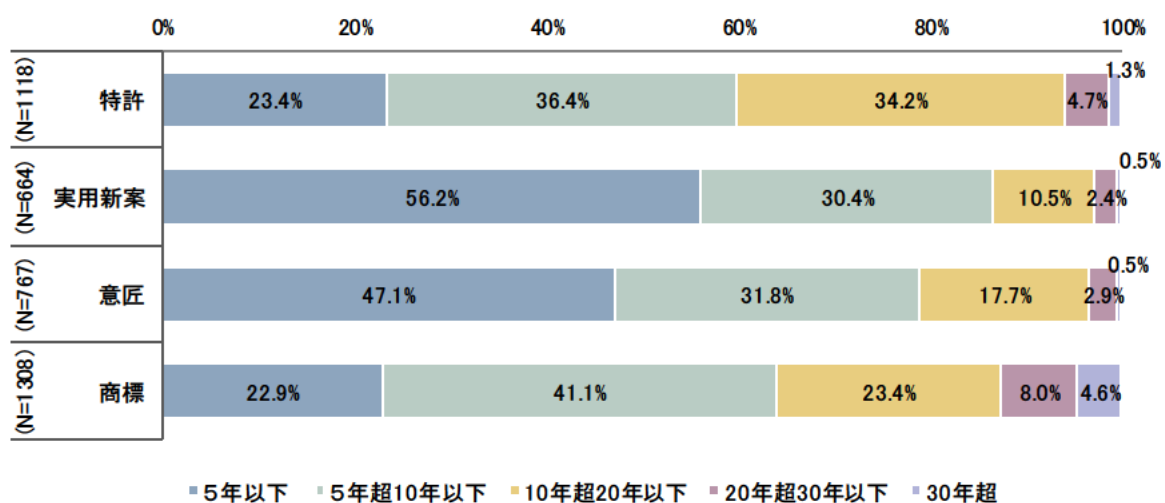
⑤知財権別の製品・サービスのライフサイクル

特許を用いている製品・サービスのライフサイクル（期間）は、5年超10年以下の企業が36.4%と最も多い。商標も同様に5年超10年以下が最も多いが、実用新案と意匠は5年以下が最も多く、特許と商標よりライフサイクルが短い傾向がみられる。

図表 Ⅲ-97：知的財産権別の製品・サービスのライフサイクル

Q21 貴社が知的財産権を用いている製品・サービスの平均的なライフサイクル（期間）はどの程度ですか。

①～④の知的財産権毎にお答えください。



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

⑥新規事業等への取り組み

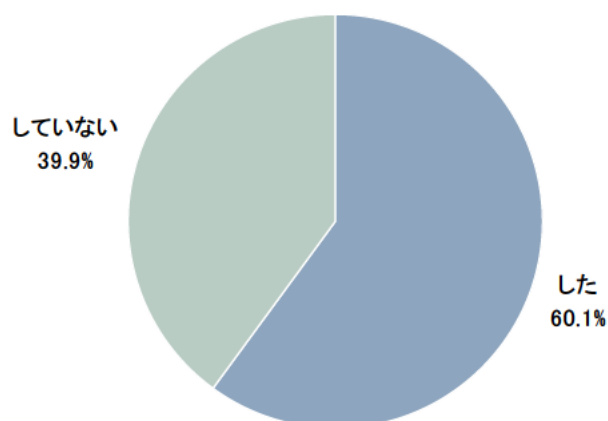
(a) 新規事業展開の有無

過去 10 年以内に新規事業を展開「した」企業は 60.1%となっている。

図表 Ⅲ-98 :10 年以内の新規事業展開の有無

Q22 新規事業などの取組について ①過去 10 年以内に新規事業を展開しましたか。(1つだけ)

(N=1960)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

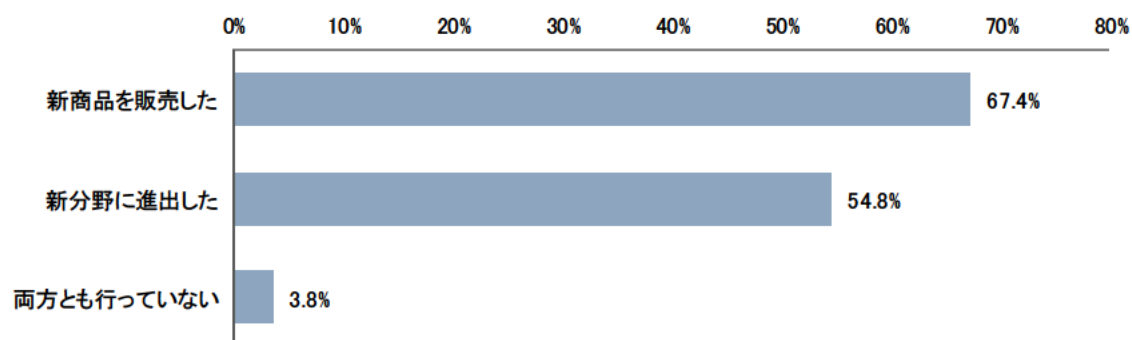
(b) 新商品の販売や新分野への進出の有無

過去 10 年以内に新規事業を展開した企業のうち、その新規事業で「新商品を販売した」企業の割合は 67.4%、「新分野に進出した」は 54.8%となっている。

図表 Ⅲ-99 :新商品の販売や新分野への進出の有無(複数回答)

Q22 新規事業などの取組について ②その新規事業では新商品の販売や新分野への進出を行いましたか。(いくつでも)

(N=1166)



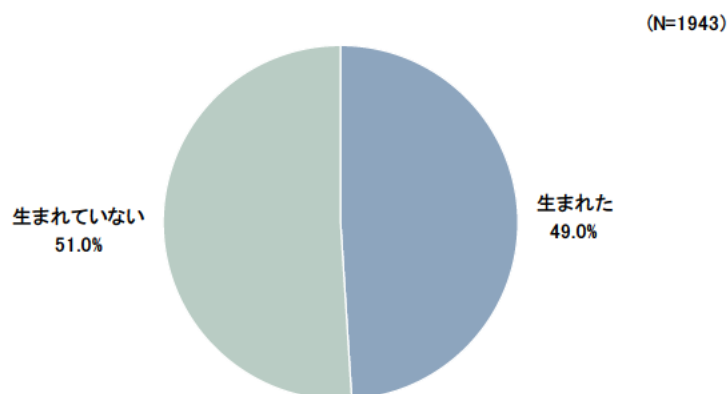
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c) 「新技術やヒット商品・サービス」の有無

過去 10 年以内に収益に大きく貢献する新技術やヒット商品・サービスが「生まれた」企業は、新規事業を展開した企業の 49.0%を占めており、約半数が収益に大きく貢献する技術などを生み出している。

図表 Ⅲ-100 :収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」創出の有無

Q22 新規事業などの取組について ③過去 10 年以内に貴社の収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」は生まれましたか。(1つだけ)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

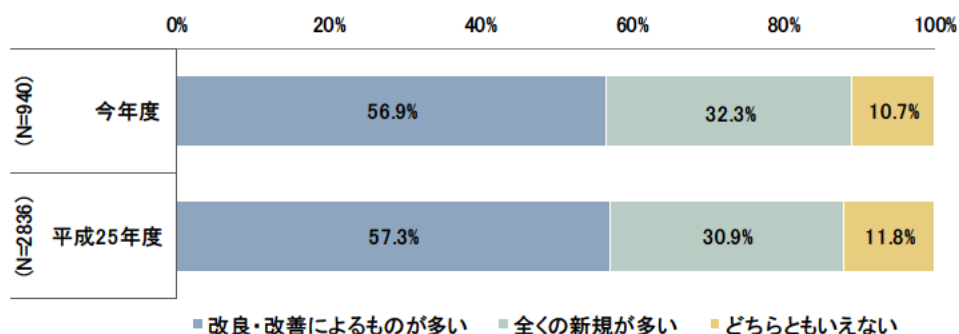
(d) 「新技術やヒット商品・サービス」の種類

収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」が生まれた企業について、その新技術やヒット商品・サービスは「改良・改善によるものが多い」と回答した企業が 56.9%、「全くの新規が多い」企業は 32.3%となっており、改良・改善型が多くなっている。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、概ね同じ回答割合となっている。

図表 Ⅲ-101 :「新技術やヒット商品・サービス」創出の性質

Q22 新規事業などの取組について ④その「新技術やヒット商品・サービス」は既存の技術や商品・サービスの改良・改善によるもの、全くの新規開発によるもの、どちらが多いですか。(1つだけ)



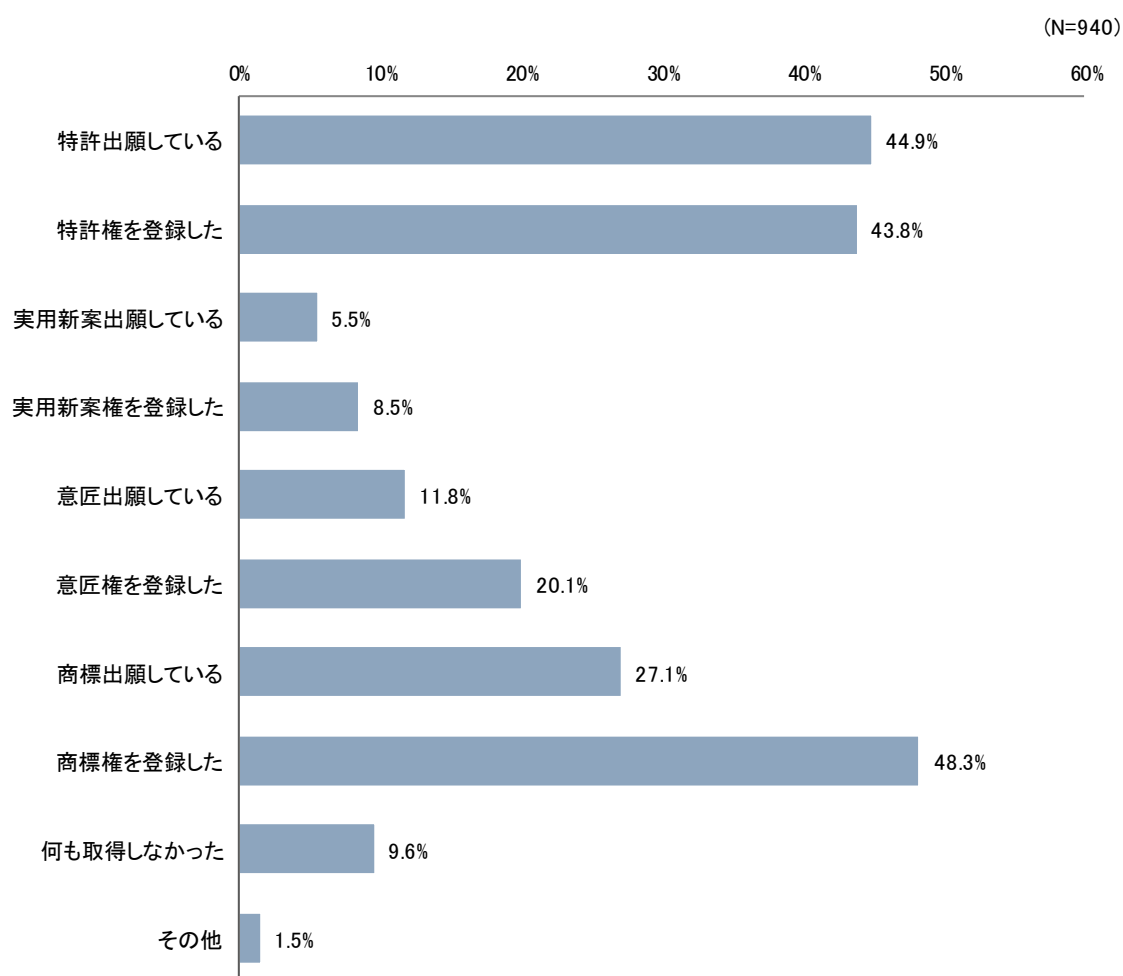
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(e) 「新技術やヒット商品・サービス」に関する知的財産権の取得

新技術やヒット商品・サービスについて、「商標権を登録した」企業が 48.3%、「特許出願している」企業が 44.9%、「特許権を登録した」企業が 43.8%となっている。一方、知的財産権は「何も取得しなかった」企業は 9.6%となっている。

図表 Ⅲ-102 : 「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権の取得の有無(複数回答)

Q22 新規事業などの取組について ⑤ その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得しましたか。(いくつでも)



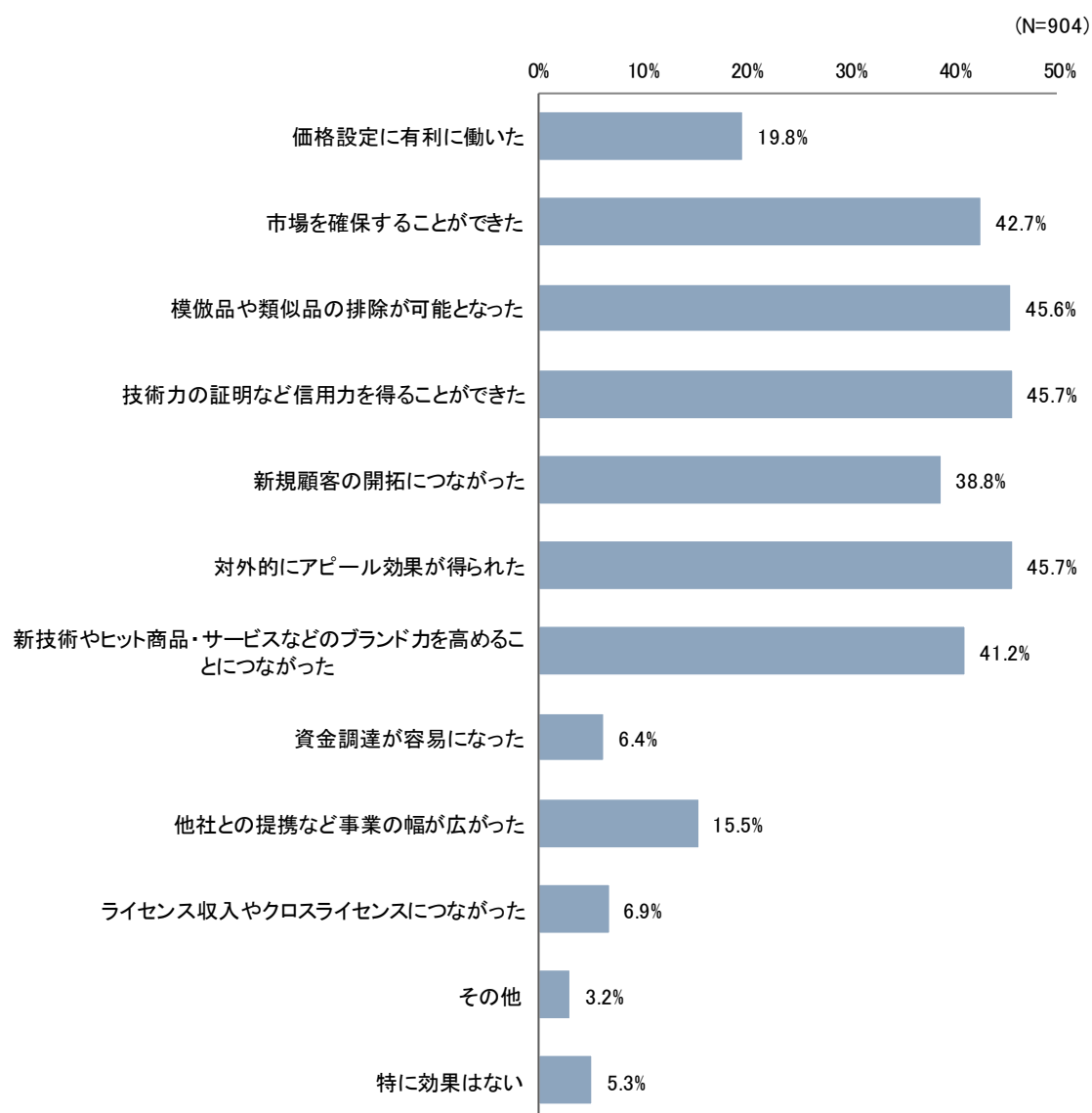
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(f) 「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権取得による効果

知的財産権を取得した効果として、「技術力の証明など信用力を得ることができた」(45.7%)、「対外的にアピール効果が得られた」(45.7%)、「模倣品や類似品の排除が可能となった」(45.6%)、「市場を確保することができた」(42.7%)などの効果があげられており、「特に効果はない」は5.3%となっている。

図表 Ⅲ-103 : 「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権取得による効果(複数回答)

Q22 新規事業などの取組について ⑥その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得したことは事業を進めるうえでどのような効果がありましたか。(いくつでも)



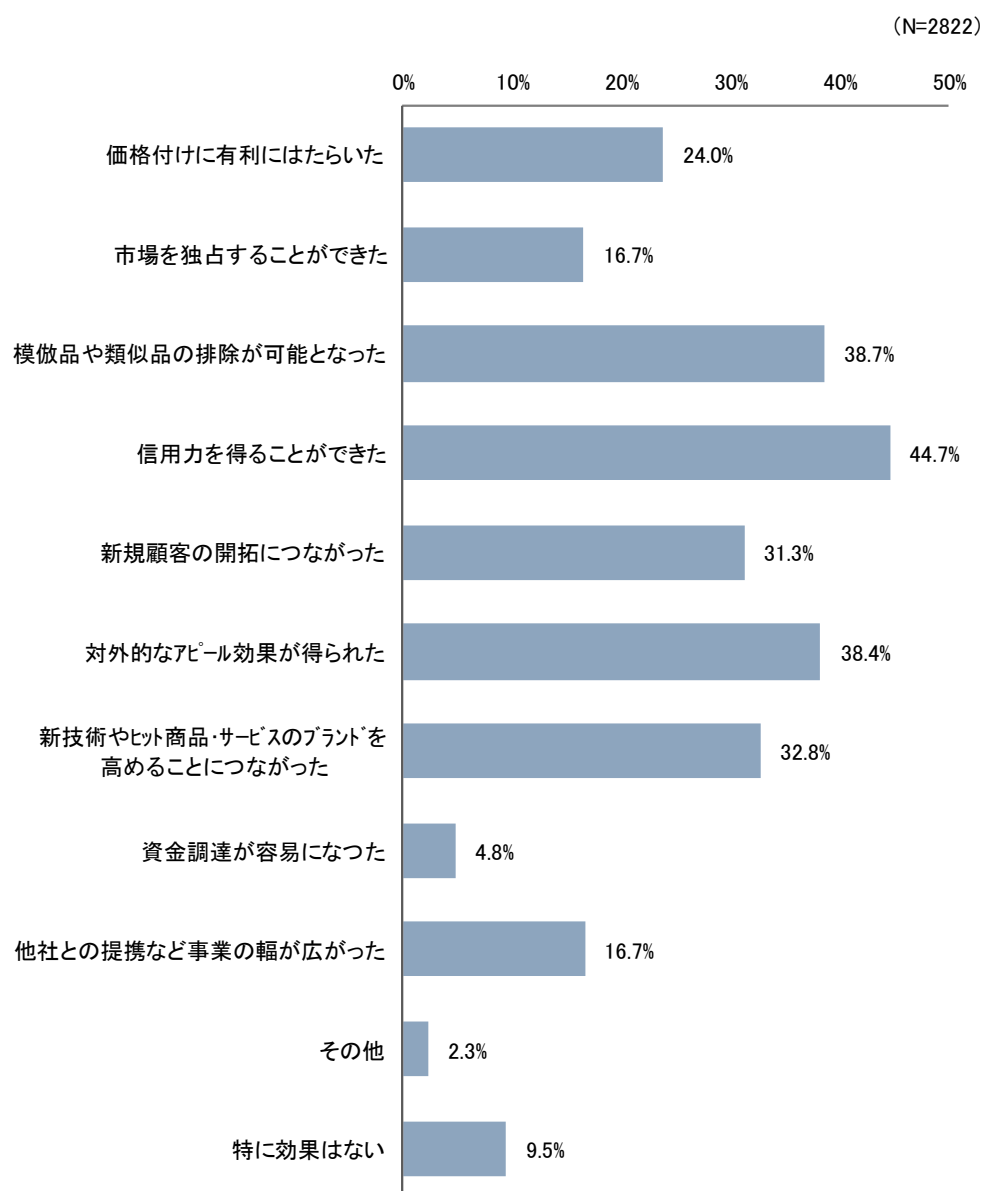
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確に比較することはできないが、「信用力を得ることができた」(44.7%) は今年度と平成 25 年度が同程度の割合となっているが、その他の主な効果は今年度の回答割合が平成 25 年度を上回っている。

図表 III-104 : (平成 25 年度)知的財産権を取得したことにおける効果(複数回答)

Q その「新技術やヒット商品・サービス」で、知的財産権を取得したことは、新技術やヒット商品・サービスの事業を進めるうえでどのような効果がありましたか



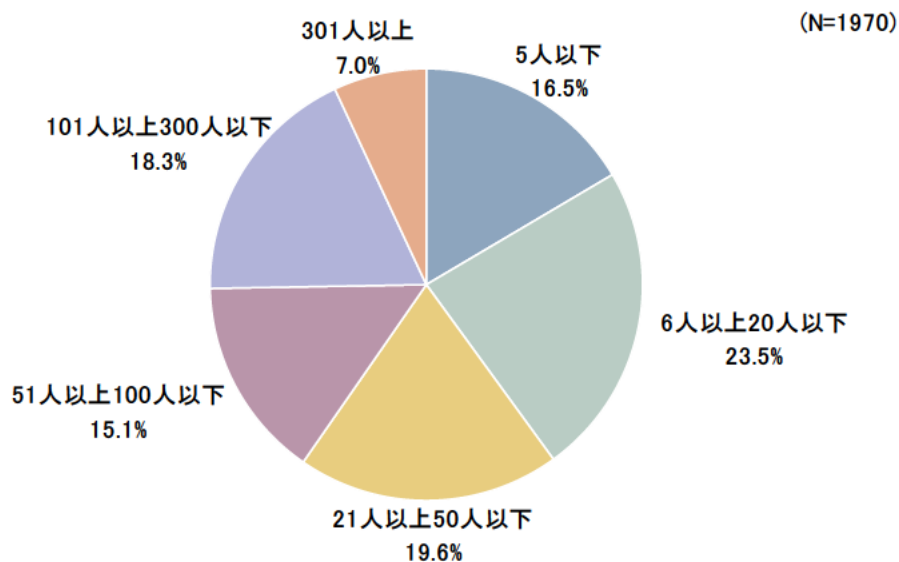
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑦会社概要

(a) 従業員数

図表 Ⅲ-105 :従業員数

Q23 貴社の概要 ①-a 従業員数

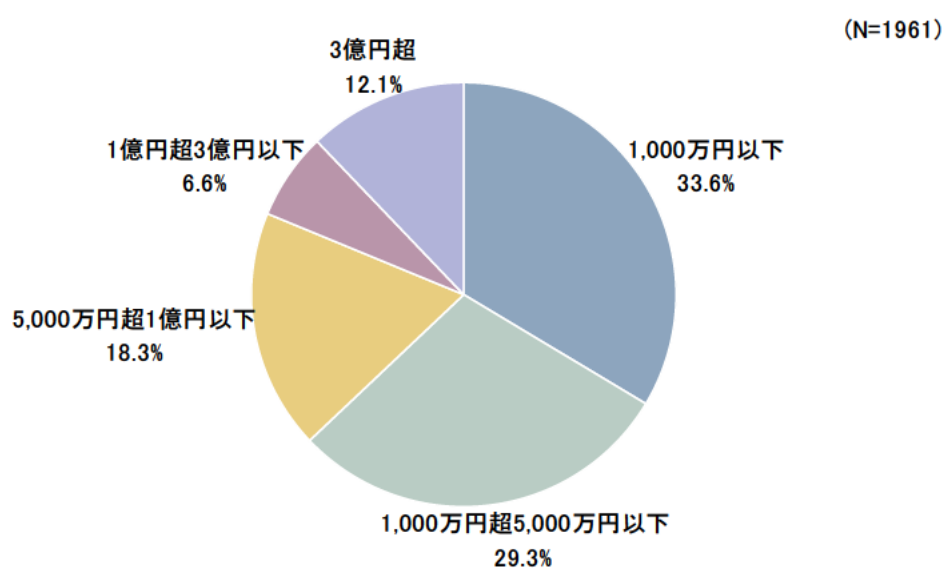


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(b) 資本金

図表 Ⅲ-106 :資本金(百万円)

Q23 貴社の概要 ①-b 資本金

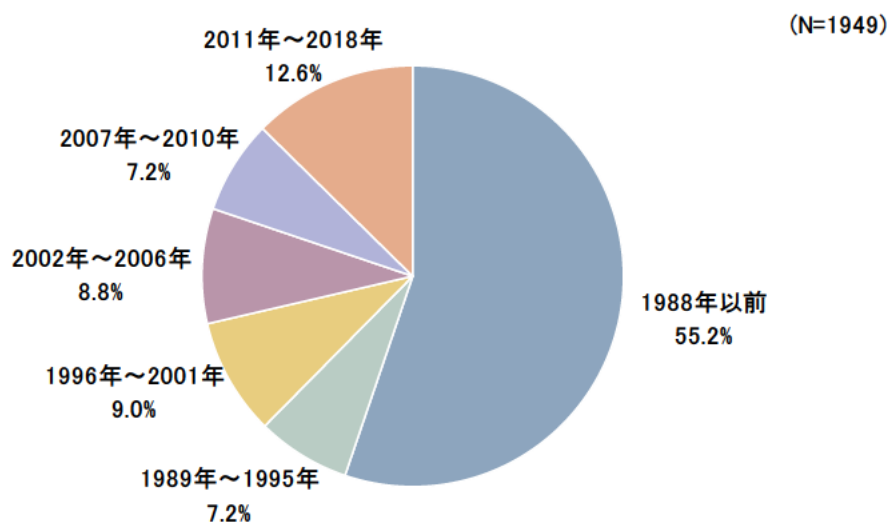


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c) 設立年

図表 Ⅲ-107 : 設立年

Q23 貴社の概要 ①-c 設立年

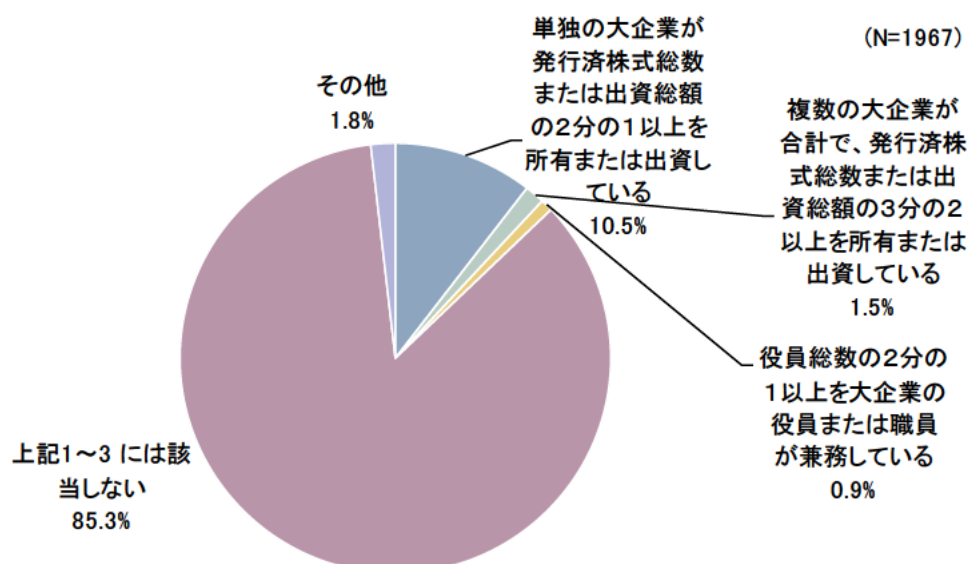


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(d) 大企業との資本関係

図表 Ⅲ-108 : 大企業との資本関係

Q23 貴社の概要 ②大企業との資本関係(1つだけ)

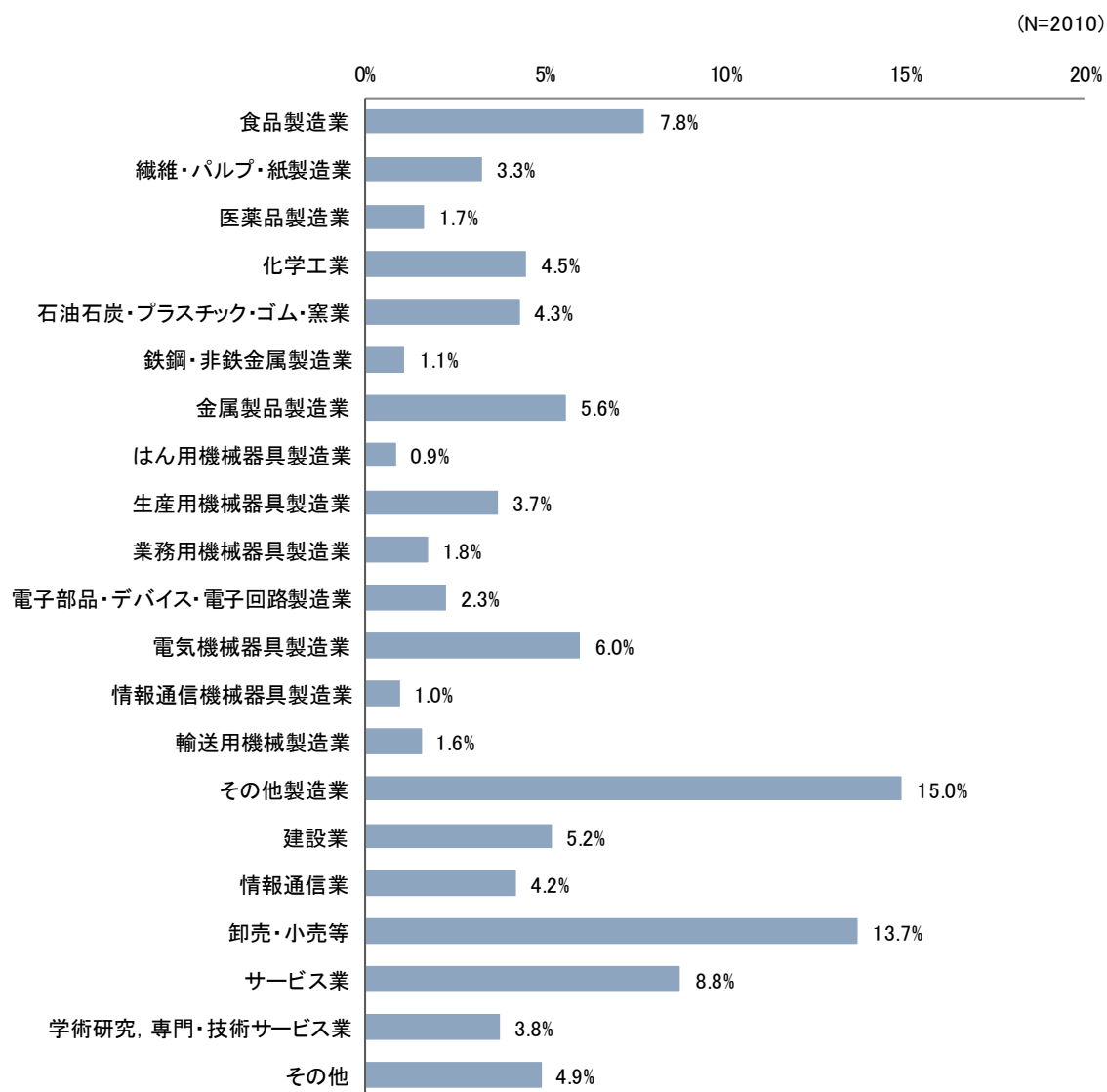


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(e) 業種

図表 III-109 :業種

Q23 貴社の概要 ③ 業種(1つだけ)

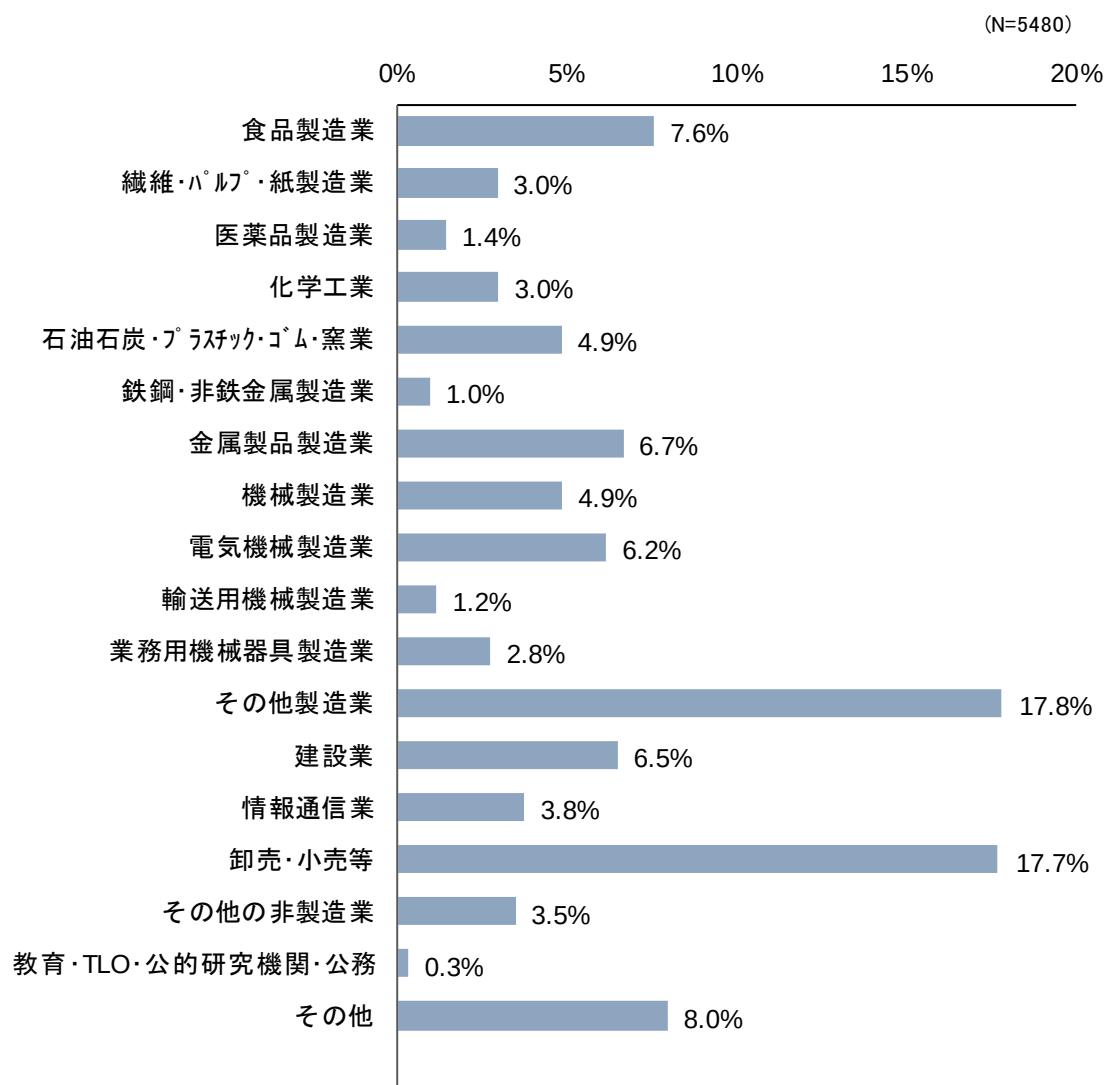


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

図表 Ⅲ-110 : (平成 25 年度)業種

Q 貴社の概要について(業種)



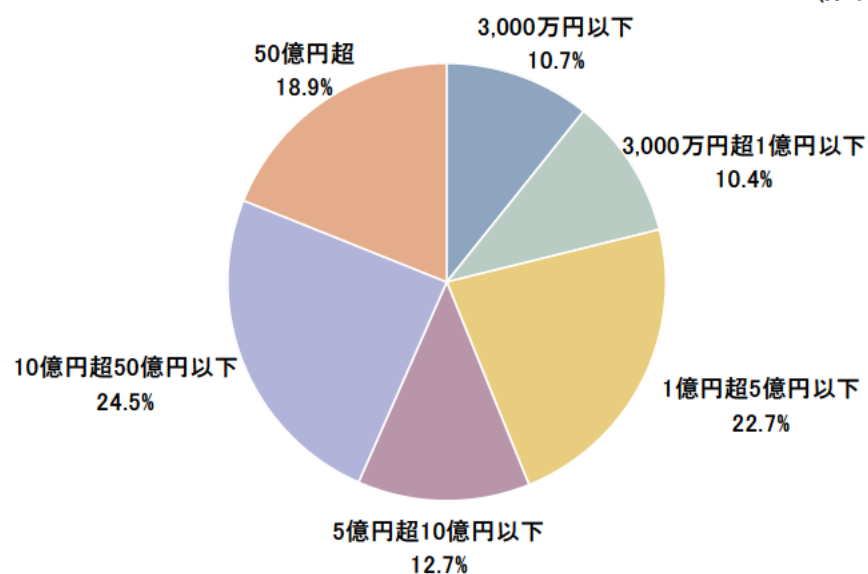
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(f) 売上高

図表 Ⅲ-111 :2017 年度売上高(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)a)売上高

(N=1712)



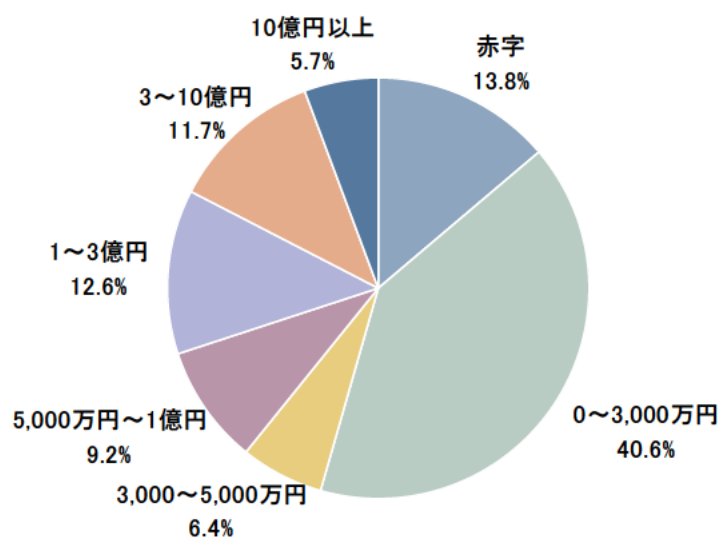
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(g) 経常利益

図表 Ⅲ-112 :2017 年度経常利益(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)b)経常利益

(N=1551)



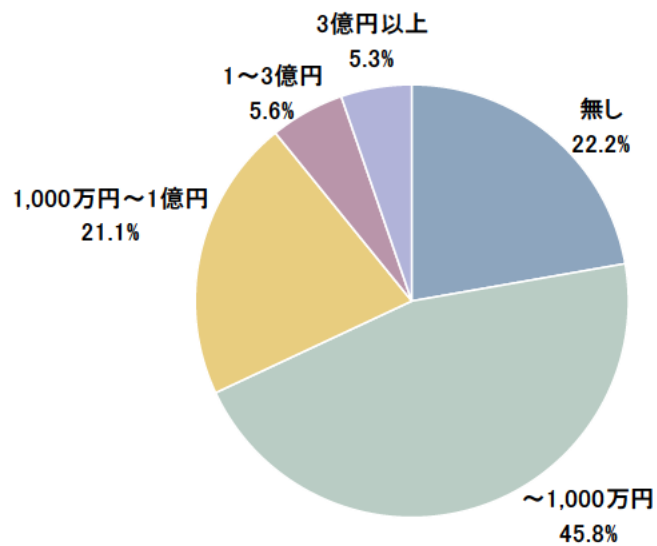
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(h) 研究開発費

図表 Ⅲ-113 :2017 年度研究開発費(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)c)研究開発費

(N=1439)

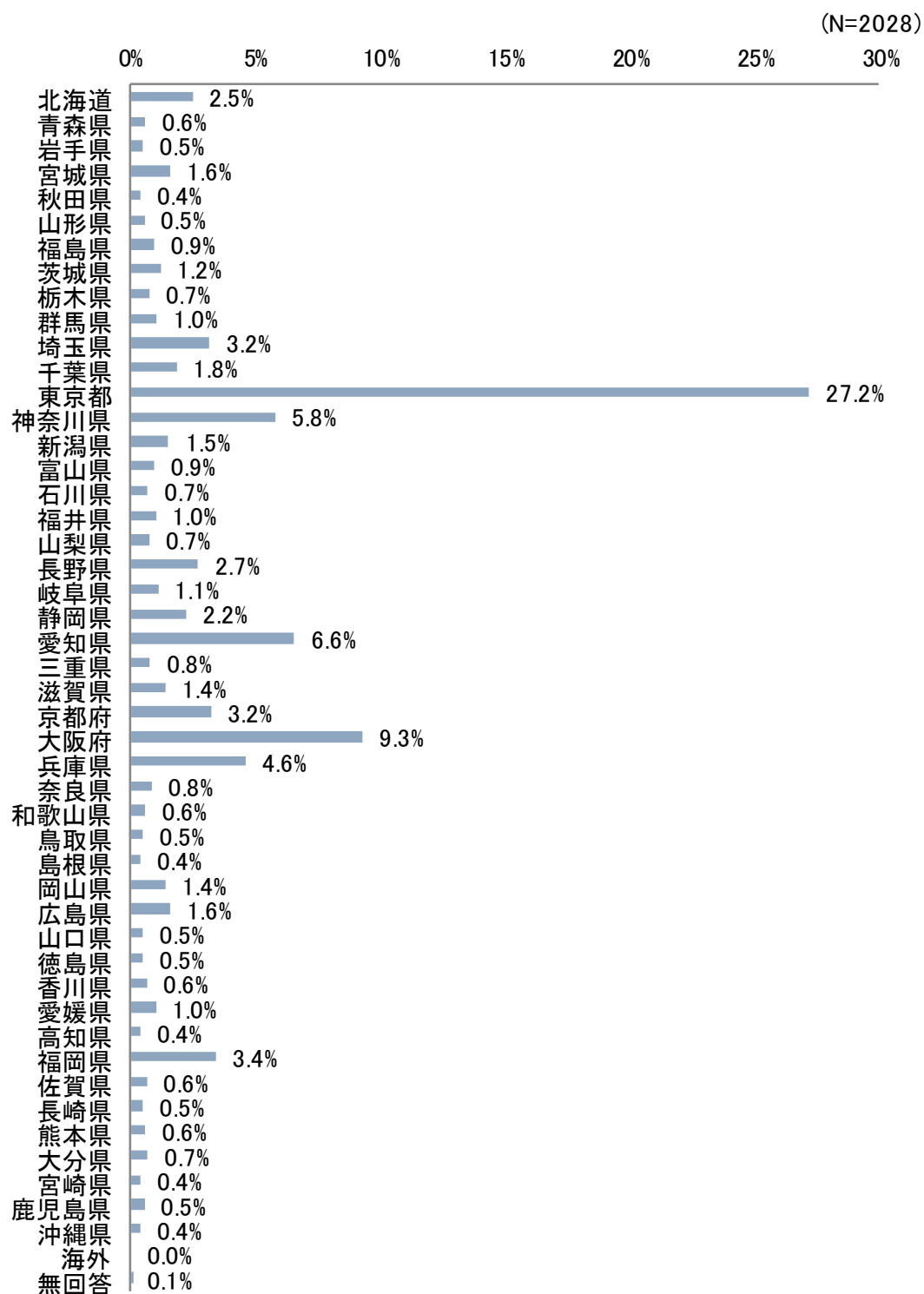


注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(i) 本社所在地

図表 Ⅲ-114 : 本社所在地

Q23 貴社の概要 ⑤ 都道府県(本社所在地)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

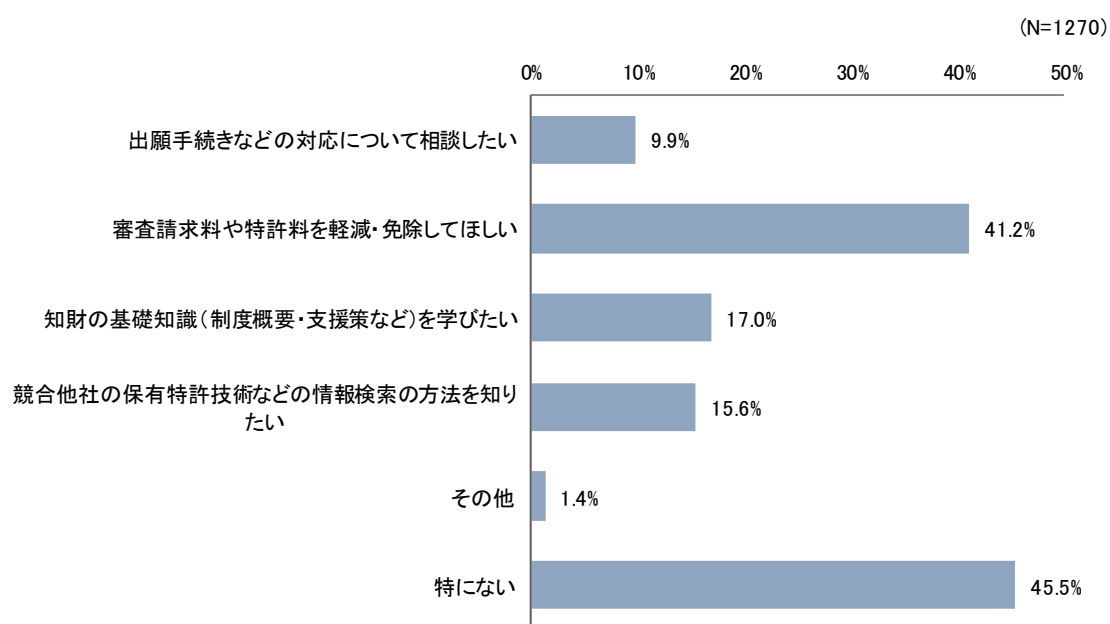
(18) 知財に関する公的支援ニーズ

①権利化について受けた公的支援

アイデアなどの権利化について受けた支援は、「審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい」が回答企業の 41.2%と多くなっている。

図表 III-115 : 権利化について受けた公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。①アイデアなどの権利化(いくつでも)



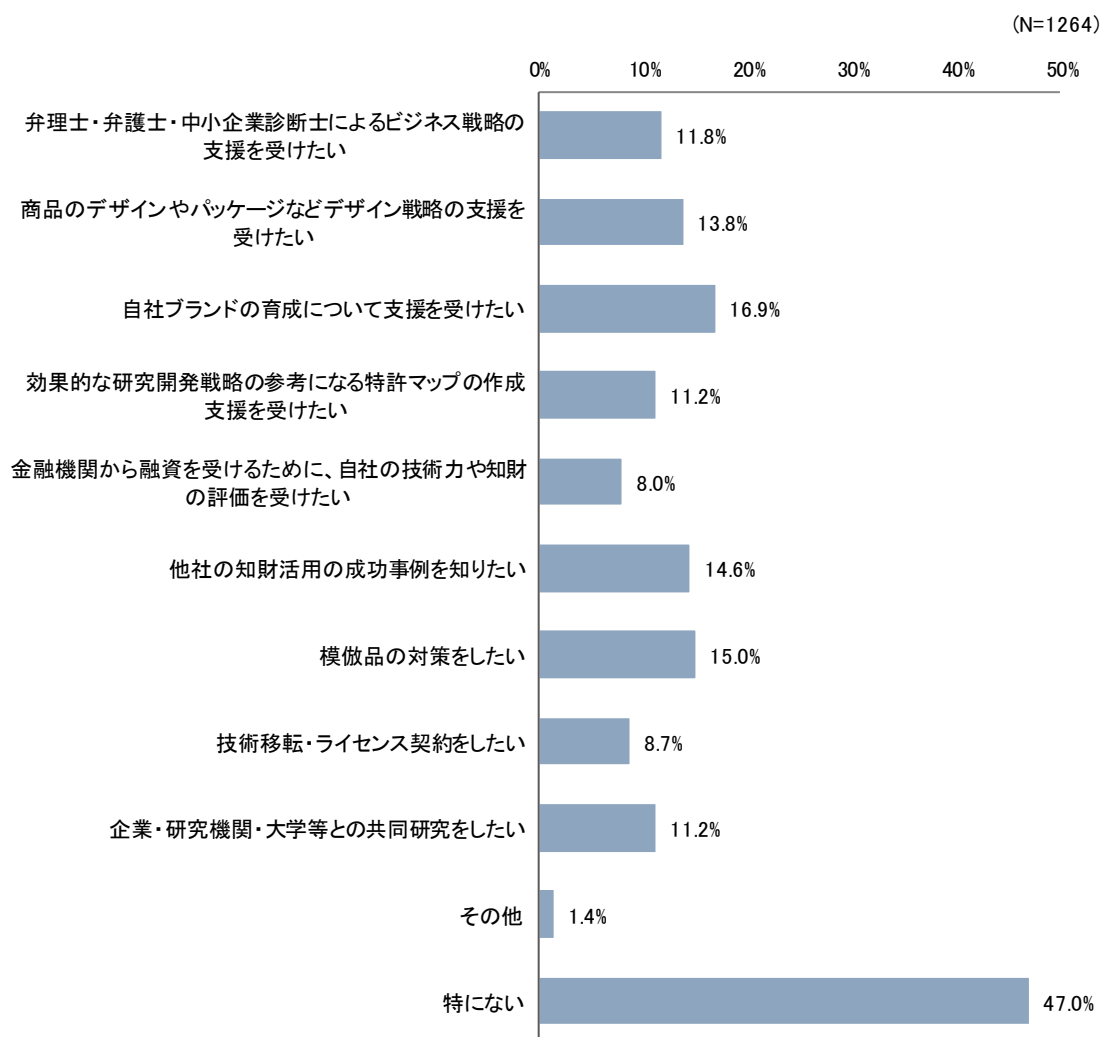
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知財の活用について受けた公的支援

「自社ブランドの育成について支援を受けたい」は 16.9%、「模倣品の対策をしたい」は 15.0%、「他社の知財活用の成功事例を知りたい」は 14.6%となっている。

図表 Ⅲ-116 : 知財の活用について受けた公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ②知財の活用(いくつでも)



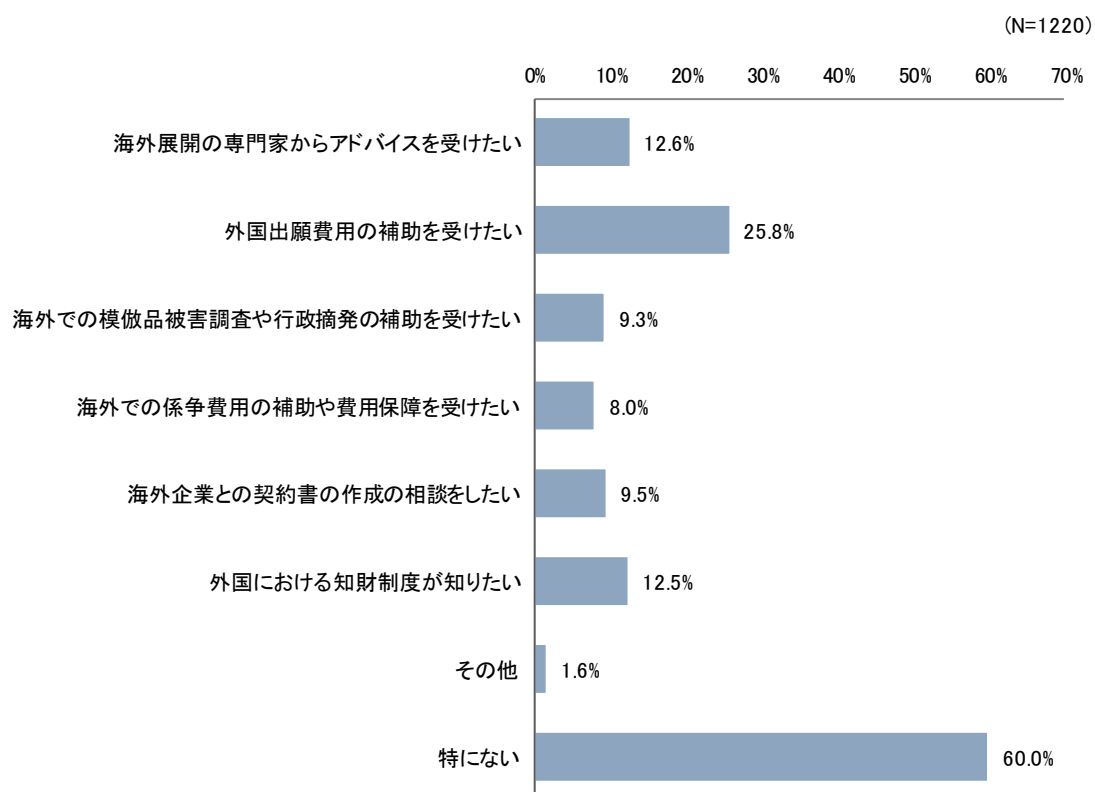
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③海外展開について受けた公的支援

回答企業の 25.8%が「外国出願費用の補助を受けたい」としている。「海外展開の専門家からアドバイスを受けたい」は 12.6%、「外国における知財制度が知りたい」は 12.5%となっている。

図表 Ⅲ-117 :海外展開について受けた公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ③海外展開(いくつでも)



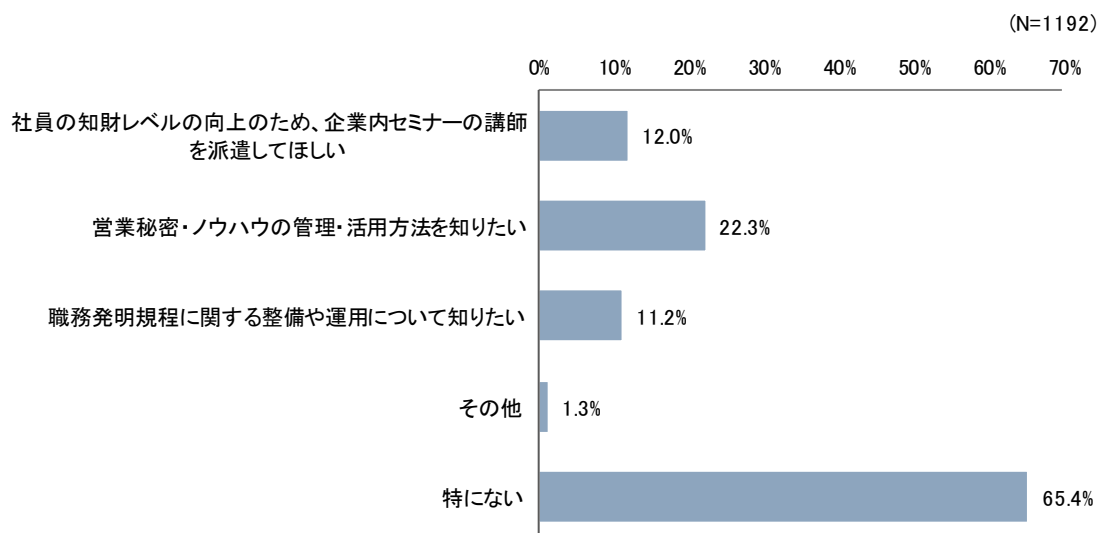
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④社内の体制整備について受けた公的支援

「営業秘密・ノウハウの管理・活用方法を知りたい」が22.3%と比較的多くなっている。

図表 III-118 : 社内の体制整備について受けた公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。④社内の体制整備(いくつでも)



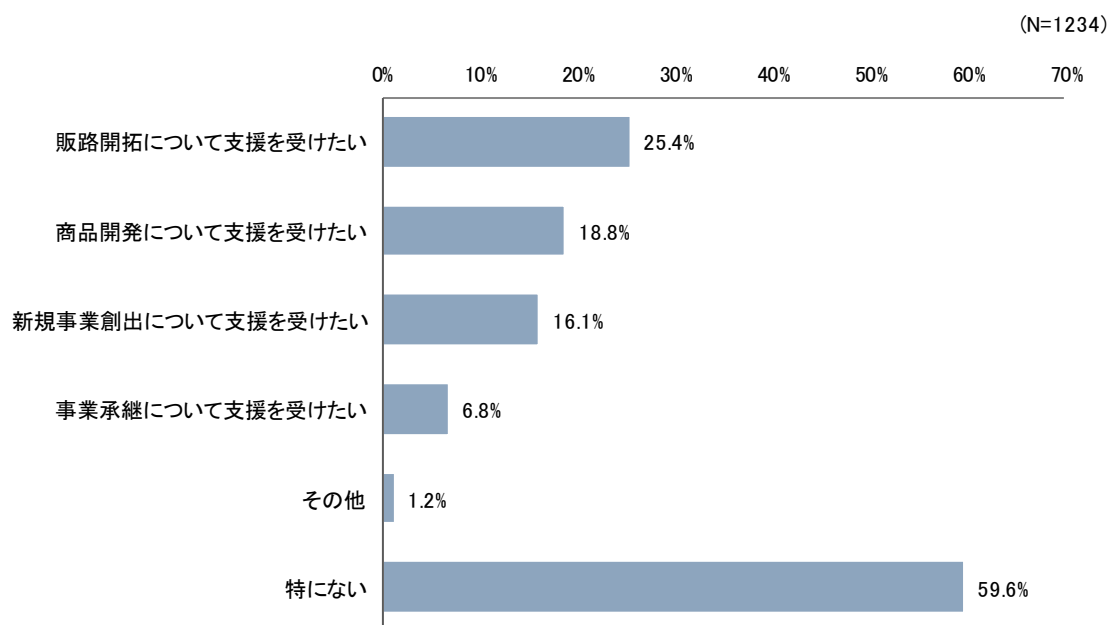
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

⑤その他受けた公的支援

「販路開拓について支援を受けたい」が 25.4%、「商品開発について支援を受けたい」が 18.8%となっている。

図表 III-119 :その他受けた公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ⑤その他(いくつでも)



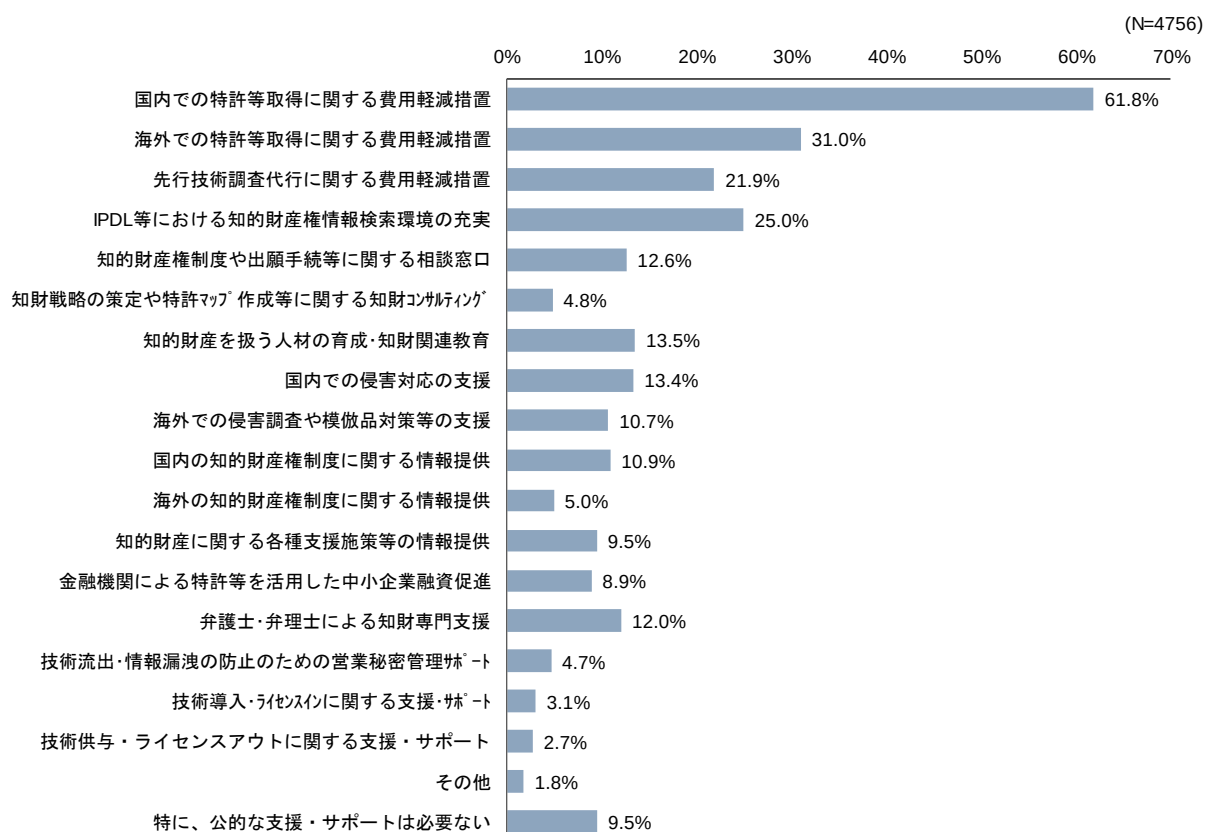
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため、正確な比較はできないが、平成 25 年度は「費用軽減措置」を必要とする企業が多い。

図表 Ⅲ-120 : (平成 25 年度)知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的サポート(複数回答)

Q 貴社が知的財産活動に取り組むにあたり、どのような公的な支援・サポートを必要としていますか(必要度合いが高いものを3つまで)



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(19) 特許庁の支援施策

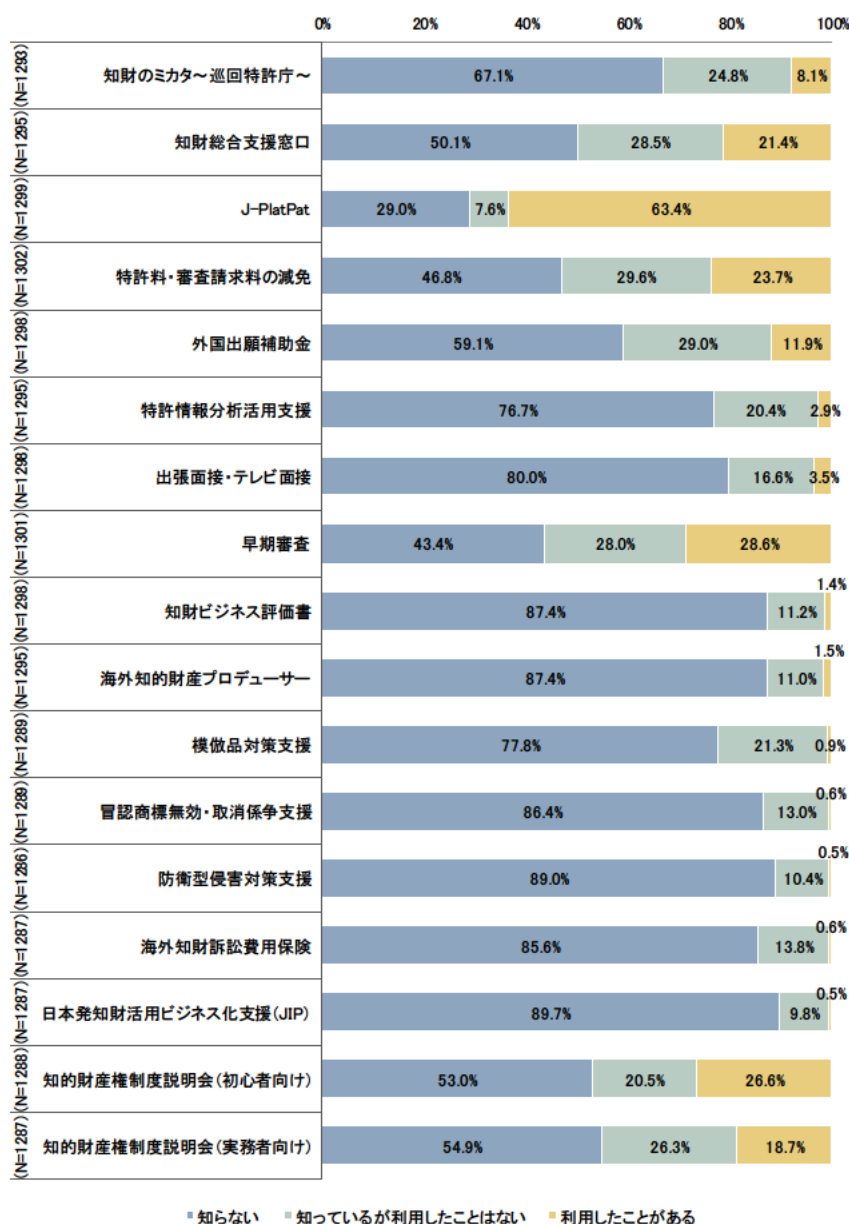
①認知度⁷⁴

認知度は、「J-PlatPat」が 71.0%、「早期審査」が 56.6%、「特許料・審査請求料の減免」が 53.3%と過半数を超えている。

「利用したことがある」の回答が多かった支援施策については、「J-PlatPat」は 63.4%、「早期審査」は 28.6%、「知的財産権制度説明会（初心者向け）」は 26.6%、「特許料・審査請求料の減免」は 23.7%となっている。

図表 Ⅲ-121 :特許庁支援施策の認知度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、それぞれ①認知度をお答えください。



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

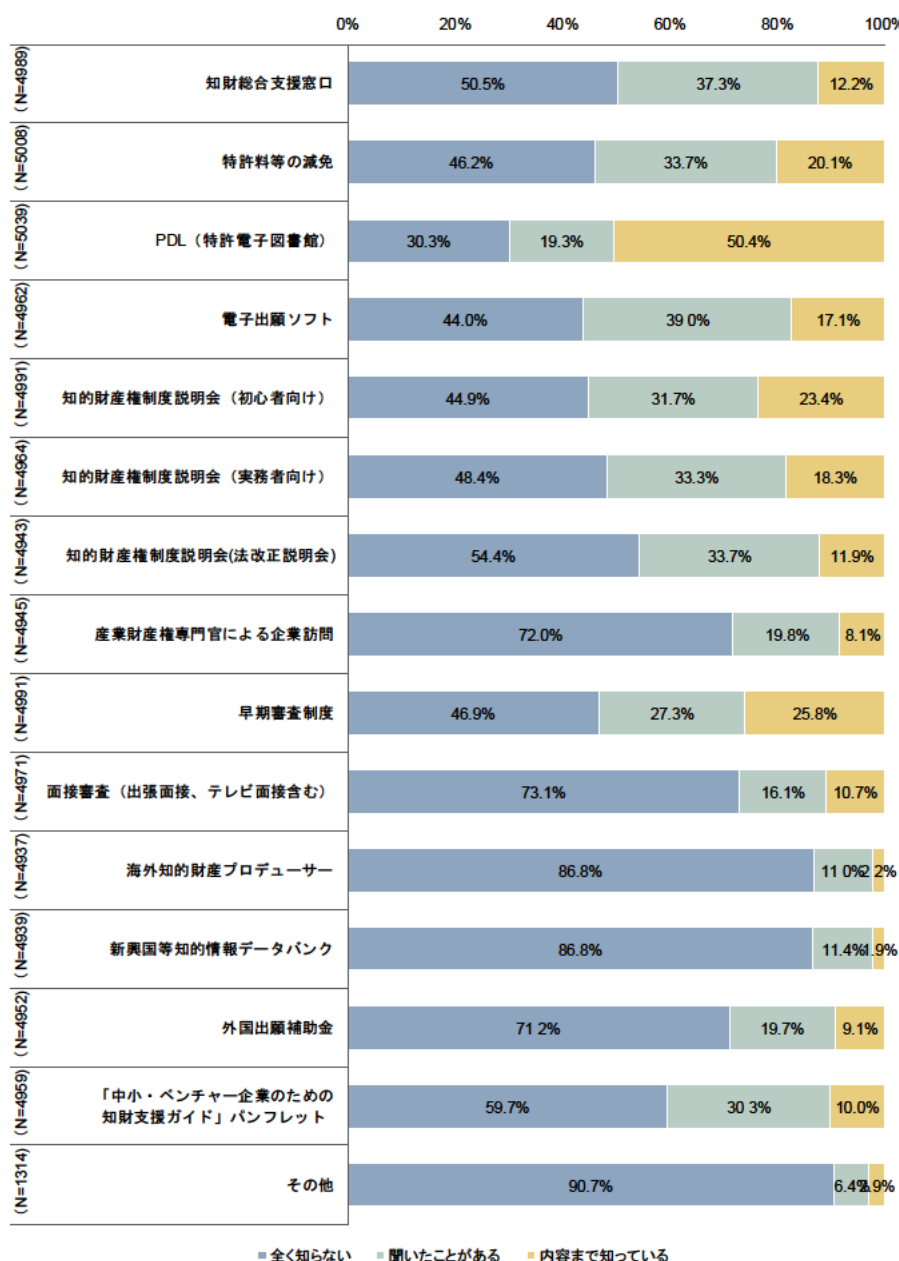
⁷⁴ 「知っているが利用したことはない」 + 「利用したことがある」の合算値

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度の認知度⁷⁵と平成 30 年度の認知度⁷⁶を比較すると、認知度が上がった支援施策は、外国出願補助金が 28.8%から 40.9%まで 12.1%増加、早期審査が 53.1%から 56.6%まで 3.5%増加、J-PlatPat⁷⁷が 69.7%から 71%まで 1.3%増加、知財総合支援窓口が 49.5%から 49.9%まで 0.4%増加となった。

図表 Ⅲ-122 : (平成 25 年度)特許庁支援施策の認知度

Q 特許庁が行っている支援施策について各支援施策の認知状況についてお答えください



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⁷⁵ 「内容まで知っている」 + 「聞いたことがある」の合算値

⁷⁶ 「知っているが利用したことはない」 + 「利用したことがある」の合算値

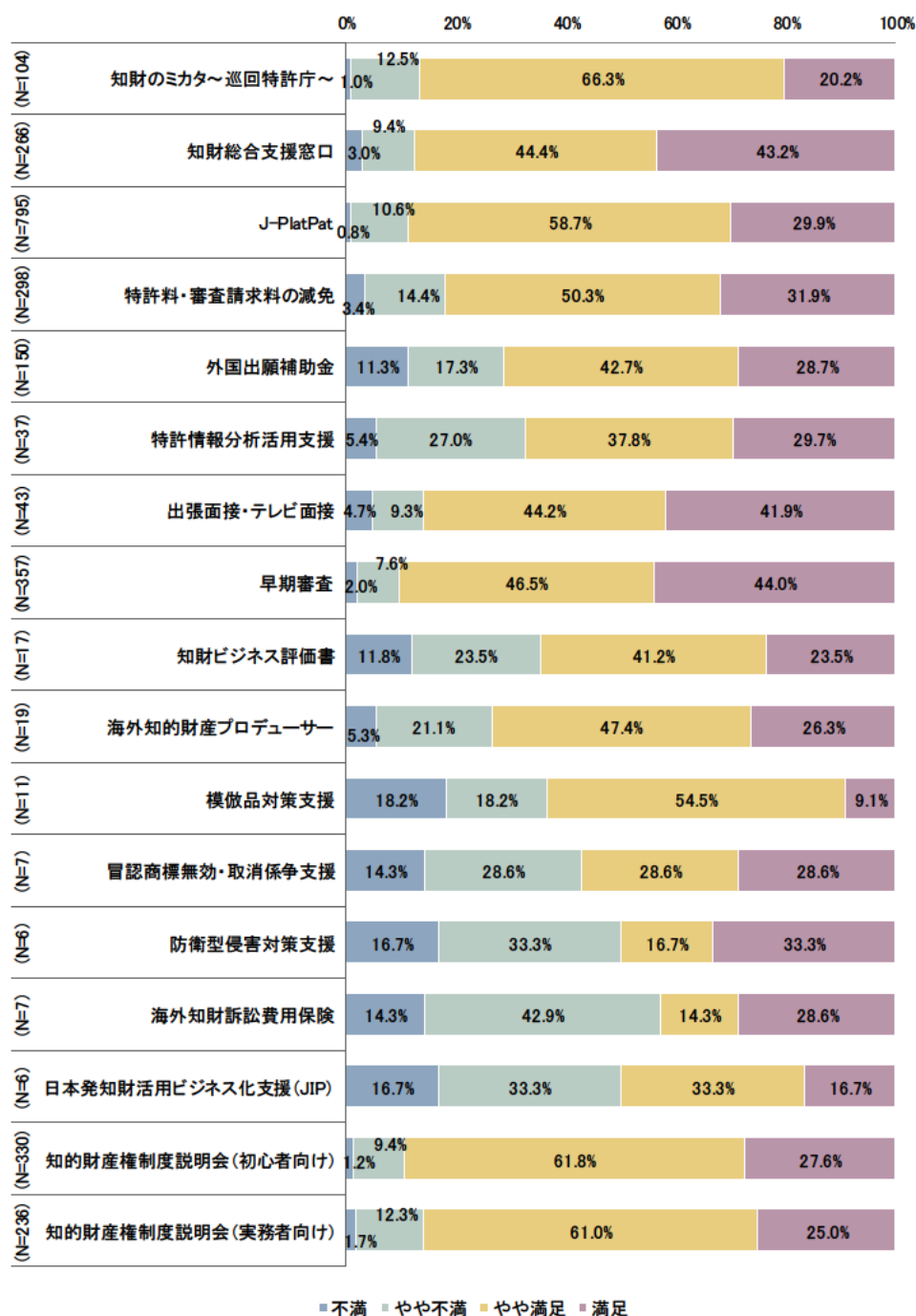
⁷⁷ 平成 25 年度調査時は「IPDL (特許電子図書館)」

②満足度

特許庁支援事業の利用者の満足度は総じて高く、「満足」という回答割合は、早期審査が44.0%、知財総合支援窓口が43.2%、出張面接・テレビ面接が41.9%となっている。

図表 Ⅲ-123 :特許庁支援施策の満足度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、利用経験が有る施策については、②満足度をお答えください。(利用経験が無い場合は回答不要)



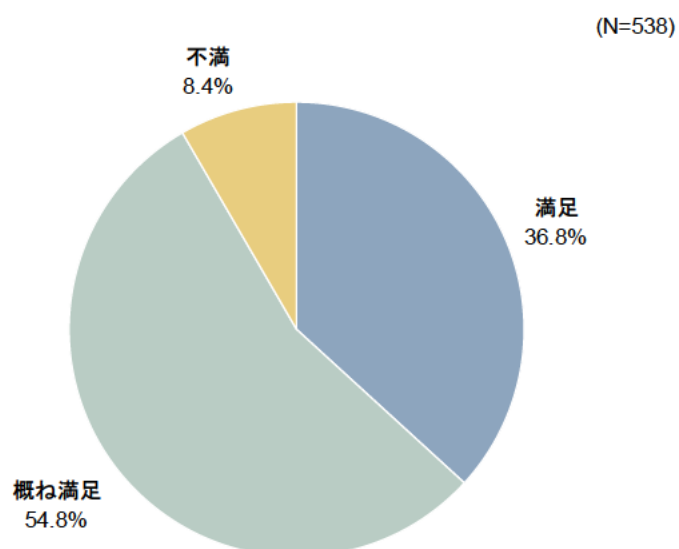
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

知財総合支援窓口の満足度について、「満足」と回答した者は、平成 25 年度調査の 36.8%から今年度調査の 43.2%まで 6.4%増加となっている。

図表 Ⅲ-124 : (平成 25 年度)知財総合支援窓口を利用した結果の満足度

Q 利用した結果の満足度について



注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（２０）知財総合支援窓口に希望する相談内容

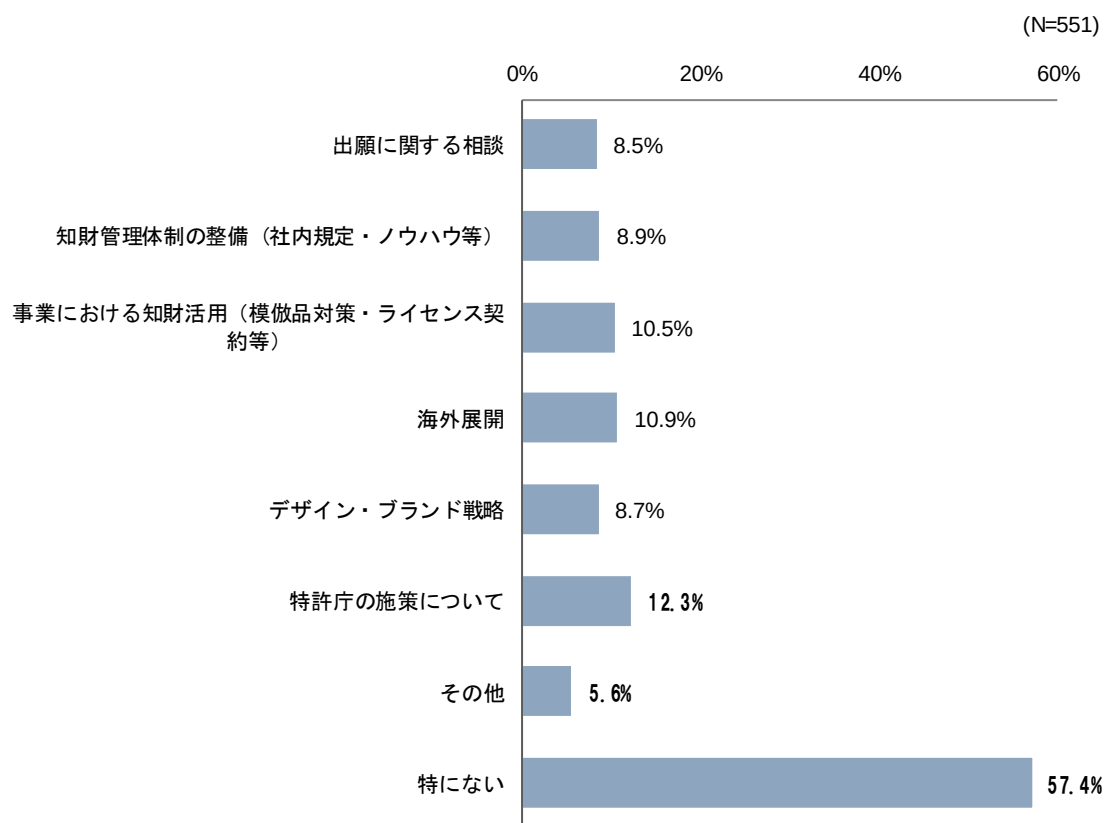
①希望する相談内容

「特許庁の施策について」が 12.3%であり、「海外展開」が 10.9%、「事業における知財活用」が 10.5%と続く。

図表 Ⅲ-125：希望する相談内容(複数回答)

Q28 知財総合支援窓口への相談のご希望について(ご希望の方のみご記入ください)

知的財産や特許庁支援施策に関する相談のご希望がございましたら、お近くの知財総合支援窓口から後日連絡させていただきます。ご希望の相談内容について、以下の番号に○印をご記入ください。(いくつでも)
なお、相談は無料です。



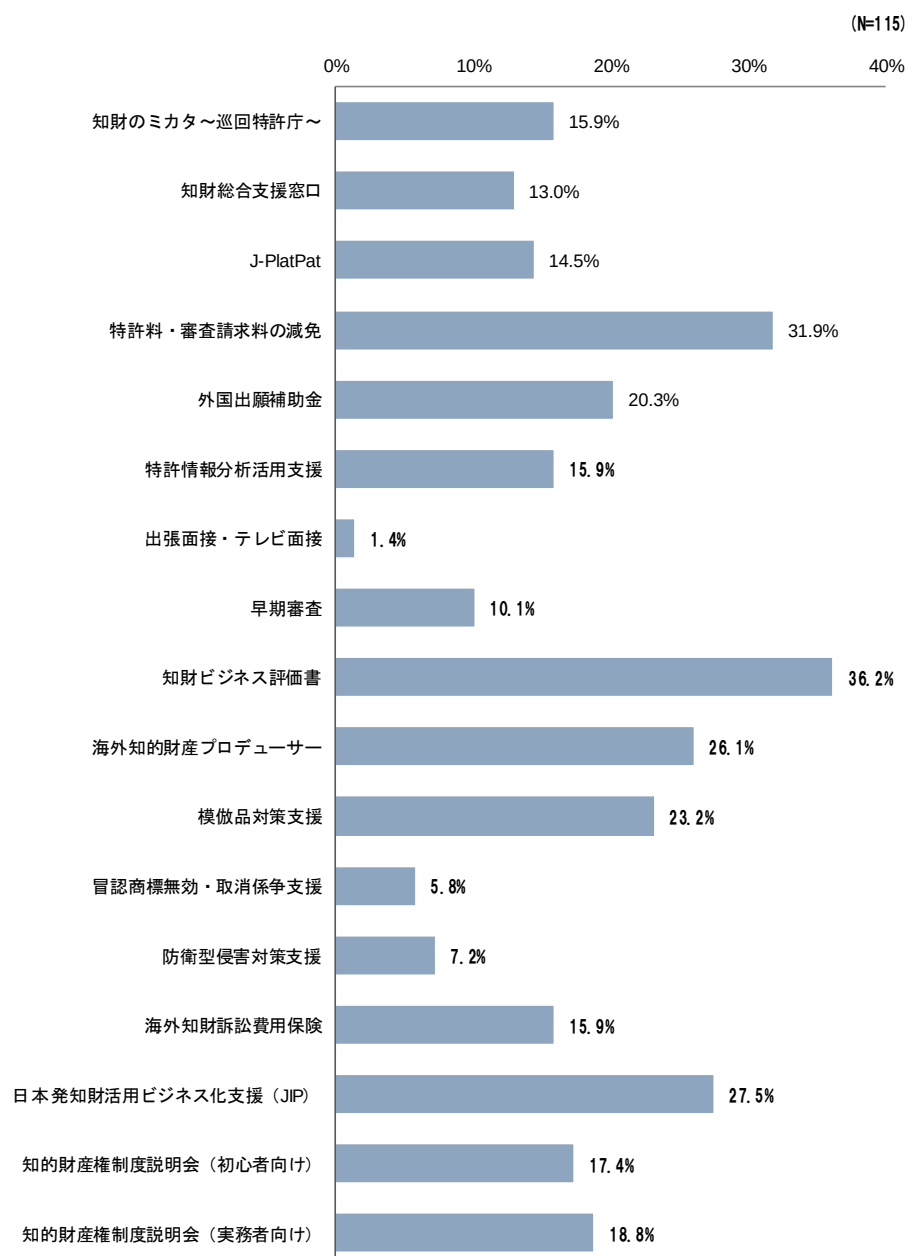
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知財総合支援窓口に希望する相談内容（特許庁の施策について）

Q28 希望する相談内容の「特許庁の施策について」の内訳は以下の通り。「知財ビジネス評価書」が 36.2%と最も高く、「特許料・審査請求料の減免」が 31.9%、「日本発知財活用ビジネス化支援（JIP）」27.5%と続く。

図表 III-126：特許庁の施策について(複数回答)

Q28 「6 特許庁の施策について」。Q25の1～17の施策について、該当する番号を記載してください。
(複数可)



注）％は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した